

附属第Ⅲ編 国費の算定方法

単年度交付限度額（要綱本編第 7）の算定に用いる交付対象事業ごとの国費算定の基礎額（以下単に「基礎額」という。）は、この編に定めるところにより算定するものとする。

なお、国費率（基礎額算定の基礎となる国費の交付率又は国の補助率若しくは負担率）のみが規定されている事業については、算定の対象となる事業費（交付対象事業に係る当該年度の事業費。ただし、交付対象となる事業費の範囲が詳細に定められているものに関しては、その範囲に限る。）に国費率を乗じた額をもって基礎額とする。

第 1 章 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業

イー 1 道路事業

1ー（1）道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-1

事業	率
道路法第 5 0 条第 1 項に規定される事業	道路法第 5 0 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 5 6 条に規定される事業	道路法第 5 6 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 3 4 年政令第 1 7 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 2 3 年法律第 2 8 2 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 2 4 年政令第 6 1 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 4 8 号）第 7 条第 1 項	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合

に規定される事業	
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項に定める補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に規定される事業	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 3 項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 105 条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成 14 年政令第 102 号）別表（第 32 条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 4 項に定める負担の割合
離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 7 条に規定される事業	離島振興法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 6 条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和 29 年政令第 239 号）別表（第 1 条関係）に定める負担又は補助の割合

イー１ 道路事業

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和３８年法律第８１号）第２２条第２項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第２２条第２項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第１２１条に規定される事業	土地区画整理法第１２１条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-2 に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成１３年３月３０日付け国道総第５８９号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成２３年７月東日本大震災復興対策本部決定）３（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-3 に定める国費率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-2

	地方公共団体	引上率 δ		
		1.00	1.01～1.09	1.10～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		
		9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)		
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間国道の改築 指定区間国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		
		8.0/10 (※3) 7.0/10		
三	北海道の区域内の地方公共団体	6.0/10		
		5.5/10 $\times \delta$		
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.0/10 $\times \delta$ (※4)	
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10(※5)	5.5/10 $\times \delta$

イー 1 道路事業

	その他	5/10	5/10 × δ
--	-----	------	----------

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注）δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

表 1-(1)-3

		引上率 δ			
		1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕			9.0/10(※1) 8.0/10(※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕			8.0/10(※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体	6.0/10		6.5/10	7.0/10
四	離島の地域内の地方公共団体	6.0/10	6.5/10	7.0/10	7.5/10 (※3,4)

イー１ 道路事業

五	その他の地方公共団体	5.5/10	6.0/10	6.5/10	7.0/10
---	------------	--------	--------	--------	--------

※１ 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第１項第５号に係るものについては、8/10

※２ 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※３ 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第１項各号に係るものについては、7/10

※４ 指定区間外国道の修繕に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10 とする。

注) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和３６年法律第１１２号）第３条第４項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が０.４６未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、１.００とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値とする。

イー２ 港湾事業

イー２－（１）港湾改修事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編イー２－（１）の２.の①～④に掲げる施設ごとに、当該施設の整備費用及びこれらの施設と一体で整備される同⑤に掲げる施設の整備費用の額に次の表に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率
- 内地

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10, 4/10 [*]	5/10, 4/10 [*]	5/10, 4/10 [*]	5/10, 4/10 [*]
重要港湾	5/10, 5.5/10 4/10 [*]	5/10, 5.5/10 4/10 [*]	5/10, 5.5/10 4/10 [*]	5/10, 5.5/10 4/10 [*]
地方港湾	4/10	4/10	4/10	4/10
避難港	5/10	5/10		

※ 水深-5.5m 以下の係留施設と一体で整備されるもの

離島

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
重要港湾	8/10	8/10	6/10	6/10, 2/3 [*]

地方港湾				
------	--	--	--	--

※ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの。

奄美

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾	9/10	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10
地方港湾					

北海道

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
国際拠点港湾	7.5/10	7.5/10	6/10	6/10	6/10
重要港湾					
地方港湾					

沖縄

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10
地方港湾					

ただし、陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的として、地方公共団体等が行う以下の①～⑤に掲げる事業（１件当たりの事業規模が５億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあつては２億円以上、市町村が港湾管理者にあつては９０百万円以上に限る。）については、基礎額を算定する場合に用いる国費は次のとおりとする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

①既存施設の利用転換：民間の既存バース等を公共施設へ利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。

②港湾空間の再開発・高度利用化

③利便性向上のための改良：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良、安全上必要なさくの設置、津波避難施設※の整備その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１３条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推

進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については $\frac{2}{3}$ とする。

④既存施設の延命化のための改良：埋没浚渫

⑤放置小型艇収容緊急整備：係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管等施設の整備。

イ－２－（２）緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地：内地、離島、奄美、北海道 $\frac{5}{10}$

用地：内地、離島、奄美、北海道 $\frac{1}{3}$

イ－２－（３）海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編イ－２－（３）２．の①～④に掲げる事業に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設 内地、離島、奄美、北海道 $\frac{5}{10}$

施設改良 内地、離島、奄美 $\frac{4}{10}$ 北海道 $\frac{6}{10}$

沈廃船等処理 $\frac{1}{3}$

汚泥等の浚渫 $\frac{1}{2}$

イ－３ 河川事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
広域河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
施設機能向上事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
地震高潮対策河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
削除						
調節池整備事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
流域貯留浸透事業	1/3 (民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)					—
削除						
土地利用一体型水防災事業	1/2	—	—	—	—	—

総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
河川・下水道一体型豪雨対策事業						
削除						
削除						
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県知事が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
流域貯留浸透事業	1/3					—
総合流域防災事業 河川事業 ①、②	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
総合流域防災事業 河川事業 ③	1/3					—
削除						
削除						
削除						

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

第5条

※水特法：水源地域対策特別措置法第9条

- イー４ 砂防事業
- イー５ 地すべり対策事業
- イー６ 急傾斜地崩壊対策事業

イー４ 砂防事業

イー５ 地すべり対策事業

イー６ 急傾斜地崩壊対策事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
通常砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	水特法： 3/4、2/3、 6/10、 5.5/10
火山砂防事業	5.5/10	5.5/10	5.5/10	2/3	9/10	水特法： 6/10
火山噴火緊急減災対策事業	1/2				—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	溪流：8/10 その他：6/10	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2					—

※水特法：水源地域対策特別措置法第９条

イー 7 水道・下水道事業

イー 7ー (2)ー①通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー①の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー 7ー (2)ー②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．の ア) ①から⑤まで並びにイ) (2) については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．の イ) (1) については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．の ア) ⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．の ア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー②の 4．の ア) ⑦及び⑧並びにイ) (3) に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。

イー 7ー (2)ー③下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー③ 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

イー 7ー (2)ー④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー④の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令によ

り、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

イー 7ー (2)ー⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー⑤の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。これらの法令において、附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー⑤の 2．②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

イー 7ー (2)ー⑥下水道整備推進重点化事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー⑥の 4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

イー 7ー (2)ー⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー⑦の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

② 計画的な改築

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

イー 7ー (2)ー⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7ー (2)ー⑧の 2．に掲げる交付対象事

業。

ロ. 国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 施設整備

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の2分の1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令四百三号）第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする）。

イー 7 - (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額

① 下水道リノベーションに係る計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 未利用エネルギー活用事業

(a) 附属第Ⅱ編イー 7 - (2) - ⑨の2. ②(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編イー 7 - (2) - ⑨の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 附属第Ⅱ編イー 7 - (2) - ⑨の2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 附属第Ⅱ編イー 7 - (2) - ⑨の2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

③ 積雪対策推進事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

- (a) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑨の 3. ④(a)に該当するものは 2 分の 1。
- (b) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑨の 3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
- ⑤ 防災拠点化施設整備事業
下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。
- ⑥ 下水処理水・雨水再利用事業
 - (a) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑨の 2. ⑥に掲げる事業のうち(a) a)に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4。
- ⑦ その他、附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑧ 2. の交付対象事業に該当するものは、イー 7－(2)－⑧に定める国費率。

イー 7－(2)－⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする（ただし、附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ②（イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(a) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち(a)に該当するものは、附属第Ⅱ編イー 7－(2)－①からイー 7－(2)－⑫までにに基づき、それぞれに定められた国費率。

(b) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち(b) a)に該当するものは 3 分の 1、(b) b)に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。

(c) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち(c)に該当するものは 3 分の 1。

(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型

公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は 2 分の 1、都市下水路事業として実施する場合は 10 分の 4。

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項に定める補助率に基づく国費率。

(イ) ICT 活用型

(a) 附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ②（イ）に掲げる事業のうち(a)に該当するものは 2 分の 1。

附属第Ⅱ編イー 7－(2)－⑩の 3. ②（イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するもの

については、本事業の基礎額を次のとおりとする。

a) さやケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせることを目的として中空管（以下「空間占有分」という。）を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イー 7－(2)－①からイー 7－(2)－⑫まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと次のとおりとなる。

$$S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

b) サス外装ケーブルを設置する場合

下水道管理用に必要な光ファイバー芯線（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管渠占有者が占有する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）、設置する光ファイバー芯線費用のうち占有者負担分（以下「占有者が負担すべき芯線費用(C)」という。）及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占有者が負担すべき費用（以下「占有者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。

なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー 7－(2)－①からイー 7－(2)－⑫まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。）により交付する。

以上を算式で表すと以下のとおりとなる。

$$S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$$

S：基礎額

W：総費用

A：下水道管理用分想定費用

B：占有者負担費用

C：占有者が負担すべき芯線費用

ただし、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占有者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。

イー７－（２）－⑪下水道地域活力向上計画策定事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イー７－（２）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

イ－８ その他総合的な治水事業

イ－８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編イ－８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 準用河川	1/3					—
③	1/3					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—

	地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
	急傾斜地	1/2				—	—
砂防基礎調査		1/3				—	—
急傾斜地基礎調査		1/3				—	—
水害リスク情報整備推進事業		1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る)				—	—

イー 8 ー (2) 津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業に係る国費率は、1/2 とする。

イ－９ 海岸事業

イ－９－（１）高潮対策事業に係る基礎額

高潮対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2（市街地、都市 2/5）
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（２）侵食対策事業に係る基礎額

侵食対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（３）海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

海岸耐震対策緊急事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

イ－９－（４）削除

イ－９－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る国費率は、1/2 とする。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）については、2/3とする。

イ－９－（６）海岸環境整備事業に係る基礎額

海岸環境整備事業に係る国費率は、1/3 とする。

イ－９－（７）海域浄化対策事業に係る基礎額

（国費率）

海域浄化対策事業の国費率は、 $1/3$ とする。

（義務者への求償）

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方整備局長等（北海道においては北海道開発局長、沖縄については沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

イー１０ 都市再生整備計画事業

イー１０ー（１）都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー１０ー（２）まちなかウォークابل推進事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

都市再生整備計画事業及びまちなかウォークابل推進事業に係る基礎額＝当該年度の事業費×交付率

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

交付率＝交付限度額／交付対象事業費

上記交付限度額については、以下により算出する。

イ 都市再生整備計画事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第１６条第３項の規定により、上記交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

交付限度額＝ $(1/2) \times \alpha + a$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

１) $\alpha = (4/5) \times (A + B)$

２) $\alpha = (10/9) \times A$

A：表10-(1)第４項から第２９項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：表10-(1)第１項から第３項までの事業等（以下イー１０関係部分において「提案事業」という。）ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

a：表10-(1)第１項から第３項までの事業、第５項の事業、第９項から第２９項までの事業のうち、特定非営利活動法人等が実施する事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額に、該当する事業において当該事業に要する費用と市町村が負担する費用の差額が当該事業に要する費用に占める割合 δ から下記に基づいて定められる係数 Δ を乗じて算出した額を合計した額

$\Delta = 0 \quad (\delta < 1/3) \quad \Delta = 0.3 \times \delta - 0.1 \quad (1/3 \leq \delta < 1/2)$

$\Delta = 0.05 \quad (1/2 \leq \delta)$

ただし、次の i) から vi) までのいずれかの要件を満たす地区においては、上記 1) 式は 3) 式とする。

- i) 次のすべての要件を満たす地区であること。
 - ・都市再生整備計画の区域が都市再生法第 2 条第 3 項に規定する都市再生緊急整備地域の区域に含まれていること。
 - ・都市再生整備計画のすべての事業が都市再生法第 15 条第 1 項の規定に基づき定められた地域整備方針に適合するものであること。
- ii) 次のすべての要件を満たす地区であること。
 - ・都市再生整備計画の区域が歴史まちづくり法第 5 条第 8 項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（以下イー 10 関係部分において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）の重点区域に含まれていること。
 - ・都市再生整備計画の主たる事業が認定歴史的風致維持向上計画に位置付けられており、かつ、すべての事業が認定歴史的風致維持向上計画の歴史的風致の維持及び向上に関する方針に適合するものであること。
- iii) 次のすべての要件を満たす地区であること。
 - ・都市再生整備計画の区域が、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（以下イー 10 関係部分において「脱炭素先行地域」という。）に含まれていること。
 - ・すべての事業が脱炭素先行地域計画提案書の全体構想に適合するものであること。
- iv) 都市再生整備計画の区域が国策的プロジェクトに関連する区域に含まれていること。
- v) 都市再生整備計画の区域が地域未来投資促進法第 4 条第 2 項第 4 号に規定する重点促進区域に含まれていること。
- vi) 都市再生整備計画に基づき実施される事業が表 10-(1) 第 28 項の事業であること（ただし、当該都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち、表 10-(1) 第 28 項の事業を除く事業は 1) 式とする。）。

$$3) \alpha = (9 / 10) \times (A + B)$$

ただし、上記 ii) の要件に基づき 3) 式を適用する場合には、表 10-(1) 第 12 項第 3 号及び第 4 号、第 14 項のうち第 12 項第 3 号及び第 4 号の施設を整備する事業、第 16 項、第 17 項並びに第 23 項ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額は A に含めないこととする。

なお、3) 式の適用は、i) の場合は令和 10 年度末までに都市再生整備計画事業に着手する地区、ii) の場合は令和 7 年度末までに認定を受けた歴史的風致維持向上計画に関連する都市再生整備計画事業に着手する地区であって、かつ、各要件における計画の認定等の日（i) の場合は都市再生緊急整備地域の指定の日、ii) の場合は歴史的風致維持向上計画の認定の日、iii) の場合は脱炭素先行地域に選定・公表された日。以下イー 10-(1) 関係部分において「計画認定日」という。）の属する年度の翌年度から起算して 3 年以内に都市再生整備計画事業に着手する地区を対象とする。

また、都市再生整備計画事業を実施中の地区が３）式の適用を受けようとする場合の交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = E \times F + G \times H$$

E：計画認定日の前日における１）式及び２）式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

F：計画認定日の前日までの執行事業費の総額

G：３）式の適用の要件に即して実施される事業（以下イ－１０関係部分において「適用対象事業」という。）のみを対象として、３）式を適用して算出した交付限度額を適用対象事業の事業費で除した値

H：３）式の適用の要件に即して実施される事業のうち、計画認定日以降の執行事業費の総額

ロ まちなかウォークابل推進事業を実施する地区の交付対象限度額は、規則第１６条第３項の規定により、規則第１６条第１項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha'$$

この場合において、 α' は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$4) \alpha' = (5/5) \times (A' + B')$$

$$5) \alpha' = (10/8) \times A'$$

A'：表10-(1)第４項から第５項までの事業、第９項から第１１項までの事業、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）までの事業、第１８項の事業、第２１項の事業及び第２７項から第３１項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B'：表10-(1)第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

また、附属第Ⅱ編イ－１０－（１）６．１で掲げる都市再生整備計画を事業中の地区が附属第Ⅱ編イ－１０－（２）６．１で掲げるまちなかウォークابل推進事業を実施する地区に変更する場合の交付限度額は、規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式を適用し算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = I \times J + K + L$$

I：変更提出日の前日における１）式から３）式を適用して算出した交付限度額を交付対象事業の事業費で除した値

J：変更提出日の属する年度の年度末までの執行事業費の総額

K：４）式及び６）式の適用の要件に則して実施される事業のみを対象として、４）式及び５）式を適用して算出した交付限度額を４）式及び５）式の適用の要件に則して実施される事業の事業費で除した値

L：４）式及び５）式の適用の要件に則して実施される事業のうち、計画認定日の属する年度の翌年度以降の執行事業費の総額

ハ ２以上の市町村がそれぞれ提出した複数の都市再生整備計画（以下イ－１０関係部分において「複数の都市再生整備計画」という。）が、その目標及び交付期間を同じとし、かつ、次のいずれかの要件を満たす場合においては、前２項の規定にかかわらず、複数の都市再生整備計画のそれぞれの交付限度額は次のとおり算出するものとする。

- ・複数の都市再生整備計画の区域が、市町村の境界を跨って、１つの区域を構成していること。
- ・複数の都市再生整備計画の区域が、それぞれの都市再生整備計画に記載された事業等の実施により、広域活性化計画に記載された１つの拠点施設と一体となってまちづくりが促進され、かつ、当該拠点施設で行われる広域的特定活動が促進されることにより、一体的な機能を発揮する区域を構成する見込みがあること。

- ① 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第１６条第３項の規定により、交付金の額は規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = (1 \div 2) \times \alpha \text{ sum} \times (A + B) \div (A \text{ sum} + B \text{ sum}) + a$$

この場合において、 $\alpha \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$6) \quad \alpha \text{ sum} = (4 \div 5) \times (A \text{ sum} + B \text{ sum})$$

$$7) \quad \alpha \text{ sum} = (10 \div 9) \times A \text{ sum}$$

A：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第４項から第２８項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

Asum：複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したAの額を合計した額

Bsum：複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出したBの額を合計した額

- ② まちなかウォークアブル推進事業を実施する地区の交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、規則第１６条第３項の規定により、交付金の額は規則第１６条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額

$$\text{交付限度額} = (1/2) \times \alpha' \text{ sum} \times (A' + B') / (A' \text{ sum} + B' \text{ sum})$$

この場合において、 $\alpha' \text{ sum}$ は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$8) \alpha' \text{ sum} = (5/5) \times A' \text{ sum}$$

$$9) \alpha'' \text{ sum} = (4/5) \times A'' \text{ sum}$$

A' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第４項から第５項までの事業、第９項から第１１項までの事業、第１４項から第１６項（第１４項第４号を除く）までの事業、第１８項の事業、第２１項の事業及び第２７項から第３１項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B' : 交付限度額算出の対象となる都市再生整備計画について、表 10-(1) 第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

A' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した A' の額を合計した額

B' sum : 複数の都市再生整備計画のそれぞれに算出した B' の額を合計した額

- 二 市町村が特定非営利活動法人等に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担する場合においては、前３項の A 及び B、A' 及び B' における「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

2. 雑則

- 1 本要綱の施行（平成２２年３月２６日）の際、現にまちづくり交付金交付要綱に基づき実施されている事業等について、交付限度額の算定に関わる同要綱の規定は、本要綱の施行後もその効力を有するものとする。
- 2 本改正要綱の施行（平成２４年４月６日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく本交付金の交付限度額の算定については、上記 1. の A 及び B の額に、この改正要綱の施行による変更後の都市再生整備計画に記載された地域自主戦略交付金交付要綱附属編 6－3 の 5. の A 及び B の額を各々加えて算定した交付限度額に特定割合（注）を乗じて算定するものとする。

（注）特定割合とは、当該変更後の都市再生整備計画に係る社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編表 10－（１）の事業に係る事業費を、当該事業費と地域自

主戦略交付金交付要綱附属編表６－３の事業に係る事業費とを加えた額をもって除して得た割合をいう。

- ３ 本改正要綱の施行（平成２５年２月２６日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画を事業中の地区が、平成２４年度中に、地方都市リノベーション事業を実施する地区に変更する場合については、上記１．のロのＪにおいて「執行事業費」については変更提出日以降に実施する事業を除くものとし、上記１．のロのＫ及びＪにおいて「変更提出日の属する年度の翌年度以降」とあるのは「変更提出日以降」と読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。
- ４ 本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の日から平成２８年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が都市再構築戦略事業を実施する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること、平成３０年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域見込み地での実施が可能なものとする。
- ５ 本改正要綱の施行（平成２６年度８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ６ 本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- ７ 本改正要綱の施行（平成２７年度４月９日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ８ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- ９ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の際、改正前の要綱に基づいた事業の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２９年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- １０ 本改正要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で都市再生整備計画事業を実施する場合は、平成３０年度中に立地適正化計画に居住機能誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- １１ 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- １２ 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、改正前の要綱に基づいた事業（ただし、商業施設、医療計画又は子ども・子育て支援事業計画等と連携が図られていない医療施設又は社会福祉施設、及び個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への明確な位置付けがなされていない施設の整備事業を除く。）の実施に係る対外的な説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、都市再生整備計画が未提出の場合であっても、平成２９

年度末までは改正前の要綱に基づいた事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

- 13 本改正要綱の施行（平成31年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 14 本改正要綱の施行（令和2年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 15 本改正要綱の施行（令和2年4月1日）の日から令和3年度末までの期間において、まちなかウォークアブル区域を定めていない市町村の区域においてまちなかウォークアブル推進事業を実施する場合は、令和3年度末までにまちなかウォークアブル区域を定めることが確実と見込まれる場合には、まちなかウォークアブル推進事業の実施が可能なものとする。
- 16 本改正要綱の施行（令和3年1月28日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和2年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 17 本改正要綱の施行（令和3年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画及び本改正要綱の施行の日から令和4年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 18 本改正要綱の施行（令和4年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 19 表10-(1)の12. 高次都市施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則としてZEB水準に適合することを要件としていることについては、令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 20 本改正要綱の施行（令和5年4月1日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 21 表10-(1)の13. 誘導施設相当施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則としてZEB水準に適合することを要件としていることについては、令和6年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 22 附属第Ⅱ編イ－１０－（１）４．１において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和8年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 23 附属第Ⅱ編イ－１０－（１）４．２～４において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表10-(1)の３. 地域創造支援事業、５. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第14条第1項に規定する洪水浸水想定区域、同法第14条の2に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第14条の3に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施される

ことを要件としていることについては、令和９年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。

24 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

イ－１１ 広域活性化事業

イ－１１－（１）広域連携事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{広域連携事業に係る基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

上記交付限度額については、以下により算出する。

広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成１９年国土交通省令第７４号）第１７条第２項の規定により、同規則第１７条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか低い額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B)$$

$$2) \alpha = \frac{12}{11} \times A$$

A : 表１１－（１）第４項から第１６項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B : 表１１－（１）第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

なお、都道府県が市町村等に対し、表１１－（１）第１項から第３項までの事業等に要する経費の一部を負担する場合においては、上記Ｂにおける「交付対象事業の費用の範囲」を「間接交付の場合の事業に要する額」とする。

２．雑則

要綱本編第１５第１項三に規定する広域活性化計画に基づく本交付金の交付限

度額は、附属第Ⅱ編表１１－（１）の事業に係る事業費に地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費の額を加えて算定した額から、当該広域活性化計画に係る地域自主戦略交付金の交付相当額を控除して算定した額とする。

イ－１１－（２）離島広域活性化事業に係る基礎額

１．基礎額

事業実施主体が行う本事業に要する経費については、費用の１／２以内を都道府県又は市町村に交付するものとする。なお、事業実施主体が民間団体の場合の交付率は１／３以内とし、かつ、国の負担額は、都道府県又は市町村の負担額と同額までとする。ただし、流通効率化関連施設整備事業については、事業実施主体が民間団体であっても、流通の効率化に資する施設等の整備に要する経費の１／２以内とし、定住基盤強化事業のうち土砂災害特別警戒区域内の住宅の改修及び建替については、都道府県又は市町村が当該事業を行う場合にあっては、住宅の土砂災害対策改修に要する費用（住宅の土砂災害対策改修に係る工事費に 23.0% を乗じて得た額とする。以下この項において同じ。）の１／２、民間団体が当該事業を行う場合にあっては、同費用の１／２又は都道府県又は市町村が補助する額の１／２のいずれか低い額とする。なお、住宅の土砂災害対策改修に係る工事費は、5,409,600 円を限度とする。

イ－１２ 都市公園・緑地等事業

イ－１２－（１）都市公園等事業に係る基礎額

I 都市公園事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

都市公園法施行令第 3 1 条各号に定める公園施設の整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

また、歴史的風致維持向上支援法人が設置管理若しくは管理する施設を整備し、地方公共団体が当該法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合にあっては、当該地方公共団体が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

(2) 用地取得に要する費用

①都市公園の用地の取得に要する費用について、当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

②公共施設管理者負担金に要する費用

当該年度の公共施設管理者負担金に要する費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

管理者負担金の額は、土地地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

II 防災緑地緊急整備事業

本事業の基礎額は、以下のとおりとする。

(1) 防災緑地緊急整備計画に基づく防災緑地の施設の整備については、施設の整備に要する費用の 2 分の 1 とする。

(2) 再生資源活用緑地整備計画に基づく再生資源活用緑地の施設の整備については、施設整備に要する費用の 2 分の 1 とする。

III 特定地区公園事業

本事業の基礎額は、施設整備に要する費用にあっては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあっては、当該費用の 3 分の 1 とする。

IV 公園事業特定計画調査

本事業の基礎額は、公園事業特定計画調査の実施に要する費用の 3 分の 1 とする。

V 官民連携型賑わい拠点創出事業

本事業の基礎額は、認定計画事業者又は都市再生特別措置法第 62 条の 3 第 1 項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用の 2 分の 1 とする。

Ⅵ 官民連携型公園計画策定調査

本事業の基礎額は、官民連携型公園計画策定調査の実施に要する費用の 2 分の 1 とする。

Ⅶ こどもまんなか公園づくり支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 計画策定に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イー１２－（２）都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額

Ⅰ 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。また、特定地区公園にあつては、イー１２－（１）に定める国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

Ⅱ 公園施設長寿命化対策支援事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用について、当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

Ⅲ 公園施設長寿命化計画策定調査

本事業の基礎額は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定に要する費用の 2 分の 1 とする。

イー１２－（３）都市公園ストック再編事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

(3) 計画策定に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

イー１２－（４）市民農園等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備に要する費用（分区部分を除く。）にあつては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1 とする。

また、交付要綱附属第Ⅱ編 イー１２－（４） 2. 1③に定める事業において、緑地保全・緑化推進法人が施設整備し、地方公共団体が当該緑地保全・緑化推進法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該施設の整備に要する全体費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イー１２－（５）緑地環境事業に係る基礎額

Ⅰ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

本事業の基礎額は、施設整備及び計画策定、整備効果の検証に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1、用地取得に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1 とする。

また、民間事業者等が交付金事業者である場合にあつては、施設整備に要する費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

Ⅱ 中心市街地活性化広場公園整備事業

本事業の基礎額は、都市公園法第 29 条に基づき、施設整備及び用地取得に要する費用について、それぞれ以下に掲げるとおりとする。なお、都市公園法以外の法令により、都市公園法施行令第 3 1 条に定める国費率の特例が規定されている場合は、当該国費率を適用する。

(1) 施設整備に要する費用

当該費用の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(2) 用地取得に要する費用

当該費用の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。

Ⅲ 市民緑地等整備事業

本事業の基礎額は、施設の整備に要する費用の２分の１とする。

また、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が公園・緑地の利用又は管理に必要な施設を整備し、地方公共団体が当該緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人に対し、当該整備に要する費用を補助する場合には、当該地方公共団体が補助に要する費用の２分の１又は当該施設の整備に要する全体費用の３分の１のいずれか低い額とする。

イ－１２－（６）古都保存・緑地保全等事業に係る基礎額

Ⅰ 古都保存事業

本事業の基礎額は、損失の補償、土地の買入れ及び古都保存法第 13 条第 5 項に規定する負担に要する費用にあつては、当該費用の額の 10 分の 7（明日香村第二種歴史的風土保存地区に係るものについては 2 分の 1）、歴史的風土保存施設の整備、景観阻害物件の除却及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。

Ⅱ 緑地保全等事業

本事業の基礎額は、土地の買入れ、都市緑地法第 17 条の 2 第 5 項に規定する負担及び損失の補償に要する費用にあつては、当該費用の 3 分の 1（近郊緑地保全事業に係るものについては 100 分の 55）、保全利用施設の整備及び機能維持増進事業に要する費用にあつては、当該費用の 2 分の 1 とする。

イ－１３ 市街地整備事業

イ－１３－（１）都市防災推進事業に係る基礎額

イ－１３－（１）①都市防災総合推進事業に係る基礎額

１．基礎額

- １ 地方公共団体が行う災害危険度判定調査については、当該調査に要する費用の３分の１とする。また、防災街区整備推進機構が行う災害危険度判定調査については、防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該調査に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- ２ 地方公共団体が行う盛土による災害防止のための調査は、当該事業に要する費用の３分の１とする。ただし、既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和６年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和１０年度までに限り２分の１とする。
- ３ 地方公共団体が行う住民等のまちづくり活動支援については、当該事業に要する費用の３分の１とする。また、地方公共団体以外の交付金事業者が行うまちづくり活動支援については、地方公共団体から交付金の交付を受けて本事業を実施する団体等に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- ４ 地方公共団体が行う事前復興まちづくり計画策定は、当該事業に要する費用の３分の１とする。
- ５ 地方公共団体が行う地区公共施設等整備（附属第Ⅱ編イ－１３－（１）の２．の第５項第三号の特例により交付対象事業となるものを含む。）については、当該事業に要する費用（用地費を除く。）の２分の１とし、用地費の３分の１（流域治水型の原形復旧による地区公共施設等の整備に要する用地費については２分の１）とする。（附属第Ⅱ編イ－１３－（１）の２．の第５項第三号の特例を受ける場合は、避難経路の整備に係る基礎額と避難経路転換用地の取得等に係る基礎額の合計額は、避難経路の整備に係る基礎額を限度とする。）。

ただし、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第１３条第１項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第１２条第１項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、次に掲げるすべての要件に該当するものの整備については、当該事業に要する費用の３分の２とする。

- 一 市町村が作成する津波防災地域づくりに関する法律（平成２３年法律第１２３号）第１０条第１項の推進計画その他の津波からの居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）の迅速かつ円滑な避難の確保のための施策を総合的に推進するための計画（第四号において「津波避難計画」という。）に当該事業に関する事項が記載されていること

二 居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難の確保を主たる目的とするものであること

三 津波からの迅速かつ円滑な避難の用に供する避難場所（一時的な避難の用に供するものに限る。）又は当該避難場所までの避難の用に供する避難経路を整備するものであること

四 前号に規定する避難場所又は避難経路の整備が十分に行われていないため居住者等の南海トラフ地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの迅速かつ円滑な避難を確保することができないと認められる地区であって市町村が作成する津波避難計画において防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報その他の津波からの居住者等の迅速かつ円滑な避難に資する施策を講ずることが定められている地区の居住者等の津波からの避難の用に供するものであること

また、防災街区整備推進機構が行う場合は、防災街区整備推進機構に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１とする。また、地方公共団体以外の交付金事業者（防災街区整備推進機構を除く。）が行う地区公共施設等整備のうち地区緊急避難施設の整備については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１（本項ただし書きの要件に該当する場合は３分の２）又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

６ 都市防災不燃化促進のうち不燃化促進調査については、当該事業に要する費用の３分の１、不燃化促進については、当該事業に要する費用の２分の１とする。

７ 木造老朽建築物除却事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

８ 地方公共団体が行う被災地における復興まちづくり総合支援事業については、次に掲げる額とする。

一 復興まちづくり計画策定支援に要する費用の２分の１

二 復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、地区公共施設、地区緊急避難施設及び避難誘導施設の整備に要する費用の２分の１

三 復興のための公共施設等整備に要する費用のうち、高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に要する費用の３分の１

ただし、景観法第８条の規定に基づく景観計画の区域、同法第６１条の規定に基づく景観地区、同法第７６条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区、及び被災市街地復興特別措置法第５条第１項に規定する被災市街地復興推進地域については２分の１

９ 地方公共団体以外の交付金事業者が行う復興まちづくり総合支援事業のうち復興まちづくり施設整備助成については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

２. 雑則

１ 本改正要綱の施行（令和２年４月１日）の際、現に国に提出されている社会資

本総合整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき当該事業に係る社会資本総合整備計画期間中の支援が受けられるものとする。

- 2 本改正要綱の施行（令和4年11月24日）の際、令和4年4月1日から令和4年6月16日までに交付決定を受け、現に事業着手しているものについては、附属第Ⅲ編イー 1 3 -（1）①の1.第5項のただし書きに規定する支援が受けられるものとする。

イー 1 3 -（1）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

1. 基礎額

- 1 地方公共団体が行う大規模盛土造成地の変動予測調査等については、次の各号に掲げる費用の3分の1とする。ただし、宅地の液状化による変動予測調査は令和7年度までに限り2分の1とする。
 - 一 変動予測調査費
大規模盛土造成地の変動予測調査、宅地擁壁等の危険度調査、宅地の液状化による変動予測調査、宅地擁壁等の防災対策に関する調査に要する費用
 - 二 防災対策費
宅地擁壁等の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、総点検又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものを除く。以下「総点検等により実施する滑動崩落防止事業」という。）については、次の各号に掲げる費用の4分の1とする。
 - 一 設計費
滑動崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
滑動崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用
- 3 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成二十八年熊本地震、平成三十年北海道胆振東部地震又は令和六年能登半島地震（以下「特定地震」という。）により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた市町村（以下「特定市町村」という。）の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の滑動崩落等による被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。
- 4 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業（12に規定する総点検等により実施する滑動崩落防止事業を除く。）のうち、平成19年4月1日以前に造成に着手された宅地で次の各号のいずれかに該当するものについては、第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、一つの宅地の範囲内のみを保全するために必要な対策にかかる費用については対象外とする。
 - 一 立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第五号に規定する防災

指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。

- 二 滑動崩落による多量の崩土が、家屋 10 戸（避難路を有する場合は 5 戸）以上に流入し被害を及ぼすおそれのあるもの。
- 三 震度 5 弱相当の地震動により、滑動崩落のおそれのあるもの。
- 5 地方公共団体が行う宅地液状化防止事業については、次の各号に掲げる費用の 4 分の 1 とする。ただし、特定市町村の区域内で行われるものであって、特定地震によって地盤の液状化による被害を受けた宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業及び前項第 1 号に該当するものについては、次の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
 - 一 設計費
液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
液状化防止工事（地盤改良工、締固工、固結工、変形抑制工、杭打工、排水・止水工、共通仮設工等）に要する費用
- 6 地方公共団体以外の交付金事業者が行う変動予測調査等については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 1 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 7 地方公共団体以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 2 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 4 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 8 地方公共団体以外の交付金事業者が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、特定市町村の区域内で行われるものであって、平成二十八年熊本地震によって地盤の滑動崩落等により被害を受けた造成宅地を復旧するために施行する必要を生じた事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 2 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
- 9 地方公共団体以外の交付金事業者が行う宅地液状化防止事業については、当該交付金事業者に対する地方公共団体の補助に要する第 5 項各号に掲げる費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する同項各号に掲げる費用の 4 分の 1 のいずれか低い額とする。
- 10 地方公共団体が行う宅地嵩上げ安全確保事業（土砂災害対策）については、次の各号に掲げる費用の 2 分の 1 とする。
 - 一 設計費
宅地嵩上げ安全確保工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
宅地嵩上げ安全確保工事（宅地整地工、擁壁工、排水工、生活道路工等）に要する費用
- 11 地方公共団体が行う宅地嵩上げ安全確保事業（浸水対策）については、宅地等の嵩上げを行うために必要な調査測量及び設計に要する費用並びに宅地等の嵩上げ及び関連移設工事等に要する費用の 2 分の 1 とする。

1 2 地方公共団体が行う大規模盛土造成地滑動崩落防止事業のうち、「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号・国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下イー 1 3－（1）②関係部分において「総点検」という。）又は総点検を踏まえ実施した大規模盛土造成地の変動予測調査により対応が必要とされたものについては、令和7年度までに着手されるものに限り第2項の各号に掲げる費用の2分の1とする。ただし、次の各号の要件に該当するものについては第2項の各号に掲げる費用の3分の2とする。

- 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
- 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの
 - ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ハ 人家10戸以上
 - ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

2. 雑則

本改正要綱施行（令和2年9月7日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イー 1 3－（1）②の1. 第4項一号に関する規定はなお従前の例による。

イー 1 3－（1）③盛土緊急対策事業に係る基礎額

1. 基礎額

- 1 地方公共団体が行う盛土の安全性把握調査等については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 安全性把握調査費
盛土の安全性把握調査に要する費用
 - 二 防災対策費（応急対策）
盛土の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 設計費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用

二 工事費

盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用

- 3 地方公共団体が行う附属第Ⅱ編イ－１３－（１）③の１．の第１項第１号及び第２号に掲げる事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の３分の２とする。

- 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
- 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの

イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの

ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの

ハ 人家１０戸以上

二 農地１０ha以上（農地１０ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

イ－１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額

1. 基礎額

I 市街地再開発事業

- 1 本事業の基礎額は、公共団体施行再開発事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の額の３分の１に相当する金額とし、再開発組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イ－１３－（２）の４．のⅠ各号に掲げる費用の額の合計額の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イ－１３－（２）の４．のⅠ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額に第６項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4（ア）欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額については（イ）欄の係数を乗じて得た額とする。ただし、第一種市街地再開発事業にあつては、共同施設整備のうち、事業施行後の施設建築物の容積率 1,000%超の部分に係るものは対象外とする。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画又は管理处分計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、５年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

- ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 施行地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 施行地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する

費用

- ④ 施設建築物の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和６年国土交通省告示第８号。以下イ-13-（２）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、施設建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金に対する交付金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
- ⑦ 市街地再開発事業の資金計画作成に要する費用
- ⑧ 条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用
- ⑨ 施行地区内にある建築物を施設建築物として整備するための建物状況調査（耐震診断、耐用年数の評価等）に要する費用

ロ 地盤調査費

施設建築物の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

ニ 権利変換計画作成費

- ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
- ② 土地調書及び物件調書作成に要する費用
- ③ 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
- ④ 権利変換計画書及び配置設計図の作成に要する費用
- ⑤ 審査委員会又は審査委員の手当及び調査費並びに審査会又は審査委員会の運営に要する費用
- ⑥ 施設建築物の一部等の価格等の確定に要する費用
- ⑦ 権利変換手続開始の登記及び権利変換の登記に要する費用

(2) 土地整備

イ 建築物除却費

施行地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事並びに施行地区内にある建築物を施設建築物として整備する場合の曳家移転工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

市街地再開発事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が表13-(2)-1.1（災害復興市街地再開発事業に該当する場合にあっては、表13-(2)-1.2）に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に

要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）

- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等購入費
- ⑤ ①から④のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、各々当たり仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当たり 2,000 円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）及び「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成 15 年 8 月 5 日国総国調第 57 号）（以下イ－１３－（２）関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合は(2)ハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行、長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が 100 平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
3. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第 88 条第 1 項によるものについては、同項の規定により期間を算出すること。
4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

(3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が施設建築物の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 5 項第 1 号の施設で次のいずれかに該当するもの

1) 災害復興市街地再開発事業により整備されるもの

2) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくは i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又は iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建 1 つ住宅が過半を占めていること

3) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に定められ

た同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号イの施設、幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 1 項の規定による沿道地区計画に定められた同条第 2 項第 1 号の施設及び防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 3 号の施設で、災害復興市街地再開発事業により整備されるもの
(c) 防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（施設建築物の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)又は(f)に該当する場合における共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅（分譲共同住宅を含む。ただし、保留床に係る部分とし、従前権利者の床（権利床）に係る部分は除く。）、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

(f) 権利変換等によって施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次に掲げる面積を確保することができない者又は借家権者が10人以上であり、かつ、当該人数の施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が310以上である場合

イ 人の居住の用に供される部分 50 平方メートル

ロ イ以外の用に供される部分 20 平方メートル

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：施設建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（次の(a)、(b)、(c)、(d)及び(e)のいずれにも該当しないものにおいては、標

準駐車場条例（平成 6 年 1 月 20 日付け建設省都再発第 3 号都市局長通達）及び標準自転車駐車場附置義務条例（昭和 56 年 11 月 28 日付け建設省都再発第 101 号都市局長通達）によるそれぞれの附置義務相当分（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 9 1 号）第 4 条第 1 項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備に要する費用に限る。）。

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

ただし、地方公共団体事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、再開発組合等事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 3 分の 1 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 2 分の 3 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

次の(a)又は(b)に該当する場合における生活基盤施設(集会室、管理室及びサービスフロントをいう。以下イー 1 3 - (2) 関係部分において同じ。)の整備に要する費用

- (a) 公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上である場合
- (b) 災害復興市街地再開発事業

⑪ 歴史的建築物等の再生に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 2. の(36)の規定による歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 災害復興市街地再開発事業

⑫ (施設建築物の中の) 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S_1}{S_2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定の際において対象となる公共用通路の床面積の合計

S 2：建築物の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑬ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑭ 共用搬入施設の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

⑮ 防音・防振工事に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

(a) 住宅型プロジェクト

(b) 地域活性化プロジェクト

(c) 福祉空間形成型プロジェクト

(d) 防災活動拠点型プロジェクト

(e) 災害復興市街地再開発事業

⑯ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑰ 災害時に活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（災害復興市街地再開発事業に該当する場合及び附属第Ⅱ編イ－１３－（１）①の１．の第１３項の規定による「地震に強い都市づくり推進５箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業に該当する場合に限る。）

災害時に避難場所等として活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（用地費相当額を含む。）

⑱ 社会福祉施設等との一体的整備に要する費用

次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合における建築主体工事費（他の交付対象となっている部分を除く。）に0.15を乗じて得た額を限度とする額

(a) 住宅型プロジェクトで、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合

(b) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合

(c) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地

で実施されるもので、かつ、社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 1/10 以上又は 1,000 平方メートル以上であるものに限る。）を整備する場合

⑨ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市再開発法第 4 条に規定する都市計画に定められた広場、公園又は緑地で市街地再開発事業により整備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの

i) まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内

ii) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）

(b) 都市計画法第 12 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する地区計画に定められた同法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号ロの施設で市街地再開発事業により整備されるもののうち、街区における防災上必要な機能を確認するための施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）で、面積が概ね 1,000 平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）のもの

(4) 建築物の防災性能の強化に要する費用

次のイ、ロ、ハ又はニに該当する市街地再開発事業における特殊基礎工事（防震構造工事を含む。）に要する費用で、イの事業にあつては全額、ロ、ハ又はニの事業にあつては杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

イ 江東区の防災拠点に係る事業

ロ 地盤が軟弱な区域（昭和 62 年建設省告示第 1897 号に定める基準に該当する区域をいう。以下イー 1 3 - (2) 関係部分において同じ。）内において地域防災計画に基づいて行われる事業

ハ 施行区域内において、河川法第 6 条第 2 項に規定する高規格堤防又はこれに準ずる盛土として、河川管理者が指定する施設が整備される事業

ニ 災害復興市街地再開発事業

2 前項(1)のイからニまでの事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。

3 第 1 項(3)に掲げる費用には、市街地整備上特に必要と認めて国土交通大臣が承認した場合は、施行地区外における費用を含めることができる。

4 第 1 項(3)イ、ロ並びに(3)ハ①から⑤まで、⑦、⑧及び⑩に掲げる費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外附帯工事に要する費用（第 1 項(3)ハ⑥、⑨及び⑪から⑰まで並びに(4)に掲げる費用中交付の対象となるものを除く。）に施設建築物の階数の区分に応じ、それぞれ表 13-(2)-3 に掲げる数値を乗じた額とする。なお、これによらない場合においては、同項(3)ロ①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。

- 5 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害のあった市（特別区を含む。）町村の区域内において行われる市街地再開発事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内（平成二十八年熊本地震の被災地において平成二十八年熊本地震に関連して実施される市街地再開発事業に係るものについては令和３年３月３１日まで）に国の交付金の交付申請があったときに限り第１項中「３分の１」とあるのは「５分の２」と、「３分の２」とあるのは「５分の４」とする。
- 6 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。
- (1) 事業の要件
- 一 第一種市街地再開発事業であること
 - 二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 三 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
 - 四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
 - 五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること
- (2) 基礎額
- 変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に對し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行再開発事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行再開発事業にあっては、３分の１に相当する額、再開発組合等事業にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額）の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の２分の１に相当する額を限度とする。
- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の３分の１
 - 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に對し、100 分の 23 を乗じて得た額
- 7 第１項から前項までの規定にかかわらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。
- 8 第１項(2)のニの①に掲げる「建物買収費相当額」は施設建築物の建設に要する

費用に充てなければならない。

Ⅱ 住宅街区整備事業

- 1 本事業の基礎額は、地方公共団体の行う基本計画の作成、事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備及び防災性能の強化にあつては、それに要する費用の3分の1に相当する金額とし、基本計画を作成する市町村に対する都府県の補助及び事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備若しくは防災性能の強化を行う施行者又は住宅街区準備組織に対する地方公共団体の補助にあつては、当該補助に要する費用の2分の1に相当する額（それぞれ基本計画の作成又は事業計画の作成、土地の整備、共同施設の整備若しくは防災性能の強化に要する費用の3分の1の額を限度とする。）とする。

- 2 前項の費用として計上することのできる費用は、次の各号に定めるものとする。
なお、表13-(2)-4（ア）欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の対象額についてはそれぞれ（イ）欄の係数を乗じて得た額とする。

（1）基本計画作成

イ 測量調査費

- ① 基本計画作成区域内にある土地及び建築物等の概略の現況測量、現況調査並びに権利の調査及び評価に要する費用
- ② 基本計画作成区域内の農地所有者等の住宅経営、農業経営等の概略の意向調査に要する費用
- ③ 基本計画作成区域周辺における共同住宅等の需要供給の実態及び当該住宅の実態の調査に要する費用

ロ 基本計画作成費

- ① 住宅街区整備事業の実施に必要な都市施設、地域地区等の規定の都市計画の変更案及び住宅街区整備促進区域に関する都市計画案の作成に要する費用
- ② 基本計画作成区域における土地利用の基本計画及び施設住宅区における基本計画の作成に要する費用
- ③ 基本計画作成区域における住宅街区整備事業の概略の資金計画作成に要する費用
- ④ 基本計画作成区域における換地計画モデルの作成に要する費用
- ⑤ 住宅街区整備事業の施行時期、工区ごとの施行順序工程についての検討に要する費用
- ⑥ 基本計画作成区域内の土地所有者等の住宅街区整備事業に対する意向、理解の程度、事業執行の態勢、費用負担能力、住宅経営の能力、施設住宅の管理の形態等事業施行上の問題点に関する検討に要する費用

ハ 事業推進計画作成費

- ① 住宅街区整備組合設立に必要な定款案の作成に要する費用
- ② 次の事項に関する事業計画案の作成に要する費用
 - 1) 施行地区及び工区に関する事項
 - 2) 施設住宅区、集合農地区及び既存住宅区に関する事項

- 3) 施設住宅に関する事項
- 4) 公共施設に関する事項
- 5) 資金計画に関する事項
- 6) 事業施行期間に関する事項
- ③ 関係権利者の意向調査、土地及び建築物に関する従前資産並びに新資産の価格の試算、関係権利者の補償等権利調整案の作成に要する費用
- ④ 住宅需要状況の予測、家賃額、分譲価格等の設定、住宅管理組織の構成等経営採算計画案の作成に要する費用
- ⑤ 事業推進スケジュール案の作成に要する費用
- (2) 事業計画作成
 - イ 測量調査費
 - ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量、現況調査並びに権利の調査及び評価に要する費用
 - ② 施行地区内の農地所有者等の住宅経営、農業経営等の意向調査に要する費用
 - ロ 事業計画作成費
 - ① 施行地区の基本設計に要する費用
 - ② 施設住宅区の基本設計に要する費用
 - ③ 施設住宅の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
 - ④ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金に対する交付金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
 - ⑤ 住宅街区整備事業の資金計画作成に要する費用
 - ハ 地盤調査費
 - 施設住宅の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用
 - ニ 建築設計費
 - 施設住宅の建築設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
 - ホ 換地計画作成費
 - ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
 - ② 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
 - ③ 換地計画及び換地設計の作成に要する費用
 - ④ 住宅街区整備審議会委員手当、審議会委員調査費及び審議会の運営に要する費用
 - ⑤ 施設住宅の一部等の価格等の確定に要する費用
 - ⑥ 代位登記及び換地処分の登記に要する費用
- (3) 土地整備
 - 次のイからハまでに掲げる施行地区内の土地（施設住宅区以外の土地にあつてはロ①及び②の条件に該当するものに限る。）の整備に要する費用（ただし、施設住宅区以外の土地の整備に要する費用については、ニの式により算定した額以内とする。）

イ 建築物除却費

建築物及びそれに付随する工作物の解体除却工事及び引移転工事に要する費用

ロ 整地費

土地の整備に要する費用

ハ 補償費等

土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用について、それぞれ「基準等」に準じて算出したもの

- ① 建物補償費
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

ニ 限度額＝施設住宅区以外の土地における（事業により確保される公共用地率－事業実施前の公共用地率）

×地区面積（施設住宅区を除く。）×用地単価×2／3

＋施設住宅区以外の土地における公共施設整備に係る(3)イからハまでに要する費用

＋施設住宅区以外の土地における都心居住建築物及び公益施設の敷地上の従前建築物等に係る(3)イからハまでに要する費用

ただし、施設住宅区以外の土地における事業実施前の公共用地率については、15 パーセントを下回る場合は 15 パーセントとして算定する。また、都心居住建築物及び公益施設については、附属第Ⅱ編イー 1 3－(6)の 1. の第 1 9 項及び第 2 0 項に定めるところによる。

(注)「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。

(4) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同焼却炉及び共同貯じん槽の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置及び防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）の施設の整備に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（施設住宅の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 住宅街区整備事業に関する都市計画に定められた立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター及びホールで、個別の住宅等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：施設住宅の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1：基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S2：施設住宅の延べ面積

E：エレベーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用。ただし、地方公共団体が施行する住宅街区整備事業において駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、地方公共団体以外の者が施行する住宅街区整備事業において駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の3分の1を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に2分の3を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

(5) 建築物の防災性能の強化に要する費用

地盤が軟弱な区域内において地域防災計画に基づいて行われる住宅街区整備事業における特殊基礎工事に関する費用で杭長 10 メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額

- 3 前項(1)及び(2)の事業の全部又は一部を地方公共団体（施行者である地方公共団体を除く。）、施行者又は住宅街区準備組織が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。

III 防災街区整備事業

- 1 本事業の基礎額は、公共団体施行防災街区整備事業にあつては、交付の対象となる事業に要する費用の3分の1に相当する金額とし、防災街区組合等事業にあつては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用（当該額がその補助に係る附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅢ各号に掲げる費用の額の合計額の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する金額とする。この場合において、附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅢ各号に掲げる事業に要する費用の額は、次の各号に定めるところにより算定するものとする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額に第6項に基づき算出した額を加えた額とする。なお、表 13-(2)-4 (ア) 欄の事業にかかる土地整備及び共同施設整備の交付対象額については（イ）欄の係数を乗じて得た額とす

る。

(1) 調査設計計画

調査設計計画に係る国の交付金は、権利変換計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあつた年度から、原則として、５年間を限度とする。

イ 事業計画作成費

- ① 施行地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 施行地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 施行地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 防災施設建築物の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、防災施設建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 施行地区内に整備する公共施設の設計に要する費用（公共施設管理者負担金の対象となる公共施設に係る設計に要する費用を除く。）
- ⑦ 防災街区整備事業の資金計画作成に要する費用
- ⑧ 条例に基づいて行われる環境アセスメントに要する費用
- ⑨ 施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備するための建物状況調査（耐震診断、耐用年数の評価等）に要する費用

ロ 地盤調査費

防災施設建築物の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

ニ 権利変換計画作成費

- ① 確定測量（街区界確定測量及び画地確定測量）に要する費用
- ② 土地調書及び物件調書作成に要する費用
- ③ 土地及び建築物に関する従前資産及び新資産の確定評価に要する費用
- ④ 権利変換計画書及び配置設計図の作成に要する費用
- ⑤ 審査委員会又は審査委員の手当及び調査費並びに審査会又は審査委員会の運営に要する費用
- ⑥ 防災施設建築物の一部等の価格等の確定に要する費用
- ⑦ 権利変換手続開始の登記及び権利変換の登記に要する費用

(2) 土地整備

イ 建築物除却費

施行地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事並びに施行地区内にある建築物を防災施設建築物として整備する場合の曳家移転工事に要する費用

ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

ハ 仮設店舗等設置費

防災街区整備事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住

している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から④までのそれぞれの費目が表13-(2)-1.1に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）
- ② 仮設店舗等移設工事費
- ③ 仮設店舗等補修工事費
- ④ 仮設店舗等購入費
- ⑤ ①から④のほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用
 - (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、各々当り仮設店舗等設置費を限度とする。）
 - (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。）
 - (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

ニ 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「基準等」に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）
- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

(注) 1. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。

2. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合はⅠの第1項の(2)ハ「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法第2条第1項に規定する銀行、長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が100平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。

3. 「基準等」における「借地代」のうち密集市街地整備法第222条第1項によるものについては、同項の規定により期間を算出すること。

4. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

(3) 共同施設整備

イ 空地等に係る費用

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が防災施設建築物の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第 5 項第 1 号の施設で次のいずれかに該当するもの

1) 防災再開発促進地区の区域、防災街区整備地区計画の区域若しくは i) の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、ii) の倒壊危険性又は iii) の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね 500 平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの

i) 住宅市街地の密集度

1 ヘクタール当たり 80 戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3 階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2/3 以上）を占める街区を含むものに限る。）

ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2/3 以上）を占めており、かつ、幅員 4 m 以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていること

2) 面積が概ね 1,000 平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第 32 条第 1 項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第 2 項第 2 号の施設

ロ 供給処理施設に係る費用

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（２）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設に係る費用

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ テレビ障害防除施設の整備に要する費用

テレビ障害防除施設（防災施設建築物の建設によって、テレビ聴視障害をうける施行地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用の

うち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

- ⑤ 避雷設備の整備に要する費用
- ⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用
- ⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用
- ⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)、(d)又は(e)に該当する場合における共用通行部分(廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅(分譲共同住宅を含む。ただし、保留床に係る部分とし、従前権利者の床(権利床)に係る部分は除く。)、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。)の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの(ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。)

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト
- (e) 権利変換等によって防災施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次に掲げる面積を確保することができない者又は借家権者が10人以上であり、かつ、当該人数の防災施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が310以上である場合

- イ 人の居住の用に供される部分 50平方メートル
- ロ イ以外の用に供される部分 20平方メートル

S 1

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S 1}{S 2} + E$$

S 2

- P : 共用通行部分の整備に要する費用
- C : 防災施設建築物の建築主体工事費(全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。)
- S 1 : 基礎額の算定の際において対象となる共用通行部分の床面積の合計
- S 2 : 防災施設建築物の延べ面積
- E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

- ⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用(次の(a)、(b)、(c)及び(d)のいずれにも該当しないものにおいては、標準駐車場条例及び標準自転車駐車場附置義務条例によるそれぞれの附置義務相当分(大規模小売店舗立地法第4条第1項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。)の整備に要する費用に限る。)

- (a) 住宅型プロジェクト

- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト

ただし、地方公共団体事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、防街組合等事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 1/3 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 3/2 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。

⑩ 生活基盤施設の整備に要する費用

公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上である場合における生活基盤施設(集会室、管理室及びサービスフロントをいう。以下同じ。)の整備に要する費用

⑪ (防災施設建築物の中の) 公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P : 公共用通路の整備に要する費用

C : 防災施設建築物の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S1 : 基礎額の算定の際において対象となる公共用通路の床面積の合計

S2 : 防災施設建築物の延べ面積

E : エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

次の(a)、(b)、(c)又は(d)に該当する場合で、共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト
- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
- (d) 防災活動拠点型プロジェクト

⑭ 防音・防振工事に要する費用

次の(a)、(b)、(c)又は(d)に該当する場合で、工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

- (a) 住宅型プロジェクト
- (b) 地域活性化プロジェクト

- (c) 福祉空間形成型プロジェクト
 - (d) 防災活動拠点型プロジェクト
 - ⑮ 防災関連施設の整備に要する費用
備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用
 - ⑯ 災害時に活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（附属第Ⅱ編イ－１３－（１）①の１．の第１３項の規定による「地震に強い都市づくり推進５箇年計画」に位置付けられた防災街区整備事業に該当する場合に限る。）
災害時に避難場所として活用可能な集会所等の施設の整備に要する費用（用地費相当額を含む。）
 - ⑰ 社会福祉施設等との一体的整備に要する費用
次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合における建築主体工事費（交付金の対象となっている部分を除く。）に0.15を乗じて得た額を限度とする額
(a) 住宅型プロジェクトで、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(b) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ福祉空間形成型プロジェクトに該当する場合
(c) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的に又は隣接した立地で実施されるもので、かつ、社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の1/10以上又は1,000平方メートル以上であるものに限る。）を整備する場合
 - ⑱ 地区計画等に定められた施設整備費
次に掲げる施設の整備に要する費用（用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。））
(a) 密集市街地整備法第120条に規定する都市計画に定められた広場、公園又は緑地で防災街区整備事業により整備されるもののうち、次の要件をいずれも満たすもの
 - i) まちなかウォークアブル区域又は防災指針に基づく取組が行われる区域内
 - ii) 面積が概ね1,000平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）
 - (b) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画に定められた同法第12条の5第2項第1号ロの施設で防災街区整備事業により整備されるもののうち、街区における防災上必要な機能を確保するための施設（雨水浸透機能の高い緑地、避難地）で、面積が概ね1,000平方メートル以上（当該施設のほか、施設建築敷地内に空地が整備される場合は、当該空地面積を含む。）のもの
 - (4) 建築物の防災性能の強化に要する費用
次のイ、ロ又はハに該当する防災街区整備事業における特殊基礎工事（免震構造工事を含む。）に要する費用で、イの事業にあつては全額、ロ又はハの事業にあつては杭長10メートルの杭工事に要する費用相当額を控除した額
- イ 江東区の防災拠点に係る事業

- ロ 地盤が軟弱な区域内において地域防災計画に基づいて行われる事業
 - ハ 施行区域内において、河川法第６条第２項に規定する高規格堤防又はこれに準ずる盛土として、河川管理者が指定する施設が整備される事業
- ２ 前項(１)のイからニまでの事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は表 13-(2)-2 に掲げる費目の細分により必要な費用を計上するものとする。
- ３ 第１項(３)に掲げる費用には、市街地整備上特に必要と認めて国土交通大臣が承認した場合は、施行地区外における費用を含めることができる。
- ４ 第１項(３)イ、ロ並びに(３)ハ①から⑤まで、⑦、⑧及び⑩に掲げる費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外附帯工事に要する費用（第１項(３)ハ⑥、⑨及び⑪から⑯まで並びに(４)に掲げる費用中交付対象となるものを除く。）に防災施設建築物の階数の区分に応じ、それぞれ表 13-(2)-3 に掲げる数値を乗じた額とする。なお、これによらない場合においては、同項(３)ロ①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。
- ５ 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害のあった市町村の区域内において行われる防災街区整備事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内に国の交付金の交付申請があったときに限り第１項中「３分の１」とあるのは「５分の２」と、「３分の２」とあるのは「５分の４」とする。
- ６ 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(１)の各号の要件を満たす事業に限り、(２)に定める額とする。
- (１)事業の要件
- 一 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること
 - 二 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
 - 三 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
 - 四 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること
- (２)基礎額
- 変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、公共団体施行防災街区整備事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、公共団体施行防災街区整備事業にあっては、３分の１に相当する額、防災街区組合等事業にあっては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工

事費に表 13-(2)-5 に掲げる率を乗じた額を除いた額) の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。) の 2 分の 1 に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の 2 分の 1 に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の 3 分の 1
- 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、100 分の 23 を乗じて得た額

7 第 1 項(2)のニの①に掲げる「建物買収費相当額」は防災施設建築物の建設に要する費用に充てなければならない。

IV 都市再開発支援事業

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

(1) 附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅣの第 1 項に掲げる事業にあつては、当該事業に要する費用の 3 分の 1 とする。但し、以下のいずれかの方針を含む地区再生計画又は街区整備計画の策定に係る同項(1)又は(3)の事業並びにこれらの計画に基づくコーディネートとして同項(2)の事業を実施する場合にあつては、当該事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

- ① 重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事業に係る方針
- ② 都市再生緊急整備地域等における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針
- ③ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において誘導施設の導入を図る再開発事業の方針

(2) 附属第Ⅱ編イー 1 3 - (2) の 4. のⅣの第 2 項に掲げる補助にあつては、当該地方公共団体の補助に係る補助金の額の 2 分の 1 又は同項の各号に掲げる事業に要する費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

表 13-(2)-1.1

(単位：千円／戸)

構造／耐用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
木 造	1, 880	1, 970	—	—	—
軽 量 鉄 骨 スチールパイプ造	1, 920	2, 090	2, 220	2, 390	2, 510

表 13-(2)-1.2

(単位：千円／戸)

構造／耐用年数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
木 造	4, 130	4, 330	—	—	—
軽 量 鉄 骨 スチールパイプ造	4, 220	4, 580	4, 900	5, 260	5, 510

表 13-(2)-2

費 目	細 分	説 明
人件費	給 料	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行う場合にこれに直接従事する者に対する給与である。
	手 当	
	共 済 費	直営事業に直接従事する者に対する共済組合負担金である
	委 員 手 当	審査会委員又は審査委員に対する報酬である。
旅 費	旅 費	直営事業に直接従事する者及び審査会委員又は、審査委員に対する普通旅費、日額旅費、出張旅費である。
庁 費	賃 金	} 測量、設計、調査、資金計画作成、権利変換計画作成等を直営で行うに必要な経費である。
	需 用 費	
	役 務 費	
	委 託 費	
	使用料及び賃借料	
	原 材 料 費	
	備品購入費	
	共 済 費	賃金労務者に対する事業主負担保険料である。

表 13-(2)-3

階数	建築主体工事費等に要する費用に乗じる数値
3～5階	100分の22
6～13階	100分の24
14～19階	100分の24
20階以上	100分の26

表 13-(2)-4

(ア) 事業	(イ) 係数
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 ○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ CASBEE 建築評価認証または CASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、Aランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一体的に取り組まれる事業	1.20
○ 防災再開発促進地区を定め又は定める予定である区域内で施行される事業（区	1.35

域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む) ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、立地適正化計画に位置付けられる事業として実施される事業（市街地再開発事業又は防災街区整備事業に限る。）	
○ （イ）係数 1.35 を満たす（ア）事業要件及び以下の要件をいずれかを満たす事業 ① 以下の全てを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること ② （イ）係数 1.20 を満たす（ア）事業要件のいずれかを満たす事業	1.50

表 13-(2)-5

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
3 年未満	100 分の 3
5 年未満	100 分の 5
5 年以上	100 分の 7

2. 雑則

- 1 平成 23 年度末までに、事業に着手済み（補助を受けて調査・計画策定・設計に着手した場合又は事業計画認可を了した場合を含み、複数の工区を有する地区において一部の工区に着手があったときは、地区全体に着手があったものとみなす。）の地区については、1. のⅠの第 1 項ただし書の規定は、適用しないものとする。
- 2 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の日から平成 28 年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成 28 年度中に都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること並びに平成 30 年度中に居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合には、「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込み地」と読み替える。
- 3 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 28 年度末までに同条第 7 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 4 本改正要綱の施行（平成 26 年度 8 月 1 日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施しているこ

とを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中に行われる事業に限り、事業に関する規定はなお従前の例による。

- ５ この要綱の施行（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業又は防災街区整備事業を開始する場合は、平成３０年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。
- ６ この要綱の施行（平成２８年４月１日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、基礎額の算定に関する規定はなお従前の例による。
- ７ 本改正要綱の施行（令和３年４月１日）前の要綱に基づく表１３-(２)-４（ア）欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径１ｋｍの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が３本以上）から半径５００ｍの範囲内において行われる事業」について、（イ）欄の係数（１．２０）の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和３年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。
- ８ この要綱の施行（令和３年４月１日）の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、共用通行部分の整備に要する費用に関する規定はなお従前の例による。
- ９ この要綱の施行（令和５年４月１日）の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、なお従前の例によることができる。
- １０ この要綱の施行（令和７年４月１日）に際し、令和８年度末までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、イー１３－（２）のⅠ第６項又はⅢ第６項を適用する場合、附属第Ⅱ編イー１３－（２）の要件を満たすものに限る。

イー１３－（３）削除

イー１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の交付の対象となる事業及び基礎額は次のとおりとする。

１ 都市機能まちなか立地支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあつては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあつては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用

- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和 3 年国土交通省告示第 8 号。以下イー 1 3 -（4）関係部分において、「業務報酬基準」という。）をもとに算出した額を標準とする。

- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用

- ⑥ 資金計画作成に要する費用

- ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

- ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 土地整備費

- イ 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

- ロ 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

- ハ 仮設店舗等設置費

コア事業の施行により除却される建築物で営業し、又は居住している者が使用する仮設店舗等の費用で次に掲げるもの。ただし、①から⑥までのそれぞれの費目が表 13-(4)に定める仮設店舗等標準単価表により算出した額を超える場合には、その額を限度とする。

- ① 仮設店舗等建設工事費（電気工事、給水工事、排水工事及びガス工事に要する費用で、それぞれの管理を他に移管する部分の工事又はこれらの工事の負担金として要する費用を含む。以下②及び③について同じ。）

- ② 仮設店舗等移設工事費

- ③ 仮設店舗等補修工事費

- ④ 仮設店舗等借上費

- ⑤ 仮設店舗等購入費

- ⑥ ①から⑤までのほか、特に必要と認めて国土交通大臣の承認した次に掲げる費用

- (イ) 借地権又は借家権取得費（ただし、おのおの当り仮設店舗等設置費を限度とする。）

- (ロ) 用地造成費（ただし、平方メートル当り 2,000 円を限度とする。）

- (ハ) 共同倉庫建設費（ただし、1,080 千円を限度とする。）

二 補償費等

次に掲げる土地整備に伴い通常生ずる損失の補償に要する費用で、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準」（平成 13 年 1 月 6 日国土交通省訓令第 76 号）及び「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成 15 年 8 月 5 日国総国調第 57 号）（以下イー 1 3 -（4）関係部分において「基準等」という。）に準じて算出したもの

- ① 建物補償費（地区内残留者の建物買収費相当額を含む。）

- ② 工作物補償費
- ③ 立竹木補償費
- ④ 動産移転補償費
- ⑤ 仮住宅補償費
- ⑥ 営業補償費
- ⑦ 地代家賃減収補償費
- ⑧ 移転雑費補償費
- ⑨ 地代補償費
- ⑩ その他農業補償費

- (注) １. 「基準等」のうち「土地等の取得」又は「土地等の使用」とあるのは「土地整備」と読み替えること。
２. 「基準等」のうち「仮営業所の設置費用」を補償する場合は「仮設店舗等設置費」によること。ただし、「基準等」のうち「銀行、郵便局等公益性の強い事業」として、銀行法第２条第１項に規定する銀行、長期信用銀行法第２条に規定する長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、郵便局、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所（従前店舗等の延べ面積が１００平方メートル以上のものに限る。）について、「仮営業所の設置の費用」を補償する場合においてはこの限りでない。
３. 「基準等」における「借地代」のうち都市再開発法第８８条第１項又は密集市街地整備法第２２２条第１項によるものについては、それぞれ同項の規定により期間を算出すること。
４. 「地区内残留者の建物買収費相当額」は、①「建物補償費」に準じて算出すること。

三 まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費

イ 駐車場整備費

立体駐車場の整備に要する費用

ロ 施設内通行部分整備費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：施設内通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S１：基礎額の算定において対象となる施設内通行部分の床面積の合計

S２：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

ハ 防音・防振工事費

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要となる防音・防振工事に要する費用

ニ 電波障害防除設備設置費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

ホ 防災関連施設整備費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 供給処理施設整備費、空地整備費等（市街地再開発事業等の対象要件を満たすものに限る。）

市街地再開発事業等の基礎額の算定において対象となる供給処理施設の整備に要する費用、空地の整備に要する費用等

六 施設購入費

都市機能導入施設の購入に要する費用のうち、一から五までに相当する費用

2 空きビル再生支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の3分の1とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1又は当該費用の3分の1のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 対象施設の基本設計に要する費用で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。
- ⑤ 公園、広場、緑地、駐車場等特別に設計を要する場合について、建築敷地の設計に要する費用
- ⑥ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

ハ 建築設計費

建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）で、業務報酬基準をもとに算出した額を標準とする。

二 改修工事費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が2以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等（多数の者が出入りし利用することが想定されるものに限る。以下イー１３－（４）関係部分において同じ。）の機能の導入に係る

既存建築物の整備費をいう。ただし、当該整備費に100分の23を乗じた額を限度とし、商業等に係る整備費については、商業等の専有する面積に2分の1を乗じた面積に係る整備費に限り対象とする。

三 共同施設整備費

空地等、供給処理施設その他の共同施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるものをいう。ただし、本事業以外の他の国庫補助又は交付金を受けて整備した共同施設の撤去を伴う場合には、当該施設の残存価値を控除した額に限る。

イ 空地等整備費

① 通路の整備に要する費用

通路（公衆が対象施設の出入り等に利用する道をいう。）の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

② 駐車施設の整備に要する費用

公衆が常時使用できる非営利的駐車施設の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

③ 児童遊園の整備に要する費用

児童遊園の整備費のうち、整地、側溝、舗装、遊具等の設置及び附帯設備の工事に要する費用

④ 緑地の整備に要する費用

緑地の整備費のうち、造成、植栽及び附帯設備の工事に要する費用

⑤ 広場の整備に要する費用

広場の整備費のうち、整地、側溝、舗装及び附帯設備の工事に要する費用

⑥ 地区計画等に定められた施設の整備に要する費用

次に掲げる施設（道路法に定める道路を除く。）の整備費のうち用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）

(a) 都市計画法第12条の5第3項の規定による再開発等促進区を定める地区計画に定められた同条第4項第二号の施設で次のいずれかに該当するもの。

1) 密集市街地整備法第3条第1項の規定による防災再開発促進地区の区域、同法第32条第1項の規定による防災街区整備地区計画の区域若しくは(i)の住宅市街地の密集度の基準に該当するもののうち、(ii)の倒壊危険性又は(iii)の延焼危険性等の基準に該当するもの（これらと同等の水準を規定すると認められる基準に該当するものを含む。）として地方公共団体が定めた区域において整備されるもので、その面積が概ね500平方メートル以上で、工事完了後、地方公共団体が管理するもの。

(i) 住宅市街地の密集度

1ヘクタール当たり80戸以上の住宅が密集する一団の市街地であること（市街地の街区の特性を勘案して一戸当たりの敷地面積が著しく狭小な住宅（3階建て以上の共同住宅を除く。）が大半（2／3以上）を占める街区を含むものに限る。）

(ii) 倒壊危険性

大規模地震による倒壊危険性の高い住宅が過半を占めていること

(iii) 延焼危険性及び避難、消火等の困難性

耐火に関する性能が低い住宅が大半（2／3以上）を占めてお

り、かつ、幅員４ｍ以上の道路に適切に接していない敷地に建つ住宅が過半を占めていることに該当するもの

２) 面積が概ね１,０００平方メートル以上のもの

(b) 密集市街地整備法第３２条第１項の規定による防災街区整備地区計画に定められた同条第２項第二号の施設

ロ 供給処理施設整備費

① 給水施設の整備に要する費用

給水の用に供する施設のうち、外部の給水幹線、ポンプ施設及び水槽（高置式、中間式、地下式をいう。以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに水槽の整備に要する費用

② 排水施設の整備に要する費用

排水の用に供する施設のうち、外部の下水道本管、ポンプ施設及び処理施設相互をつなぐ管路、ポンプ施設並びに処理施設の整備に要する費用

③ 電気施設の整備に要する費用

配電の用に供する施設のうち、外部の幹線、受変電設備及び自家発電設備相互をつなぐケーブル、受変電設備並びに自家発電設備の整備に要する費用

④ ガス施設の整備に要する費用

ガス供給の用に供する施設のうち、外部の本管、ガスガバナー相互をつなぐ管路及びガスガバナーの整備に要する費用

⑤ 電話施設の整備に要する費用

電話施設のうち、外部の電話幹線、配線盤相互をつなぐケーブル及び配線盤の整備に要する費用

⑥ ごみ処理施設の整備に要する費用

ごみ処理の用に供する施設のうち、共同貯じん槽、共同ごみ搬送設備及び共同ごみ圧縮設備の整備に要する費用

⑦ 情報通信施設の整備に要する費用

情報通信施設のうち、外部の情報通信幹線、電子交換器相互をつなぐケーブル、配線盤及び電子交換器の整備に要する費用

⑧ 熱供給施設の整備に要する費用

熱供給施設のうち、プラント、プラント及び熱交換器（これに類する機器を含む。以下イ－１３－（４）関係部分において同じ。）相互をつなぐ管路並びに熱交換器の整備に要する費用

ハ その他の施設整備費

① 消防施設の整備に要する費用

消防の用に供する施設のうち、消火及び警報の施設の整備に要する費用

② 避難施設等の整備に要する費用

避難施設等のうち、排煙設備、非常用照明装置、防火戸（道路、階段及び出入口に設けるものをいう。）及びヘリコプターの緊急離着陸場の施設の整備に要する費用並びにヘリコプターの緊急離着陸場を設置することによる構造補強に要する費用

③ 電波障害防除施設の整備に要する費用

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受ける地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）の整備費のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の整備に要する費用

④ 監視装置の整備に要する費用

監視装置（防犯カメラ、防犯システム等を含む。）の整備に要する費用のうち、給水施設、受変電設備、消防施設、エレベーター、エントランス、駐車場等に係る監視装置の整備に要する費用

⑤ 避雷設備の整備に要する費用

⑥ 立体的遊歩道、人工地盤等の施設の整備に要する費用

⑦ 電気室及び機械室の建設に要する費用

⑧ 共用通行部分の整備に要する費用

共用通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{工事費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2} + E$$

P：共用通行部分の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定において対象となる共用通行部分の床面積の合計

S 2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑨ 駐車場の整備に要する費用

駐車場整備の必要性の高い地区における駐車場の整備に要する費用（ただし、地方公共団体が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分する場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなし、民間事業者等が施行する事業について駐車場を特定の者の専用として処分し、かつ、その処分価額が当該費用の 3 分の 1 を超える場合は、当該費用からその処分価額を減じて得た額に 2 分の 3 を乗じて得た額を駐車場の整備に要する費用とみなす。）

⑩ 歴史的建築物等の再生に要する費用

歴史的建築物等の構造の補強に要する費用

⑪ （対象施設の中の）公共用通路の整備に要する費用

都市交通への円滑な通行の確保に資する日常的に一般開放される通路の整備に要する費用で、次の工事費算定式により算出したもの。

$$\text{工事費算定式： } P = \left(C \times \frac{S1}{S2} + E \right) \times \frac{3}{4}$$

P：公共用通路の整備に要する費用

C：対象施設の建築主体工事費（全体の建築工事費から屋内設備工事費及び屋外附帯工事費を除く。）

S 1：基礎額の算定において対象となる公共用通路の床面積の合計

S 2：対象施設の延べ面積

E：エレベーター及びエスカレーターの設備工事費

⑫ 高齢者等生活支援施設の整備に要する費用

誰もが円滑に利用できる便所（高齢者、障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者等が円滑に利用できるものとし、特定の施設で独占的に使用するものを除く。）、緊急連絡装置及び子育て支援に資する施設の整備に要する費用

⑬ 共用搬入施設の整備に要する費用

共用搬入施設（リフト等の貨物搬送用の施設及び荷捌きスペースをいう。）の整備に要する費用

⑭ 防音・防振工事に要する費用

周辺環境との関係から必要となるもの又は工場と住宅等を一体的に整備する場合に必要な防音・防振工事に要する費用

⑮ 防災関連施設の整備に要する費用

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の整備に要する費用

⑯ 集会所、管理事務所及びサービスフロントの整備に要する費用

四 賑わい交流施設整備費

公益施設のうち地域の住民が随時利用でき、各種のイベント、展示、余暇活動等の地域住民相互の交流の場となる施設（多目的ホール、会議室、公民館、研修施設、展示場、活動スペース、屋内公開広場、学習室、情報センター、図書館等）の整備に要する費用

五 施設購入費

認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が２以上の居住室を有するものに限る。）又は商業等の機能の導入に係る既存建築物又はその一部の購入費のうち、次に掲げるものをいう。

① 駐車場購入費

立体駐車場の購入に要する費用

② 施設内通行部分購入費

施設内通行部分（廊下、階段、エレベーター、エスカレーター及びホールで、そのうち個別の住宅、一般店舗、大規模小売店舗、事務所、ホテル等の用途に専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く。）の購入に要する費用で、次の算定式により算出したもの（ただし、別に積算が可能なものにあつては、この限りではない。）

$$\text{購入費算定式： } P = C \times \frac{S1}{S2}$$

P：施設内通行部分の購入に要する費用

C：対象施設の購入費

S 1：対象施設全体における施設内通行部分の床面積の合計

S 2：対象施設全体の延べ面積

③ 電波障害防除設備購入費

電波障害防除施設（対象施設の建設によって、テレビ聴視障害を受けるコア事業地区外の区域へのテレビ共同聴視施設をいう。）のうち、共同アンテナ、配線及びその他の必要附帯設備の購入に要する費用

④ 防災関連施設購入費

備蓄倉庫及び耐震性貯水槽の購入に要する費用

⑤ 賑わい交流施設購入費

賑わい交流施設の購入に要する費用

３ 賑わい空間施設整備

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 調査設計計画費

イ 事業計画作成費

- ① 地区内にある土地及び建物等の現況測量に要する費用
- ② 地区内にある土地及び建物等の現況調査に要する費用
- ③ 地区内にある土地及び建物等に関する権利の調査及び評価に要する費用
- ④ 公開空地の設計に要する費用
- ⑤ 資金計画作成に要する費用

ロ 地盤調査費

対象施設の設計及び建築に必要な地盤調査に要する費用

二 建築物除却費

地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事に要する費用

三 公開空地整備費

再生事業計画に定められた概ね 10 年以上利用される公開空地の整備に要する費用

四 施設購入費

賑わい空間施設の購入に要する費用のうち、一から三までに相当する費用

４ 計画コーディネート支援

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 再生事業計画の作成に要する費用（交付期間は最初の交付決定のあった年度から５年間かつ通算３年間を限度とする。）

イ 住民意向調査等

住民の意向調査、住民に対する計画の広報及びまちづくりの啓発活動

ロ コンサルタント派遣

住民による中心市街地における暮らし・にぎわいの再生に関する研究、意見の調整等に資するコンサルタント派遣

ハ 暮らし・にぎわい再生事業計画作成

各街区の整備方針、対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の概要並びに整備計画に従って行われる主要な事業の事業計画の概要等の作成

二 コーディネート業務に要する費用（総事業費は 60,000 千円を限度とし、交付期間は最初の交付決定のあった年度から５年間を限度とする。）

イ まちづくり活動支援

まちづくり組織の立ち上げ及び活動支援、住民に対するまちづくりの啓発、人材育成、住民の意見の調整

ロ 計画立案・調整

土地利用計画並びに対象施設、建築敷地及び公共施設の整備計画の作成の

ための調査、整備手法及び整備手順の検討、関係機関等との調整

５ 関連空間整備

地方公共団体が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用の合計の３分の１とし、民間事業者等が交付金事業者である場合にあっては、次に掲げる費用について地方公共団体が民間事業者等に補助する額の２分の１又は当該費用の３分の１のいずれか低い額とする。

一 駐車場の整備費

再生事業計画に定められた駐車場の整備費。ただし、対象施設に係るコア事業の区域内に設置されるものと代替関係にある駐車場については、標準駐車場条例（平成６年１月２０日付け建設省都再発第３号都市局長通達）による附置義務相当分（大規模小売店舗立地法第４条第１項に基づく大規模店舗が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が標準駐車場条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）の整備費に限るものとし、それ以外の駐車場については、１事業地区当たり概ね５００台の駐車場の整備に要する費用を限度とし、当該駐車場の整備に要する費用の４分の１に相当する額を限度とする。

二 緑化施設等の整備費

再生事業計画に定められた植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等の整備費

三 施設購入費

関連空間の購入に要する費用のうち、一及び二に相当する費用

四 公開空地整備費（平成２０年度末までに国土交通大臣の同意を得た暮らし・にぎわい再生事業計画に記載されたものに限る。）

再生事業計画に定められた公開空地の整備費

６ 第１項、第２項及び第３項の調査設計計画に係る事業の全部又は一部について当該事業を行う者が直営で行う場合は当該事業に要する人件費、旅費及び庁費を計上するものとする。

７ 第１項第二号に規定する土地整備費については、協定等により事業の一体性・連続性が確保される場合に限り、その他の施設整備と異なる主体が行うものについて交付の対象とする。

８ 次の要件に該当する都市機能導入施設に係るコア事業については、第１項又は第２項に掲げる基礎額の算定において、「３分の１」を「５分の２」と読み替えるものとする。

一 認定基本計画に位置付けられた公益施設の延べ面積の合計が都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の１０分の１以上であること。

二 認定基本計画に位置付けられた公益施設、住宅（各戸が２以上の居住室を有するものに限る。）、商業等の延べ面積の合計が、都市機能導入施設の専有部分の延べ面積の合計の３分の２以上であること。この場合において、商業等の延べ面積の合計については、当該面積に２分の１を乗じた数値を用いるものとする。

表 13-(4) 仮設店舗等設置費標準単価表

イ－１３ 市街地整備事業

構造／耐用年数	１年	２年	３年	４年	５年
木造	1,880	1,970	－	－	－
軽量鉄骨 スチールパイプ造	1,920	2,090	2,220	2,390	2,510

(単位：千円／戸)

イ－１３－（５）都市再生総合整備事業に係る基礎額

イ－１３－（５）①都市再生総合整備事業（総合整備型）に係る基礎額

都市再生総合整備事業（総合整備型）の基礎額は、次のとおりとする。ただし、表 13-(5) のⅠに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に係る基礎額の合計額は 1 特定地区当たり 2,000,000 千円又は特定地区面積に 1 ha 当たり 40,000 千円を乗じたもののいずれか低い額を限度とする。

- 1 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（総合整備型）については、当該事業に要する費用の 2 分の 1 とする。ただし、表 13-(5) に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設については、それぞれ表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 2 地方公共団体が都市再生総合整備事業（総合整備型）を行う者に対して補助する場合には、当該地方公共団体が補助する費用の 2 分の 1 又は当該事業に要する費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イ－１３－（５）②都市再生総合整備事業（拠点整備型）に係る基礎額

1 都市拠点形成支援施設整備事業

整備事業の基礎額は、次のとおりとする。ただし、表 13-(5) のⅠに掲げる地域生活基盤施設及びⅡに掲げる高質空間形成施設の施設整備費に係る基礎額の合計額は 1 整備地区当たり 2,000,000 千円又は整備地区面積に 1ha 当たり 40,000 千円を乗じたもののいずれか低い額を限度とする。

- 一 地方公共団体が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 二 協議会が行う都市再生総合整備事業（拠点整備型）については、表 13-(5) に掲げる費用の 3 分の 1 とする。
- 三 地方公共団体が都市再生総合整備事業（拠点整備型）（センター施設については、第 3 セクターが行うものに限り、表 13-(5) のⅠに掲げる道路等、駐車場等、集会所及び情報板の整備については、第 3 セクター、市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合、宅地開発事業者等が行うものに限る。）を行う者に対し補助する場合には、地方公共団体から当該事業を行う者への補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

2 都市拠点形成支援基盤整備促進事業

促進事業の基礎額は、当該促進事業の実施に要する費用として交付対象となる費用に対して、当該促進事業と同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の交付割合を乗じた額とする。

3 都市拠点形成特定事業調査

特定事業調査の基礎額は、次のとおりとする。

- 一 地方公共団体又は協議会が行う特定事業調査に対しては、当該特定事業調査に要する費用の 3 分の 1 とする。
- 二 都道府県が市町村に対し、特定事業調査に要する費用について補助する場合には、当該都道府県が当該市町村への補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該費用の 3 分の 1 のいずれか低い額とする。

イ－１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

１ 都市再生事業計画案作成事業

- 一 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第１号及び第２号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の３分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
- 二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第１号ロ、ハ、ニ又はホ及び同第２号ロ又はハの要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。
- 三 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第３号及び第４号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。
- 四 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第１項第５号の要件に該当する地区においては、事業計画の案の作成に要する費用の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第１項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は事業計画の案の作成に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

２ 都市再生土地区画整理事業

- 一 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項イ又はロに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の３分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。
 - イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む。）
 - ロ 宅地整地費
 - ハ 移転移設費
 - ニ 公共施設工事費
 - ホ 公開空地整備費
 - ヘ 供給処理施設整備費
 - ト 電線類地下埋設施設整備費
 - チ 減価補償費
 - リ 立体換地建築物工事費
 - ヌ 仮設建築物整備費
 - ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ 機械器具費

カ エリアマネジメント活動拠点施設整備費

二 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第２号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する前号イからカまでに掲げる費用の合計の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

三 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第４項及び第５項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する第１号イからカまでに掲げる費用の合計の２分の１とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の５．の第２項第２号に掲げる事業に対する補助については、地方公共団体が土地区画整理組合等に対し補助する金額の２分の１又は当該事業に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

四 附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項ホに掲げる事業のうち、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項の要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する公共施設充当用地の取得費の３分の１とする。ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、当該事業に要する公共施設充当用地の取得費の２分の１とする。

五 第１号及び第２号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項又は第３項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（X）の３分の１を限度とする。

六 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホ及び第３項第２号ロ又はハの要件に該当する地区において行う事業については、前号の式により算定した額（X）の２分の１を限度とする。

七 第３号の事業に係る基礎額は、第５号の式により算定した額（X）の２分の１を限度とする。

$$\begin{aligned} X = & (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ & \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A \\ & + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ & + \text{立体換地建築物工事費} \\ & + \text{都心居住建築物、公益施設、誘導施設（都市構造再編集集中支援事業の補助対象に限る）、立体換地建築物、避難路等沿道耐火建築物等及びまちなみ形成建築物等の敷地上の建築物等の移転補償費} \\ & + \text{浸水対策整地に係る移転補償費} \\ & + \text{電線類地下埋設施設整備費} \\ & + \text{公開空地整備費} \\ & + \text{防災関連施設整備費} \\ & + \text{浸水対策施設整備費} \\ & + \text{浸水対策整地費} \\ & + \text{エリアマネジメント活動拠点施設整備費} \end{aligned}$$

＋地籍整備費

A＝２／３ （ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロの要件に該当する地区において行われる事業については１とし、公益施設、誘導施設の整備が図られることが確実な場合には、道路用地について１とする。また、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第３項の要件に該当する地区において行われる事業については、０とする。）

ただし、Xの算定に当たっては次のとおりとする。この場合においては、公開空地は公共用地とみなす。

イ 公共用地率は、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第２項第２号ロの要件に該当する地区において行われる事業以外の事業については、事業実施前の公共用地率が１５パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は１５パーセント又は土地所有者（過小宅地の所有者は除く。）が建築基準法第４３条の規定に基づいて道路幅員４ｍを確保した状態の公共用地率として算定する。また、事業実施前の公共用地率を算定するに当たっては、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第２項ホにより取得した土地を事業実施前の公共用地とみなすこととする。

ロ 事業に要する公共施設整備費は、仮設建築物整備費（仮住居費等に基づき算定する移転補償費を上限とする。）を含めて算定することができることとする。

ハ 浸水対策整地費は、以下の(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。なお、浸水対策整地に係る移転補償費（ただし、中断移転に要する転居費用の掛かり増し分及び仮住居等に係る費用に限る）は、以下の(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限ることとする。

(1) その面積が２０ha以上であり、かつ、１,０００棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域（水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波防災地域づくりに関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。）で行われる事業であること。

(2) 居住誘導区域内であり、かつ、人口密度が４０人/ha以上の区域内で行われる事業であること。

(3) 立地適正化計画に都市再生特別措置法第８１条第２項第五号に規定する防災指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。

(4) 移転方法が集団移転（複数の建築物等を同時期に移転する方法）であること。

ニ 地区施設として位置付けられたもの以外の調整池については、その整備に要する費用の１／３を乗じた額を浸水対策施設整備費として算定する。

ホ 事業に要する公共施設整備費のうち公園整備に必要な費用について、人口２０万人以上の地方公共団体が施行する土地地区画整理事業において概算事業費１０億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設について附属第Ⅱ編イ－１２－（１）の２．の第２項に規定するPPP/PFI手法及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。ただし、利用料金の徴収を伴う公園の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。

八 第４号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第２項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｙ）の３分の１を限度とする。

九 前号の規定にかかわらず、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第２項第２号ロ、ハ、ニ又はホの要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｙ）の２分の１を限度とする。

$$Y = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \times A$$

$$A = 2/3 \quad (\text{ただし、公益施設の整備が図られることが確実な場合には、} \\ \text{道路用地について} 1)$$

ただし、事業実施前の公共用地率が１５パーセントを下回る場合においては、事業実施前の公共用地率は１５パーセントとして算定する。また、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。

３ 被災市街地復興土地地区画整理事業

一 附属第Ⅱ編イー１３－（６）の１．の第３項イに掲げる事業については、当該事業に要する次に掲げる費用の合計の２分の１とする。

イ 調査設計費（土壌汚染調査費を含む）

ロ 宅地整地費

ハ 移転移設費

ニ 公共施設工事費

ホ 公開空地整備費

ヘ 供給処理施設整備費

ト 電線類地下埋設施設整備費

チ 減価補償費

リ 立体換地建築物工事費

ヌ 仮設建築物整備費

ル 防災関連施設整備費

ヲ 浸水対策施設整備費

ワ 液状化対策推進工事費

カ 機械器具費

ヨ エリアマネジメント活動拠点施設整備費

二 附属第Ⅱ編イー１３－（６）の１．の第３項ロに掲げる事業については、仮設住宅等の整備に要する費用の２分の１とする。

三 第１号の事業に係る基礎額は、附属第Ⅱ編イー１３－（６）の３．の第７項の要件に該当する地区において行う事業については、次の式により算定した額（Ｚ）の２分の１を限度とする。

$$Z = (\text{事業により確保される公共用地率} - \text{事業実施前の公共用地率}) \\ \times \text{地区面積} \times \text{用地単価} \\ + \text{事業に要する公共施設整備費} \\ + \text{立体換地建築物工事費}$$

- ＋都心居住建築物及び公益施設の敷地上の建築物等の移転補償費
- ＋浸水対策整地に係る移転補償費（第２項第七号ハの(1)から(4)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）
- ＋電線類地下埋設施設整備費
- ＋公開空地整備費＋防災関連施設整備費
- ＋浸水対策施設整備費
- ＋浸水対策整地費（第２項第七号ハの(1)から(3)までの要件に該当する事業で行われるものに限る）
- ＋津波防災整地費（東日本大震災の被災地にかかる推進地域又は計画区域で行うものに限る（東日本大震災復興特別区域法第七十七条に規定する復興交付金事業計画の区域を除く））
- ＋液状化対策推進工事費
- ＋公共施設整備に関連して移転が必要となる公共用地以外の土地に存する建築物等（公共用地となるべき土地についての換地に存するものに限る。）の移転補償費
- ＋エリアマネジメント活動拠点施設整備費
- ＋地籍整備費

ただし、公共用地率を算定するに当たっては、公開空地は公共用地とみなす。
また、浸水対策施設整備費の算定にあたっては、第２項七号二によるものとする。

4 緊急防災空地整備事業

附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の１．の第４項に掲げる事業において、緊急防災空地の用地を画地単位で取得する場合、当該用地を取得するのに要する費用の２分の１とする。ただし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第９項第一号に該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の減価補償費の８０パーセントを限度とし、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の３．の第９項第二号から第四号のいずれかに該当する地区においては、予定される土地区画整理事業の公共用地の増分の用地費の８０パーセントを限度とする。

5 国の交付に係る時限

１．第３項第一号ワの規定、同項第三号の津波防災整地費及び液状化対策推進工事費の規定は東日本大震災からの復興の基本方針３（イ）又は（ロ）に該当する事業で、平成２７年度末までに着手した事業に限るものとする。

2. 交付対象事業の範囲

１．の第２項第１号及び第３項第１号に定める交付金の交付の対象となる事業は、表 13-(6)に掲げる範囲内とする。

3. 雑則

1 本要綱の施行の際、現に都市再生推進事業制度要綱（平成２１年３月３１日国土交通省国都市発第４６６号 国土交通省都市・地域整備局長通知）（「第３編 都市再生区画整理事業」に限る。）及び都市再生推進事業費補助交付要綱（平成２１年３月３１日国土交通省国都市発第４６７号 国土交通省都市・地域整備局長通知）（「第３編 都市再生区画整理事業」に限る。）に基づき実施されている事業

については、施行地区、国費の算定方法に関わる同要綱の規定は、本要綱の施行後もなおその効力を有する。

- ２ 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の日から平成２８年度末までの期間において、立地適正化計画を未作成の市町村が、平成２８年度までに都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を作成すること及び平成３０年度までに居住誘導区域を定めた立地適正化計画を作成することが確実と見込まれる場合の土地区画整理事業の地区を、立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域の区域内で行われる土地区画整理事業の地区とみなす。
- ３ 中心市街地活性化法第９条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成２８年度末までに認定又は策定された基本計画に基づいて当該基本計画の期間中に行われる事業についてはなお従前の例による。
- ４ 本改正要綱の施行（平成２６年８月１日）の際、本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の実施に係る説明会等を既に実施していることを明示できる市町村においては、平成２８年度末までは本要綱の改正前の要綱に基づいた地方都市リノベーション事業の着手を可能とし、当該事業に係る都市再生整備計画期間中の支援が受けられるものとする。
- ５ 本改正要綱（平成２８年４月１日）の日から平成３０年度末までの期間に事業着手する事業であって、附属第Ⅱ編イ－１３－（６）の６．の第６項を適用する事業（ただし、人口集中地区に係る地区に存しない区域で行われる事業に限る。）の場合、１．の第１項第２号並びに第２項第２号、第６号及び第９号を適用しない。
- ６ 本改正要綱施行（令和２年９月７日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項七号ハに関する規定はなお従前の例による。
- ７ 本改正要綱施行（令和３年７月１５日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項七号ニに関する規定はなお従前の例による。
- ８ 本改正要綱施行（令和４年４月１日）の際、現に従前の要綱に基づき実施されている事業については、附属第Ⅲ編イ－１３－（６）の１．第２項第七号ホに関する規定はなお従前の例による。

表 13-(6)

種 別		工 種	交 付 対 象 の 範 囲
移 転	移 転	建 築 物 工 作 物 墓 地	公共団体等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「公共細目」という。）第２第１項及び組合等区画整理補助事業実施細目（平成15年6月10日 国都市第85号。以下「組合細目」という。）第２第１項によること。
		仮設建築物	仮設建築物の整備に要する費用
	移 転	電 柱	公共細目第２第１項及び組合細目第２第１項によること。
		鉄 軌 道	
		上 水 道	
		ガ ス	
		下 水 道	
		工業用水道	

イ－１３ 市街地整備事業

移設	移設	及びかんがい用排水施設	
		電線等の電氣的設備	「日本電信電話公社の解散に伴う措置に関する覚書等について」（昭和60年5月20日付け建設省都街発第15号、道政発第41号）及び「日本電信電話株式会社に係る占用物件等に要する費用の負担の取扱いについて」（平成10年7月21日付け建設省都街発第56号）に基づき、施行者の負担となるべきもの
		高圧線	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
公共施設工事	道路築造	土工（切土盛土等）	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		敷砂利	
		排水施設	
		橋梁	必要があると認められるもの
		立体交差	施行者の負担となるべきもの
		植樹	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。
		交通安全施設	
	舗装	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
	河川水路公園		
	その他	地区外関連工事	法第135条に規定するもの。
	エリアマネジメント推進公共施設整備管理協定に基づき公共施設の整備及び管理を行う者が行う公共施設工事	施行者の負担となるべきもの （施行者が公共施設管理者と協議し整備する場合の公共施設工事費を限度とする）	
整地	宅地整地	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。	
公開空地整備	築造	公共施設工事に準ずる。	
供給処理施設整備	上水道、電気・ガス、下水道その他の供給処理施設	新設及び能力の増強の工事に要する費用のうち、各施設管理者との協議により、施行者の負担となるべきもの（管理者による別途事業として実施すべきものは除く。）	
電線類地下埋設施設整備	電線類地下埋設施設整備費	管路方式等による電線類の地下埋設に要する費用とする。ただし、管理者による別途事業として実施すべきものは除き、附属第Ⅱ編イー13－（6）の1.の第24項に掲げる経費を限度とする。	
立体換地建築物工事	立体換地建築物工事	公共細目第2第1項及び組合細目第2第1項によること。 ただし、附属第Ⅱ編イー13－（6）の1.の第26項に掲げる経費を限度とする。	
防災関連施設整備	防災関連施設整備費	防災関連施設の整備に要する費用	
浸水対策施設整備	浸水対策施設整備費	浸水対策施設の整備に要する費用（ただし、他の工種に該当する費用は除く）	
エリアマネジメント活動拠点施設整備	エリアマネジメント活動拠点施設整備費	エリアマネジメント活動拠点施設の整備に要する費用	
減価補償	減価補償金	減価補償金の交付に要する費用又は公共施設充当地の取得に要する費用。ただし、金銭交付する場合において、工事完了後、換地処分に至るまでの間に相当の期間を要する場合は、対	

	象としない。
機械器具費	公共細目第２第１項及び組合細目第２第１項によること。
調査設計	

イ－１３－（７）削除

イ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業に要する費用の３分の１（ただし、次のイからニまでに掲げる事業については２分の１とする。）とする。

また、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合（ただし、２のヲ及びワにおける事業を除く。）は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の３分の１のいずれか低い額とする。

２のヲ及びワに掲げる事業については、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合、次に掲げる１）及び２）の条件（バス（ＢＲＴを除く。以下同じ。）に関する施設の整備にあつては、１）から３）までの条件）を満たす場合に限り、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は事業の実施に要する費用の２分の１（ただし、地方公共団体が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客株式会社及び大手民鉄に補助する場合は、事業の実施に要する費用の３分の１）のいずれか低い額とする。

１）地方公共団体が策定する立地適正化計画（又は広域的な立地適正化の方針（以下イ－１３－（８）関係部分において立地適正化計画及び立地適正化の方針を併せて「立地適正化計画等」という。）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第５条第１項に規定する地域公共交通計画（以下イ－１３－（８）関係部分において「地域公共交通計画」という。）において、本事業の実施に関連する実効性のある取組が即地的・具体的に位置づけられていること。

２）次の（ｉ）から（iii）までに掲げる事項に関する目標が設定されていること。

（ｉ）本事業の実施に関連する当該公共交通の利用者数

（ii）本事業の実施に関連する当該公共交通の収支

（iii）本事業の実施に関連する当該公共交通に対する地方公共団体の支援額

３）鉄道等から転換する場合を除き、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日国総計第９７号・国鉄財第３６８号・国鉄業第１０２号・国自旅第２４０号・国海内第１４９号・国空環第１０３号）による陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業の補助金の交付を受けている運行系統に係る補助対象事業者に関するものであること。

また、２のワ（ｉ）における事業にあつては、次に掲げる式により算定した額のうちいずれか少ない額を限度とする。

１） $a \leq x - b$

2) $a \leq b / 2$

a : 対象額

b : 都市施設と鉄道施設の整備を一体的に行うために関係者が策定した合理的な計画に基づき整備を行う場合に、附属第Ⅱ編イー 13 - (8) の 4. のロの(1)から(10)までの施設の整備に要する費用に対する対象額

x : 現況の鉄道施設を前提に、附属第Ⅱ編イー 13 - (8) の 4. のロの(1)から(10)までの施設の整備を行うと想定した場合に算定される対象額

イ 立地適正化計画に位置付けられた事業のうち、次に掲げる事業。

(1) 居住誘導区域内で人口密度 40 人/h a 以上の区域において実施する事業

(2) 居住誘導区域外において実施する事業のうち、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域を結ぶバス路線等の公共交通に係る事業（ただし、都市計画区域外においては、次の(i)又は(ii)の要件を満たす都市機能誘導区域と地域生活拠点とを結ぶバス路線等の公共交通に係る事業に限る。）

(i) 以下のすべての要件を満たす区域（中心拠点区域）

① 国勢調査の結果に基づく人口集中地区内（今後、直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）

② 鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数（片道）が3本以上）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数（片道）が3本以上）から半径 500m の範囲内

③ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

(ii) 以下のすべての要件を満たす区域（連携生活拠点区域）

① 複数市町村が連携して作成した立地適正化計画（※）に定められた都市機能誘導区域内

（※）複数市町村が共同で作成した「広域的な立地適正化の方針（居住誘導区域・都市機能誘導区域の概ねの配置、誘導する都市機能増進施設に関する方針、市町村間の連携及び役割分担に関する方針を記載）」に基づく立地適正化計画をいう

② 中心拠点区域に接続する鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内

③ 中心拠点区域の中心から半径 30km の範囲内

④ 市街化区域内、又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内

⑤ 公共用地率 15%以上の地域内（今後、公共用地率が 15%以上となることが確実である地域を含む。）

(3) 地域生活拠点において実施する事業

ロ 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 46 条第 2 項第五号に規定する滞在快適性等向上区域（以下イー 13 - (8) 関係部分において「滞在快適性等向上区域」という。）へのアクセス等に寄与し、歩道又は自転車道の整備等と一体的に整備する都市交通施設の整備に係る事業（ただし、都市構造上の理由

等（市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後とも概ね維持される等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市区町村に限定する）

ハ 民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について 2030 年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等（脱炭素先行地域）において実施する事業

ニ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 9 1 号）第 25 条第 1 項に規定する基本構想において定められている同条第 2 項第 1 号の区域で行われるバリアフリー交通施設の整備

1 整備計画の作成等に関する事業

イ 整備計画の作成に関する事業

現況調査、基本構想の立案、土地利用及び都市施設等についての総合的な計画の立案、整備手法の調査、駐車場整備に係る計画の策定、駐車場有効利用促進計画の策定並びに整備計画策定の一環として行う交通・情報実験（附属第Ⅱ編イー 13-（8）の 4. のロ及びハで整備を行う施設の位置、規模等を検討するものに限る。）に要する費用とする。

なお、NPO、まちづくり協議会又は公共交通事業者が実施する場合は、地方公共団体又は第 3 セクターが実施する整備計画作成に関する事業を補完するものであって、附属第Ⅱ編イー 13-（8）の 4. のロ及びハで整備を行う施設に関するものに限る。

ロ 交通まちづくり活動推進事業

公共交通の利用を効果的に促進するための公共交通実態分析、アンケート調査、専門家の派遣、社会実験等に要する費用とする。

ハ スマートシティの推進に資する社会実験

スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が行うものであり、デジタル技術の活用にかかる社会実験（公共交通における自動運転バスの実装、シェア型モビリティの実装、自動運転技術の活用等）に向けて取り組む社会実験に要する費用とする。

2 公共的空間等の整備に関する事業

イ 公共的空間等が整備される敷地の整備

建築物等の除却及び敷地に要する費用のうち次の式により算定される費用。

$$A = B \times (S1 / S2)$$

A : 建築物等除却費及び整地費の交付対象事業費

B : 建築物等除却費及び敷地の総額

S1 : 公共的空間及び都市情報システム等の床面積の合計

S2 : 建築物の延べ床面積

ロ 公共的空間の整備

歩行者通路、広場、人工地盤、公開空地及び駅舎の地域拠点施設への改修や

減築等の整備に要する費用のうち次に掲げるもの。

ただし、建築物内において建築物利用者と共同利用される通路等については、これに４分の３を乗じた額。

(1) 設計費

① 地盤等調査費

公共的空間の設計及び建設に必要な地盤等調査に要する費用

② 基本設計費

公共的空間の基本設計に要する費用

③ 実施設計費

公共的空間の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

① 建設費

公共的空間の工事に要する費用

② 購入費（地方公共団体が取得する場合に限る。）

広場（バスターミナルを含む。）を整備するに当たって、複合建築物（(a)又は(b)に掲げる地区において建築されるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用（①に要する費用相当分を限度とする。）。

ただし、整備する施設については自動車ターミナル法（昭和３４年法律第１３６号）に基づく自動車ターミナルの位置、構造及び設備の基準を定める政令（昭和３４年政令第３２０号）及びバリアフリー法に基づく移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（平成１８年国土交通省令第１１１号）に準じたものとする。

(a) 都市計画法第７条の２第１項において定められる都市再開発法第２条の３第１項の都市再開発の方針により計画的な再開発が必要とされた市街地。

(b) 都市再開発法第２条の３第２項の都市再開発法の方針により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区。

ハ 歩行空間の整備

歩行空間の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

歩行空間の基本設計に要する費用

② 実施設計費

歩行空間の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

歩行空間の整備に要する費用

ニ 駐車場の整備

次の(i)から(iii)までのいずれかの条件を満たす駐車場の整備に要する費用のうち、(1)から(3)までに掲げるもの。ただし、駐車場が他の構造物と一体となって建設される場合は、当該駐車場と他の構造物をそれぞれ単独に建設したと仮定した建設費により全体建設費を按分した額を基本とする（ただし、

別に積算が可能なものにあつてはこの限りではない。)。また、人口２０万人以上の地方公共団体が、概算事業費１０億円以上と見込む施設を新設する場合は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成２７年１２月１５日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規定等による PPP/PFI 手法の導入について検討することを要件とする。

- (i) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第７条に基づき市町村が作成する低炭素まちづくり計画（以下「低炭素まちづくり計画」という。）において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車台数が概ね１００台以上（計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で概ね１００台以上）の駐車施設。
- (ii) 低炭素まちづくり計画において位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる駐車場のうち、総合交通戦略及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２７条の１６第一項に基づき地方公共団体が作成する地域公共交通利便増進実施計画（以下イ－１３－（８）関係部分において「利便増進実施計画」という。）に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置するパーク・アンド・ライド用の駐車施設及び自動二輪車専用の駐車施設。
- (iii) 地区交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられている駐車場。

(1) 実施設計費

駐車場の実施設計に要する費用の４分の１に相当する額

(2) 土地整備費

次に掲げる費用の４分の１に相当する額

① 建築物除却費

事業地区内にある建築物及びそれに付属する工作物の解体除却工事及び引移転工事に要する費用

② 整地費

建築物除却後の土地の整備に要する費用

(3) 施設整備費

当該駐車場の工事に要する費用で建設費の４分の１に相当する額

ホ 駐車場有効利用システムの整備

駐車場の有効利用システムの整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

駐車場有効利用システムの実実施設計に要する費用の４分の１に相当する額

(2) 基幹施設整備費

駐車場有効利用システムの運営センター整備に要する費用で施設整備の４分の１に相当する額

ヘ 観光バス駐車場の整備

観光バスの駐車のための施設（以下イ－１３－（８）関係部分において「観光バス駐車場」という。）の不足により円滑な道路交通の確保に著しい支障が生じている区域において、地方公共団体が作成する観光バス受入計画に基づき観光バス駐車場（駐車台数が５台以上（当該計画において複数箇所で一体の駐車施設を形成している場合は、合計で５台以上）の駐車施設。）を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

観光バス駐車場の基本設計に要する費用

② 実施設計費

観光バス駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

観光バス駐車場の工事に要する費用

ト 荷捌き駐車施設の整備

１ha以上の区域又は１０店舗以上の地上権者等を対象とする、荷捌きのための駐車施設（以下イ－１３－（８）関係部分において「荷捌き駐車施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。（複数箇所で一体の荷捌き駐車施設を形成している場合は、合計で当該要件を満たす場合も対象とする。）

(1) 設計費

① 基本設計費

荷捌き駐車施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

荷捌き駐車施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

① 建設費

荷捌き駐車施設の工事に要する費用

② 購入費（地方公共団体が取得する場合に限る。）

荷捌き駐車施設を整備するに当たって、複合建築物（(a)又は(b)に掲げる地区において建築されるものに限る。）の一部を取得する際に要する費用（①に要する費用相当分を限度とする。）

ただし、整備する施設については「標準駐車場条例（平成１８年１１月３０日国都街第４０号）第２９条第３項」に規定する構造に準じたものとする。

(a) 都市計画法第７条の２第１項において定められる都市再開発法第２条の３第１項の都市再開発の方針により計画的な再開発が必要とされた市街地。

(b) 都市再開発法第２条の３第２項の都市再開発の方針により「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」として定め、又は定められる予定である地区。

チ 自転車駐車場の整備

自転車駐車場（シェアリングポートを含めてエリア全体で一体的に整備する場合を除く。駐車台数２００台以上（整備計画に位置づけられ、複数箇所

でネットワークを形成している場合は合計で200台以上)の駐車施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設の整備に要する費用とする。

(1) 設計費

① 基本設計費

自転車駐車場の基本設計に要する費用

② 実施設計費

自転車駐車場の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

自転車駐車場の工事に要する費用

リ バリアフリー交通施設の整備

エレベーター、エスカレーター、動く歩道、ユニバーサルデザイン対応駐車場等の施設の整備(附属第Ⅱ編イー 1 3 - (8) の4. のロ又はハの事業の一部として整備されるものを除く。)に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

バリアフリー交通施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

バリアフリー交通施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

バリアフリー交通施設の工事に要する費用

ヌ シェアモビリティ設備の整備

シェアモビリティの導入に必要なポート、ポートのゲート、精算機及び登録機等の設備の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

シェアモビリティ設備の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

シェアモビリティ設備の整備に要する費用

ル 分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備

分散型エネルギーシステム(コージェネレーションシステム、電力自営線、熱導管及びその付帯施設)及び公共公益施設と一体的に整備する再生可能エネルギー施設等(太陽光発電・小型水力発電・小型風力発電・バイオマス発電等再生可能エネルギー設備、未利用熱活用施設、及びEVステーション・蓄電池・蓄熱槽等施設)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 実施設計費

分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

分散型エネルギーシステム及び再生可能エネルギー施設等の整備に要する

費用

ワ LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通に関する施設の整備

LRT・BRT・路面電車・バス等の公共交通（総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものに限る。ただし、いずれの場合も、事業に必要な特許等を受けている又は受けることが確実なものに限る。）に関する停留所、車両基地及び軌道（軌道緑化を含む。）及び架線等の施設（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。ただし、立地適正化計画又は総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）、及び利便増進実施計画に位置付けられた地域公共交通利便増進再編事業に係るものに限り、民間建築物との合築や民間施設の一部を購入する費用を含むものとする。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共交通に関する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共交通に関する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共交通に関する施設の整備に要する費用

ワ 附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(10)までの施設の代替となる又は附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(12)までと一体となった鉄道施設等の整備

(i) 都市施設と鉄道施設の整備を一体的に行うために関係者が策定した合理的な計画に基づく附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(10)までの施設の代替となる鉄道施設等の移設及び改築に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

次に掲げる費用の５分の３に相当する額

① 基本設計費

鉄道施設等の移設及び改築を行うための基本設計に要する費用

② 実施設計費

鉄道施設等の移設及び改築を行うための実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

鉄道施設等の移設及び改築の工事に要する費用の５分の３に相当する額

(ii) 総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置づけられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な公共交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第Ⅱ編イ－１３－（８）の４.のロの(1)から(12)までの施設と一体となって整備する駅施設の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

- ① 基本設計費
施設の基本設計に要する費用
- ② 実施設計費
施設の実施設計に要する費用
- (2) 施設整備費
施設の整備に要する費用
- (iii) 総合交通戦略（ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。）に位置付けられているもの又は立地適正化計画等に都市の骨格となる基幹的な交通軸として即地的かつ具体的に位置づけられているものであって、附属第Ⅱ編イー１３－（８）の４．のロの(1)から(12)までの施設と一体となって整備する架線、レール及び枕木等の鉄道施設等（車両（車両改造を含む。）を除く。）の整備に要する費用（公共交通事業者が負担すべきものを除く。）のうち、次に掲げるもの。
 - (1) 設計費
 - ①基本設計費
施設の基本設計に要する費用
 - ②実施設計費
施設の実施設計に要する費用
 - (2) 施設整備費
施設の整備に要する費用

3 公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業

公共的空間又は公共空間の整備に併せて実施される事業に当たっては、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、地方公共団体又は地方公共団体の出資によって設立された法人以外のものが行う場合にあっては次のイ及びロを除くこととし、1地区におけるロに係る基礎額の合計額（設計費を除く。）は、400,000千円を限度とする。

イ 都市情報提供システムの整備

交通、施設案内、経路案内、イベント、防災等に関する情報を映像により、又は視覚障害者に提供するために整備される施設（以下イー１３－（８）関係部分において「都市情報提供システム」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

- (1) 設計費
 - ① 基本設計費
都市情報提供システムの基本設計に要する費用
 - ② 実施設計費
都市情報提供システムの実施設計に要する費用
- (2) 施設整備費
 - ① 都市情報提供システムの整備費
都市情報提供システムの工事に要する費用
 - ② 都市情報関連機器等の整備費
都市情報関連機器の整備に要する費用（他の情報通信システムと複合利用

を行う場合にあっては、各々の機器を専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。) 及び外部の通信幹線と都市情報提供システムを結ぶケーブル類の整備に要する費用

ロ 地下交通ネットワークの管理安全施設の整備

地下交通ネットワークの管理情報システム、防災施設、空調施設の整備又は道路等公共施設の地下に設けられる地下ネットワークの出入口として民有地に設けられる共同利用施設(以下イ－１３－(８)関係部分において「地下交通ネットワークの管理安全施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

地下交通ネットワークの管理安全施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

地下交通ネットワークの管理安全施設の実施設計に要する費用

(2) 地下交通ネットワークの管理安全施設整備費

① 管理情報センターの建設費

管理情報センターの建設に要する費用。ただし、他の施設と複合施設にあっては、全体建築工事費を当該管理情報センターの占有する床面積により按分した額

② 管理情報システム機器の整備費

地下交通ネットワーク及び管理情報センター内に設置する管理情報システム機器の整備に要する費用(他の情報通信システムと複合利用を行う場合にあっては、各々の情報通信システムを専用のもので整備した場合に要する費用により按分した額とする。) 及び外部の通信幹線と管理情報センターとを結ぶケーブル類の整備に要する費用

③ 防災施設等整備費

防災施設等(防災施設、空調施設)の工事に要する費用

④ 共同利用施設整備費

共同利用施設(階段、エレベーター、エスカレーター等)の工事に要する費用

ハ 公共空間等の利活用の増進に資する施設の整備

ベンチ等の休憩施設や植栽施設、電源設備、給排水設備、パークレット等の景観形成又は街路空間の利活用の増進に資する施設(以下、イ－１３－(８)関係部分において「公共空間等の利活用の増進に資する施設」という。)の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共空間等の利活用の増進に資する施設の工事に要する費用

ニ 公共交通機関の利用促進に資する施設の整備

路面電車・バス等の路面公共交通機関に係る停留所の施設及びシェルター、架線柱、高度な交通結節機能を有するトランジットセンター等の歩行の円滑化に資する施設（以下イー１３－（８）関係部分において「公共交通機関の利用促進に資する施設」という。）の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

公共交通機関の利用促進に資する施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

公共交通機関の利用促進に資する施設の実施設計に要する費用

(2) 施設整備費

公共交通機関の利用促進に資する施設の工事に要する費用

ホ 案内標識の整備

案内標識の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

案内標識の基本設計に要する費用

② 実施設計費

案内標識の実施設計に要する費用

(2) 設備整備費

案内標識の工事に要する費用

ヘ スマートシティの推進に資する情報化基盤施設等の整備

公共公益施設と一体的に整備する情報化基盤施設（センサー、ビーコン、画像解析カメラ、スマートライト等）の整備、戦略等の目標を達成するために必要なサービス提供のための設備の導入、情報の収集・発信等のためのシステム基盤整備（自治体又は官民連携の協議会等による都市交通施設に係る既存データのデジタル化及びオープン化のためのデータベース構築を含む）、公共交通における自動運転バスの実装に必要な自動運行を補助する施設（磁気マーカ等）の整備に要する費用。ただし、情報化基盤施設については、整備される情報化基盤施設を通じて取得・分析される情報が、公共的な取組・活動等（公共公益施設の設計、整備、利用促進・活用、維持管理、事業効果分析等）の用に供するものとし、かつ、スマートシティ官民連携プラットフォームの加入者が整備する施設に限る。

ト こども連れ環境施設の整備

授乳室、キッズスペース、こども連れにも配慮した公共トイレ、ベビーカーシェアポート、まちなか見守りカメラ等、こども及びこども連れが外出する際における特有の課題に対応する施設の整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

(1) 設計費

① 基本設計費

こども連れ環境施設の基本設計に要する費用

② 実施設計費

- こども連れ環境施設の実施設計に要する費用
(2)施設整備費
こども連れ環境施設の工事に要する費用

2. 雑則

1 経過措置

この要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている事業については、平成２９年３月３１日までの間、当該改正前の要綱をなお効力を有するものとみなして適用することができる。

2 経過措置

イ 平成２８年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を記載している立地適正化計画を策定することを前提に、当該見込地を都市機能誘導区域とみなす。

ロ 平成３０年度末までに事業を開始する場合は、平成３０年度中に居住誘導区域を記載している立地適正化計画を策定することを前提に、当該見込地を居住誘導区域とみなす。

ハ 平成３０年度末までに事業を開始する場合は、平成２８年度中に都市機能誘導区域を設定することを、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画に位置付けられた事業とみなす。

ニ 平成３０年度末までに事業を開始する場合であつて、都市機能誘導区域が設定されている場合には、平成３０年度中に居住誘導区域を設定することを前提に、立地適正化計画に位置付けられた事業とみなす。

3 経過措置

令和４年度末までに事業に着手済みの地区（本事業の活用に向けたまちづくりに関する調査・計画策定、関係者との協定締結等を令和４年度に実施している地区を含む。）については、なお従前の例によることができる。

4 経過措置

令和８年度末までに事業を開始する場合は、令和６年１２月１７日改正の要綱に基づき支援を受けることができるものとする。

イ－１３－（９）津波復興拠点整備事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

- ・津波復興拠点整備計画策定支援、津波復興拠点のための公共施設等整備、津波復興拠点のための用地取得造成に要する費用の２分の１

2. 国の交付に係る時限

- 1.の規定は、東日本大震災からの復興の基本方針３（イ）又は（ロ）に該当する事

業で、平成２７年度度末までに着手した事業に限り、適用するものとする。

イー１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

１ 政策課題対応タイプの基礎額

一 政策課題対応タイプの基礎額（第六号又は第七号に該当する場合においては、国及び地方公共団体による施行者等への補助金の額の合計又はこれに相当する額）は、交付対象事業の建設工事費（他の国庫補助金の補助対象事業費及び交付金が交付される部分の交付対象事業費、公共施設管理者負担金を除く。）に、附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第３項第一号に規定する必須要件のみに該当するものについては１００分の３を、必須要件に加え同３．第４項第一号イからへに規定する選択要件のうち二つに該当するものについては１００分の５を、三つに該当するものについては１００分の７をそれぞれ乗じて得た額とする。ただし、次の(1)から(11)に掲げる対策のうち該当する対策についてそれぞれ当該各号の費用を合計した額を限度とする。

(1) 高齢者等配慮対策

高齢者等配慮対策を図るために付加的に要する費用

(2) 子育て対策（必須）

子育て支援機能の確保、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策を図るために付加的に要する費用（住宅部分を除く。）

(3) 子育て対策（選択）

子育てに配慮した防犯性の確保、遮音性の確保、子育て支援スペース、地域開放型コミュニティスペースの確保を図るために付加的に要する費用

(4) 防災対策（必須）

特殊基礎工事、免震・制震構造工事等の防災性能強化費等、地震被災時における躯体の保全への配慮を図るために付加的に要する費用

(5) 防災対策（選択）

災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援又は市街地の延焼遮断機能の向上を図るために付加的に要する費用、津波防災に資する施設の整備、雨水貯留浸透施設の整備並びに災害時に利用可能な給水関連施設の整備に伴い付加的に要する費用

(6) 省エネルギー対策（必須）

附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第３項第一号ニに規定する省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用

(7) 省エネルギー対策（選択）

附属第Ⅱ編イー１３－（１０）３．第４項第一号へに規定する省エネルギー水準への適合による省エネルギー化を図るために付加的に要する費用（(6)の費用を除く。）

(8) 環境対策（必須）

構造躯体等の劣化対策、専用配管及び共用配管の維持管理対策並びに共用排水管の更新対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

(9) 環境対策（選択）

イ 都市緑化対策

敷地内の緑化を図るために付加的に要する費用（屋上緑化等のための建築物の耐荷重構造化費用を含む。）

ロ 木材利用の推進

木材利用を図るために付加的に要する費用

ハ 優良な緑地確保の取組の推進

優良緑地確保計画の認定基準に適合するために付加的に要する費用

(10) 生産性向上（選択）

BIMを導入するために付加的に要する費用

(11) 働き方対策（選択）

テレワーク拠点を整備するために付加的に要する費用

二 第一号(1)から(11)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

三 第一号に規定する補助対象事業の建設工事費には、次の(1)から(4)までに掲げる費用については含めないものとする。

(1)子育て対策（必須）

住宅部分において、転落事故の防止に配慮した対策、共用通行部分における子育てに配慮した対策、住戸の躯体天井高さの確保、宅配ボックスの設置を行うために付加的に要する費用

(2)防災対策（必須）

都市部に存する事業における、災害時に避難場所として活用可能な集会所、空地等公共的施設の整備費、用地費及び補償費（地区内残留者の用地費相当額及び建物買収費相当額を含む。）等、地震時等における帰宅困難者等の支援を図るために付加的に要する費用

(3)防災対策（必須）

都市部に存する事業における雨水貯留浸透施設の整備に伴い付加的に要する費用

(4)環境対策（必須）

住戸専用部の更新対策やリサイクル性への配慮、構造躯体等の劣化対策による地球環境の改善に資する措置を図るために付加的に要する費用

四 第三号(1)から(4)までの費用の算出は、これに相当するものとして別に定める算出方法があるときは、当該方法によってもよいこととする。

五 施行者等が地方公共団体以外の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内、かつ、当該対策のために付加的に要する費用に対して地方公共団体が施行者等に補助する額の2分の1以内とする。

六 施行者等が地方公共団体の事業にあつては、第一号(5)又は(11)に対する補助金の額は、当該対策のために付加的に要する費用の2分の1以内とする。

2 地域活性化タイプの基礎額

次の一及び二のいずれか少ない額を限度とする。

- 一 建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事のうち、令和４年度以降に要した費用。ただし、当該費用に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の額を除く。）に対し、 100 分の 11.5 を乗じて得た額
- 二 令和４年１１月８日以降に建設工事費高騰を踏まえて変更される事業計画に基づき算定した、建設工事費の増加額
- 三 各年度の交付金の額は、当該年度に支出される建設工事費を超えないものとする。

イ－１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イ－１３－（１１）４．１の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イ－１３－（１１）４．２の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイ－１０－（１）１．イの４）式の適用にあたっては、ii）又はiv）に該当する場合に限るものとする。

イ－１３－（１２）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する無電柱化まちづくり促進事業においては、交付の対象となる事業に係る費用の額の 2 分の 1 に相当する金額とし、地方公共団体からの補助金を受けて組合又は民間事業者等が実施する無電柱化まちづくり促進事業においては、交付の対象となる地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が交付の対象となる事業に係る費用の額の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。なお、市街地開発事業等の区域面積が $3,000\text{m}^2$ 未満の場合において、当該額が交付の対象となる事業に係る費用の額に 1.2 を乗じて得た額の 3 分の 2 を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の 2 分の 1 に相当する金額とする。

イ－１４ 都市水環境整備事業

イ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業に係る基礎額

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ．新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、イ－７－（１１）新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、イ－７－（１）からイ－７－（１３）までによる。

ハ．上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、イ－７－（１）からイ－７－（１３）までによる。

イ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

- （１） 国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の３分の１（公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあつては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の３分の１を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第１項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の３分の１を都道府県に対して交付するものとする。

- （２） 国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の３分の１を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し３分の１を交付するものとする。

イ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

イー 15 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

イー 15 - (1) 地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

1. 基礎額

本事業の基礎額は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については、次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

2. 交付限度額

交付限度額は、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行規則（平成 17 年国土交通省令第 80 号。以下イー 15 - (1) 関係部分において「地域住宅法施行規則」という。）第 5 条第 2 項の規定により、地域住宅法第 7 条の交付金の額は地域住宅法施行規則第 5 条第 1 項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B) + K$$

$$2) \alpha = \frac{10}{9} \times A + K$$

A：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 2 項、第 4 項から第 10 項及び第 12 項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

B：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 1 項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額

K：附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 3 項及び第 11 項の事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ただし、附属第Ⅱ編表イー 15 - (1) - 1 第 2 項、第 4 項から第 10 項及び第 12 項までの事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額（以下イー 15 - (1) 関係部分で「交付対象事業費」という。）は、それぞれ K に含

めて α を算出することができる(ただし、Kに含める場合の額は、交付対象事業費に、既往の補助金における国の地方公共団体に対する補助の割合に2を乗じた数値を乗じた額とする。)ものとし、附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第3項及び第11項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額は、それぞれAに含めて α を算出することができるものとする。

3. 沖縄における交付限度額

地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、沖縄県の区域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha + \text{O}$$

この場合において、 α については、2. の規定を準用する。

O：次に掲げる費用の額を合計した額

- イ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第2項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱(平成17年8月1日付け国住備第37号)第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に4分の1を乗じて得た額
- ロ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第3項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、住宅地区改良事業等対象要綱(平成17年8月1日付け国住整第38-2号)第6に規定する改良住宅の建設等に係る費用の額に12分の1を乗じて得た額
- ハ 附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第8項の事業について、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、沖縄振興特別措置法施行令別表第1各項に掲げるものに係る額に、同表各項に掲げる割合から2分の1を除いた割合を乗じて得た額

4. 北方領土隣接地域における交付限度額

地域住宅法施行規則第5条第2項の規定により、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律(昭和57年法律第85号)第2条第2項に規定する北方領土隣接地域においては、交付金の額は地域住宅法施行規則第5条第1項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出した額のいずれか少ない額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha + \text{H}$$

この場合において、 α については2. の規定を準用する。

H：附属第Ⅱ編表イー 15-(1)-1 第2項の事業について、交付対象事業の費用

の範囲の欄の定めるところに従い算出した額のうち、公営住宅等整備事業対象要綱第2第二号に規定する公営住宅等の建設等に係る費用の額に、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第7条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合から2分の1を控除して得た数を乗じて得た額

5. 交付金の交付及び交付限度額に係る通知

- 1 国土交通大臣は、地方公共団体から社会資本総合整備計画（地域住宅法第6条第2項の規定に掲げる事項が記載された計画に限る。）の提出を受けた場合には、その求めに応じ、当該計画に対する交付金（要綱本編第6第1号ニ②に掲げる事業が定められている場合には、当該事業に係る交付金を含む。）の交付及び限度額について判断し、その結果を当該地方公共団体に対し通知することができる。
- 2 前項の規定は、社会資本総合整備計画を変更する場合に準用する。

6. 雑則

- 1 この要綱の施行の際、現に地域住宅交付金交付要綱（平成17年3月23日付け国住備第99号。以下この項において「旧要綱」という。）に基づき実施されている事業について、交付限度額の算定に関わる旧要綱の規定は、この要綱の施行後もその効力を有するものとする。
- 2 地域優良賃貸住宅制度要綱（平成19年3月28日付け国住備第160号）の施行の日までに、供給計画の認定を受けた特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等並びに事業に着手した特定優良賃貸住宅等及び高齢者向け優良賃貸住宅等については、なお従前の例によるものとする。
- 3 附属第Ⅱ編表イー15-（1）-1第1項の事業（都道府県を交付対象とするものを除く。）であって当該事業と一体的に実施するものとして社会資本総合整備計画に記載された基幹事業が地域自主戦略交付金を充てて実施することとなったものについても、社会資本整備総合交付金を充てて実施することができるものとする。
- 4 2. から4. の交付限度額については、附属第Ⅱ編表イー15-（1）-1第1項の事業（以下、この項において「提案事業」という。）に係る事業費については地域自主戦略交付金の創設による変更前の社会資本総合整備計画（以下「変更前計画」という。）に記載された提案事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、交付対象事業費については変更前計画に記載された事業（新たに地域自主戦略交付金を充てて実施するものに限る。）に係る事業費を、それぞれ含めて算出した額から地域自主戦略交付金の交付相当額を控除した額とする。

イー１６ 住環境整備事業に係る基礎額

イー１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額

- １ 本事業の基礎額は、事業主体が施行者に補助する費用の２分の１、又は、表イー１６－（１）－１の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額の３分の１のいずれか低い額とする。（注１０）

表イー１６－（１）－１

(あ)	区分	次のいずれかのプロジェクトに該当するもの 住宅型 地域活性化 福祉空間形成型 防災活動拠点型	左のいずれにも該当しないもの
(い)	イ 調査設計計画（注６）		
	(1) 事業計画作成費		
	①現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用	○	○
	②基本設計費	○	○
	③敷地設計費	○	○
	④公共施設設計費	○	○
	⑤資金計画作成費	○	○
	⑥環境アセスメント費	○	○
	⑦建物状況調査費	○	○
	(2) 地盤調査費	○	○
	(3) 建築設計費	○	○
	(4) 権利変換計画作成費	○	○
	ロ 土地整備（注８）		
	(1) 建築物除却等費	○	○
	(2) 仮設店舗等設置費	○	○
	(3) 補償費等	○	○
	ハ 共同施設整備（注７）（注８）（注９）		
	(1) 空地等整備費		
	①通路整備費	○	○
	②駐車施設整備費	○	○
	③児童遊園整備費	○	○
	④緑地整備費	○	○
	⑤広場整備費	○	○

	⑥ 2号施設整備費	○	○
	⑦ 地区防災施設整備費	○	○
	(2) 供給処理施設整備費		
	① 給水施設整備費	○	○
	② 排水施設整備費	○	○
	③ 電気施設整備費	○	○
	④ ガス供給施設整備費	○	○
	⑤ 電話施設整備費	○	○
	⑥ ごみ処理施設整備費	○	○
	⑦ 情報通信施設整備費	○	○
	⑧ 熱供給施設整備費	○	○
	(3) その他の施設整備費		
	① 共用通行部分整備費	○	○ (注1)
	② 防災性能強化工事費	○	○
	③ 防災関連施設整備費	○	○
	④ 防音・防振等工事費	○	
	⑤ 社会福祉施設等との一体的整備費	○ (注2)	
	⑥ 立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費	○	○
	⑦ 公共用通路整備費	○	○
	⑧ 駐車場整備費	○	○ (注3)
	⑨ 機械室（電気室を含む。）整備費	○	○
	⑩ 集会所及び管理事務所整備費	○ (注4)	
	⑪ 高齢者等生活支援施設整備費	○	○
	⑫ 子育て支援施設整備費	○	○
	⑬ 避難設備設置費	○	○
	⑭ 消火設備及び警報設備設置費	○	○
	⑮ 監視装置設置費	○	○
	⑯ 避雷設備設置費	○	○
	⑰ 電波障害防除設備設置費	○	○
	⑱ 共用搬入施設整備費	○	
	⑲ 歴史的建築物等再生費	○	
	⑳ 災害時に活用可能な集会所等の施設整備費	○ (注5)	○ (注5)
	㉑ 地区計画等に定められた施設整備費	○	○
	㉒ 特に国土交通大臣が承認したもの	○	○

(注1)

権利変換等によって施設建築物へ入居する権利者のうち当該権利変換等によっては次の(イ)及び(ロ)に掲げる面積を確保することのできない者又は借家権者が10人以上であり、かつ、当該者の人数の施設建築物へ入居する権利者の総人数に対する割合が10分の3以上である場合に限る。

(イ) 人の居住の用に供される部分 50平方メートル

(ロ) (イ)以外の用に供される部分 20 平方メートル

(注 2)

次の(イ)、(ロ)又は(ハ)に該当する場合に限る。

(イ) 住宅型プロジェクトかつ福祉空間形成型プロジェクト

(ロ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ福祉空間形成型プロジェクト

(ハ) 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されるものかつ一定の社会教育施設（延べ面積の合計が保留床の延べ面積の 10 分の 1 以上又は 1,000 ㎡以上であるものに限る。）を整備するもの

(注 3)

標準駐車場条例及び標準自転車駐車場附置義務条例（昭和 56 年 11 月 28 日付け建設省都再発第 101 号都市局長通達）によるそれぞれの附置義務相当分（大規模小売店舗立地法第 4 条第 1 項に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要台数が条例による附置義務台数を上回る場合は、当該必要台数分とする。）に限る。

(注 4)

公的住宅の延べ面積が保留床の延べ面積の 3 分の 1 以上である場合に限る。

(注 5)

附属第Ⅱ編イー 13 - (1) ①の 1. の第 13 項に規定する「地震に強い都市づくり推進 5 箇年計画」に位置付けられた市街地再開発事業に該当する場合に限る。

(注 6)

調査設計計画に係る交付は、権利変換計画又は管理处分計画の認可前にあつては、その最初の交付決定のあった年度から、原則として、5 年間で限度とする。

(注 7)

共同施設整備に要する費用のうち表イー 16 - (1) - 2 に掲げる施設の整備に要する費用の合計は、原則として、建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用（表イー 16 - (1) - 3 に掲げる施設の整備に要する費用中交付対象事業費となるものを除く。）に、施設建築物階数の区分に応じ、それぞれ表イー 16 - (1) - 4 に掲げる数値を乗じて得た額とする。なお、これによらない場合において、ハ(2)①から⑥までに掲げる費用の合計は、建築工事費に 0.02 を乗じた額とすることができる。

表イー 16 - (1) - 2

空地等、供給処理施設、消火設備及び警報設備、避難設備、監視装置、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分（分譲共同住宅の保留床に係る部分を除く）、集会所及び管理事務所、避雷設備、電波障害防除設備

表イー 16 - (1) - 3

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、共用搬入施設、歴史的建築物等再生費、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防振等工事、災害時に活用可能な集会所等の施設

表イー 16 - (1) - 4

階 数	建築主体工事等に要する費用に乘じる数値
3 ～ 5 階	100 分の 22
6 ～ 13 階	100 分の 24
14 ～ 19 階	100 分の 24

２０階以上	１００分の２６
-------	---------

(注８)

表イ－１６－（１）－５（あ）欄の事業にあつては、それぞれの費用の額に（い）欄の係数を乗じて得た額とする。

表イ－１６－（１）－５

（あ）事業	（い）係数
○ 認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業 ○ 予備認定（新築マンションを対象とした管理計画案の認定）を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ CASBEE 建築評価認証またはCASBEE ウェルネスオフィス評価認証において、A ランク以上の認証を受けた施設建築物の整備を含む事業 ○ エリアマネジメント活動団体（都市再生推進法人、まちづくり会社等の地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための活動を行う法人であり、かつ、継続的な活動が見込まれると地方公共団体が認めたもの）によるエリアマネジメント活動（施設建築物又は施設建築敷地の優先利用等に関して、エリアマネジメント活動団体、当該施設等の所有者及び地方公共団体が協定等を締結するものに限る）と一体的に取り組まれる事業	1. 20
○ 防災再開発促進地区を定め、又は定める予定である防災再開発促進地区の区域内で施行される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 「地震時等に著しく危険な密集市街地」として位置付けられた区域内で実施される事業（区域内に含まれる丁町目境から概ね500mの範囲内に位置する公的不動産等を種地として活用した連鎖型の事業を含む） ○ 都市機能誘導区域内の中心拠点区域内において立地適正化計画に基づき行われる事業	1. 35
○ （い）係数 1. 35 を満たす（あ）事業要件及び以下の要件のいずれかを満たす事業 - イ 以下のすべてを満たすもの ・ 従後建物の容積率が、従前建物の容積率に 150%を加えたもの以下、かつ、600%以下であること ・ 大都市部（東京 23 区及び政令指定都市）以外の市町村内で行われるものであること - ロ （い）係数 1. 20 を満たす（あ）事業要件のいずれかを満たす事業	1. 50

(注９)

事業実施により整備される施設建築物の容積率 1, 000%超の部分を除く。

(注 10)

急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合に工事費増加額に対する支援に係る基礎額は、(1)の各号の要件を満たす事業に限り、(2)に定める額とする。

(1) 事業の要件

- 一 第一種市街地再開発事業であること
- 二 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実に見込まれること
- 三 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで3分の1以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること
- 四 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること
- 五 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること

(2) 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に對し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に表イ－１６－（１）－６に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に表イ－１６－（１）－６に掲げる率を乗じた額を除いた額）の3分の2を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の2分の1に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の2分の1に相当する額を限度とする。

- 一 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の3分の1
- 二 変更される事業計画に基づく建設工事費に對し、100分の23を乗じて得た額

表イ－１６－（１）－６

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
3年未満	100分の3
5年未満	100分の5
5年以上	100分の7

- 2 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる市街地再開発事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から1年以内（平成二十八年熊本地震の被災地において平成二十八年熊本地震に関連して実施される事業に係るものについては令和3年3月31日まで）に交付申請があったときに限り、前各項の規定において「3分の1」とあるのは「5分の2」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。

- 3 平成28年度末までに市街地再開発事業に着手する場合は、当該事業が実施される市町村において、平成28年度中に都市機能誘導区域、平成30年度中に居住誘導区域

を設定することを前提に、イー 1 6 - (1) 関係各部分において「都市機能誘導区域」を「都市機能誘導区域の見込地」と読み替えるものとする。

- 4 中心市街地活性化法第 9 条に規定する基本計画に基づいて行われる事業に関しては、平成 2 8 年度末までに同条第 10 項に基づく認定を受けた基本計画に基づいて当該基本計画期間中に行われる事業について対象とし、事業に関する規定はなお従前の例による。
- 5 本改正要綱の施行（平成 2 8 年 4 月 1 日）の日から平成 30 年度末までの期間において、立地適正化計画に都市機能誘導区域を定めており、かつ、居住誘導区域を定めていない市町村で市街地再開発事業を開始する場合は、平成 30 年度中に立地適正化計画に居住誘導区域を定めることが確実と見込まれる場合には、都市機能誘導区域に関する規定による事業の実施が可能なものとする。イー 1 6 - (2) において同じ。ただし、市街地再開発事業を優良建築物等整備事業と読み替えて適用するものとする。
- 6 本改正要綱の施行（令和 3 年 4 月 1 日）前の要綱に基づく表イー 1 6 - (1) - 5（ア）欄「都市機能誘導区域の区域内、かつ、鉄道・地下鉄駅（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 1 k m の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時運行本数（片道）が 3 本以上）から半径 500 m の範囲内において行われる事業」について、（イ）欄の係数（1. 20）の適用にあつては、改正前の要綱に基づき着手している事業及び令和 3 年度中に都市計画決定を受ける予定の事業については、なお従前の例による。
- 7 第 1 項から前項までの規定に関わらず、本事業の基礎額は、市街地再開発事業に要する費用から公共施設管理者負担金及び保留床処分金等を合計した額を控除した額を限度とする。
- 8 令和 5 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。
- 9 令和 6 年 3 月 31 日までに現に事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。
- 10 この要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）に際し、令和 9 年 3 月 31 日までに事業着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、（注 10）の規定を適用する場合、附属第Ⅱ編イー 1 6 - (1) の要件を満たすものに限る。

イー 1 6 - (2) 優良建築物等整備事業に係る基礎額

- 1 本事業の基礎額は、事業主体が行う事業については、表イー 1 6 - (2) - 1 の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額（以下、この項において「対象事業費の額」という。）の 3 分の 1（都市再構築型優良建築物等整備事業のうち人口密度維持タイプにあつては対象事業費の額の 2 分の 1、高齢社会対応タイプにあつては対象事業費の額の 5 分の 2 とし、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イー 1 6 - (1 2) ①第 4 項及び第 5 項並びに住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け国住街第 145 号、国住市第 99 号、国住木 111 号）第 3 第 6 項第 3 号及び第 3 第 7 項第 3 号に規定する額）とし、事業主体以外の施行者が行う事業については、事業主体が施行者に補助する費用の 2 分の 1、又は、対象事業費の額の 3 分の 1 のいずれか低い額（都市再構築型優良建築

物等整備事業のうち高齢社会対応タイプにあつては、対象事業費の額の３分の２を超えない範囲の額について事業主体が施行者に補助する費用の５分の２、既存ストック再生型優良建築物等整備事業及び複数棟改修型優良建築物等整備事業の耐震改修費用を補助する場合にあつては、イ－１６－（１２）①第４項及び第５項並びに住宅・建築物防災力緊急促進事業交付要綱（令和７年３月３１日付け国住街第１４５号、国住市第９９号、国住木１１１号）第３第６項第３号及び第３第７項第３号に規定する額）

イー１６ 住環境整備事業

表イー１６－（２）－１

区分	共同化タイプ		市街地環境形成 タイプ		マンション 建替タイプ		中心 市街 地共 同住 宅供 給タ イプ	既存ストック 再生型		都市 再構 築型 (注 5)	複数 棟改 修型
	右のい ずれの プロジ ェクト にも該 当しな いもの	住宅型 地域 活性 化 防災 活動 拠点 型	右のい ずれの プロジ ェクト にも該 当しな いもの	住宅型 地域 活性 化 防災 活動 拠点 型	本要綱 附属第 Ⅱ編イ ー16ー (2)2.1 ーハ (3)① に該当 するも の	本要綱 附属第 Ⅱ編イ ー16ー (2)2.1 ーハ (3)② に該当 するも の		本要綱附 属第Ⅱ編 イー16ー (2)2.1三 (1)①に 該当する もの	本要綱附 属第Ⅱ編 イー16ー (2)2.1三 (1)②に 該当する もの		
(あ) (い)	イ 調査設計計画										
	(1) 基本構想作成費										
	(2) 事業計画作成費										
	①基本設計費										
	②敷地設計費										
	③資金計画作成費										
	④現況測量、現況調査、権利調査及び調整に要する費用										
	(3) 地盤調査費										
	(4) 建築設計費										
	ロ 土地整備 (注9)										
	(1) 建築物除却等費										
	(2) 補償費等										
	ハ 共同施設整備 (注4) (注9)										
	(1) 空地等整備費										
	①通路整備費										
	②駐車施設整備費										
	③児童遊園整備費										
	④緑地整備費										
	⑤広場整備費										
	(2) 供給処理施設整備費										
	①給水施設整備費										
	②排水施設整備費										
	③電気施設整備費										
	④ガス供給施設整備費										
	⑤電話施設整備費										
	⑥ごみ処理施設整備費										
	⑦情報通信施設整備費										
	⑧熱供給施設整備費										
	(3) その他の施設整備費										

イー１６ 住環境整備事業

①共用通行部分整備費		○		○	○		○			○	
③防災関連施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
④防音・防振等工事費	○	○	○	○	○		○			○	
⑤社会福祉施設等との 一体的整備費	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)	○ (注２)		○ (注２)			○	
⑥立体的遊歩道及び人 工地盤施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
⑦公共用通路整備費			○	○						○	
⑧駐車場整備費	○ (注３)	○	○ (注３)	○	○		○			○	
⑨機械室（電気室を含 む。）整備費		○		○	○		○			○	
⑩集会所及び管理事務 所整備費		○		○	○		○			○	
⑪高齢者等生活支援施 設整備費		○		○	○		○			○	
⑫子育て支援施設整備 費	○	○	○	○	○		○			○	
⑬避難設備設置費										○	
⑭消火設備及び警報設 備設置費										○	
⑮監視装置設置費										○	
⑯電波障害防除設備設 置費	○	○	○	○	○		○			○	
⑰耐震改修費								○	○		○
⑱アスベスト改修費								○	○		○
⑲バリアフリー改修費								○			○
⑳省エネ改修費								○			○
㉑維持管理対策改修費								○			
㉒防災対策改修費								○	○		○
㉓子育て支援対応改修 費								○			
㉔地区計画等に定めら れた施設整備費	○	○	○	○	○		○			○	
ニ 用地取得（注６）											
（１）用地取得費										○	
ホ 専有部整備（注７）											
（１）専有部整備										○	
へ 市街地環境整備 （注８）											
（１）市街地環境整備費											○

（注１）

公開空地、公共用通路、事業認可前の都市計画施設部分、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号イに規定する地区施設部分又は同条第 5 項第 1 号施設部分に係る額に限る。

（注２）

次の(1)かつ(3)、(1)かつ(4)又は(2)かつ(4)に該当するものに限る。

- (1) 社会福祉施設等の床面積の合計が建築物の延べ面積の１０分の１以上であるもの
- (2) 社会教育施設の床面積の合計が建築物の延べ面積の１０分の１以上であるもの
- (3) 住宅型プロジェクト
- (4) 次に掲げる要件の全てを満たすもの
 - ① 鉄道駅、バスターミナル等の交通結節点と一体的又は隣接した立地で実施されること。
 - ② 当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有するもの（土地又は借地権の委任者を含み、当該信託の受託者を除く。）が次の表の左欄に掲げる人数である場合に、当該施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者（当該施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者を除く。）がそれぞれ同表の右欄に掲げる人数以上であること。

施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者の人数	施行地区内の宅地に権原に基づいて存する建築物について所有権又は借家権を有する者の人数
５人以上	０人
４人	３人
３人	６人
２人	９人

- ③ 原則として、敷地に接する道路の中心線以内の地区面積が 1,000 平方メートル以上であること。
- ④ 当該施行地区内において整備されることとなる施設の規模が次の各号に該当すること。
 - a) 有効空地率 道路、広場（人工広場を含む。）、屋外駐車場等の有効空地が地区面積の 30% 以上又は敷地面積の 10% 以上確保されること
 - b) 施設建築物 次のイ) 及びロ) の基準に該当すること
 - イ) 建築延べ面積 1,000 平方メートル以上
 - ロ) 階数（平均） ３階（３階以上の増築を予定している場合は２階）以上

(注３)

当該費用に４分の１を乗じて得た額とする。

(注４)

共同施設整備に要する費用は、原則として、次に掲げる a 及び b を合計した額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表イー１６－（２）－２に掲げる施設の整備に要する費用。主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用（表イー１６－（２）－３に掲げる施設の整備に要する費用を除く。）に、階数の区分に応じ、それぞれ表イー１６－（２）－４に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち表イー１６－（２）－５に掲げる施設の整備に要する費用

(注５)

事業主体以外の施行者が行う都市再構築型優良建築物等整備事業（人口密度維持タイプに限る。）であって、次に掲げる事業については、交付対象費用の額のうち、調査設計計画に要する費用及び賃借料を除いた額に 1.20 を乗じて得た額を交付対象事業とする。

- 中心拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・低未利用地において誘導施設を整備することにより、土地の有効活用を図り、都市機能の確保を実現する事業
 - ・誘導施設を含む医療、社会福祉、行政等の複数の機能を有する施設（複数市町村が連携して立地適正化計画を作成し、共同利用する単一機能の施設を含む。）の整備により、まちの核となる拠点を形成する事業
 - ・複数の敷地を集約・整序し、土地の有効活用を図り、誘導施設を整備する事業
 - ・既存ストックの活用を図るため、既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業
- 連携生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・連携して作成する立地適正化計画に、当該誘導施設を複数市町村で機能分担して共同で活用する旨の記載がなされており、かつ、同種の施設が中心拠点区域及び他の連携生活拠点区域において立地適正化計画に位置付けられた誘導施設となっていない場合の事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以上の医療施設及び敷地に接する道路の中心線以内の面積が３００平方メートル以上の社会福祉施設・教育文化施設を整備する事業に限る。）
 - ・連携生活拠点誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業（ただし、敷地に接する道路の中心線以内の面積が５００平方メートル以下の医療施設・地域交流センターを整備する事業に限る。）
 - ・既存ストックの有効活用を図るため、既存建造物の改修により連携生活拠点誘導施設の整備を行う事業
- 生活拠点誘導施設の整備を行う次のいずれかの事業
 - ・誘導施設の内外において公共交通利用者が安全・快適に利用することができる待合スペースの整備を行う事業
 - ・既存ストックの活用を図るため、既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業

(注６)

- ・人口密度維持タイプにあつては、以下に規定する負担増分用地費を交付対象事業費に含む。
負担増分用地費とは、立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域の区域外から区域内へ誘導施設を移転する際に追加的に必要となる土地取得に係る費用をいい、次の式により算定した額（Ｚ）とする。ただし、従前地の土地利用は附属第Ⅱ編イー１６－（２）２．２ 第三十号から第三十三号に掲げる施設以外の土地利用とする。

- ・ア（従後地面積）≦（従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地価格）} - \text{（従前地土地価格）} \right) \times 0.23$$

- ・イ（従後地面積）＞（従前地面積）の場合：

$$Z = \left(\text{（従後地土地単価）} - \text{（従前地土地単価）} \right) \times \left(\text{（従前地面積）} \right) \times 0.23$$

なお、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分を用地取得費として交付対象事業費とする場合は、当該用地取得費を減じた額を従後地土地価格とする。

また、負担増分用地費を算出するに当たり、従前地及び従後地の土地価格については、市町村において不動産鑑定評価を行った後に、土地価格の算定にかかる専門性を有する第三者が入った委員会に付議し、定めるものとする。

(注７)

- ・既存建造物の改修により誘導施設の整備を行う事業にあつては、賃借料及び歴史的建築物等の構造の補強に要する費用を含む。

(注８)

市街地環境整備に要する費用は、以下の通りとする。ただし、市街地環境整備に要する費用及び除却費の合計した額が、バリアフリー改修費、省エネ改修費、防災対策改修費の合計した額以上であることとする。

- ① 建築基準法第 69 条の建築協定、都市計画法第 12 条の 5 第 2 項第 1 号の地区整備計画又は幹線道路の沿道の整備に関する法律第 9 条第 2 項第 1 号の沿道地区整備計画その他これらに類する計画等に基づく壁面の位置の制限、建築物の形態、意匠等に関する制限その他これらに類する制限を受けて実施する改修に要する費用
- ② 日常的に開放された敷地（建築物を含む。）内の公共的通路又は公開空地の整備に要する費用

(注 9)

認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅をいう。）の整備を含む事業については、交付対象費用の額のうち、土地整備に要する費用及び共同施設整備に要する費用に 1.20 を乗じて得た額を交付対象事業費とする。

表イ－１６－（２）－２

空地等、供給処理施設、機械室（電気室を含む。）、共用通行部分、集会所及び管理事務所、電波障害防除設備、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置

表イ－１６－（２）－３

立体的遊歩道及び人工地盤施設、駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事
--

表イ－１６－（２）－４

階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値		
	優良再開発型共同化タイプの場合	優良再開発型市街地環境形成タイプの場合	左記以外の場合
３～５階	$0.17 + k_2$ （ただし、階段室型住棟にあつては $0.12 + k_2$ ）	$0.17 + k_1 + k_2 *$ （ただし、階段室型住棟にあつては $0.12 + k_1 + k_2 *$ ）	0.17 （ただし、階段室型住棟にあつては 0.12 ）
６～１３階	$0.19 + k_2$	$0.19 + k_1 + k_2 *$	0.19
１４階以上	$0.2 + k_2$	$0.2 + k_1 + k_2 *$	0.2

* $k_1 + k_2$ が 0.05 を超える場合は 0.05 とし、-0.05 を下回る場合は -0.05 とする。

k1：次の式により算出した数値。ただし、k1が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k1 = \left(\frac{2.5a + 1.5b + 1.2c + 1.1d + e + 0.5f}{a + b + c + d + e + f} - 1 \right) \div 10$$

a～e：公開空地（歩行者が日常自由に通行・利用できる空地（公開空地に準ずる有効な空地を含む。））のうち、それぞれ以下のものの面積

a：歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）のうち、歩道と併せて6m以上の幅員を確保するもの

b：a以外の歩道状公開空地（幅が4m以内の部分に限る。）

c：面積500㎡以上で幅員6m以上の道路に接する空地

d：面積300㎡以上500㎡未満で幅員6m以上の道路に接する空地

e：a～d以外の公開空地

f：公開空地以外の空地の面積

k2：次の式により算出した数値。ただし、k2が0.05を超える場合は0.05とする。

$$k2 = (\text{従前の非耐火建築物等の建築面積割合} - 0.3) \div 6$$

非耐火建築物等：非耐火建築物、旧耐震建築物、イ－１６－（８）２．十三に規定する老朽建築物等

表イ－１６－（２）－５

立体的遊歩道及び人工地盤施設、 駐車場、高齢者等生活支援施設、子育て支援施設、公共用通路、防災性能強化工事、防災関連施設、防音・防震等工事、耐震改修費、アスベスト改修費、バリアフリー改修費、省エネ改修費、維持管理対策改修費、防災対策改修費、子育て支援対応改修費

- 2 非常災害により建築物が滅失した場合において、その災害があった市町村の区域内において行われる優良建築物等整備事業で国土交通大臣の指定するものについては、非常災害の発生した日から１年以内（熊本地震の被災地において熊本地震に関連して実施される事業に係るものについては令和３年３月３１日まで）に交付申請があったときに限り、前各項の規定において「３分の１」とあるのは「５分の２」と読み替えて同項の規定を適用するものとする。
- 3 本改正要綱の施行（平成２９年４月１日）の際、現に着手している都市再構築型優良建築物等整備事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 4 本改正要綱の施行（令和６年４月１日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 5 本改正要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に着手している事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

イ－１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

イ 公開空地等の整備

（１）事業主体が行う公開空地等の整備

以下に掲げる公開空地等の整備に要する費用の３分の１

- ① 市街地再開発事業等の区域と一体的に整備される公開空地又は将来の市街地再開発事業等の実施の契機となるべき公開空地の整備に要する費用
- ② 市街地再開発事業の区域に隣接する立体的遊歩道及び人工地盤施設整備費
- ③ 駐車場整備の必要性の高い区域において、市街地再開発事業の区域内に設置されるべき駐車場と代替関係にある駐車場の整備に要する費用（ただし、当該市街地再開発事業により整備される公的住宅の延べ面積と公益的施設の延べ面積の合計が保留床の延べ面積の３分の１未満である場合においては、標準駐車場条例による附置義務相当分の整備に要する費用に限る。また、市街地総合再生計画に駐車場の整備に関する計画が位置付けられており、権利者の３分の２以上が参加する再開発準備組織が存在する等市街地再開発事業が施行されることが確実と認められる場合においては、将来代替関係になるべきものの整備に要する費用を含む。この場合において、駐車場の整備台数は、予定される市街地再開発事業がすべて標準駐車場条例第 25 条第 1 項に規定する非特定用途として整備された場合に整備すべき台数を上限とする。）

（２）公開空地等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の２分の１、又は、前号①から③までに示す費用の３分の１のいずれか低い額

ロ 住宅等の建設

（１）事業主体が行う住宅等の建設

市街地再開発事業の施行に伴い建物用途の適正配置の観点から必要な住宅等の整備に要する費用のうち、市街地再開発事業において交付対象事業となるもの。（ただし、当該住宅等及び市街地再開発事業に係る交付金の合計額が当該住宅等を施行地区内に建設した場合の市街地再開発事業の交付金の額を下回るものと見込まれる場合に限る。）

（２）住宅等の建設を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の２分の１、又は、前号に示す費用の３分の１のいずれか低い額

イ－１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

一 初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施

- （１）事業主体の行う事業については、初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施に要する費用の３分の１とする。ただし、以下のいずれかの方針を含む市街地総合再生基本計画の作成又は計画コーディネート業務の実施にあっては、その実施に要する費用の２分の１とする。

- ① 重点密集市街地等における公的不動産等を種地として活用した連鎖型再開発事

業に係る方針

- ② 都市再生緊急整備地域における大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針
- ③ 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）に定めた都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の区域内において、誘導施設の導入を図る再開発事業の方針
- (2) 事業主体以外の施行者が行う事業については、初動期支援、計画コーディネート業務又はリノベーション及び空地の暫定利用の実施に関し事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は、当該事業に要する費用（当該基本計画等の作成に要する費用が次の基本計画等作成単価表により算出した額を超える場合には、その額）の3分の1のいずれか低い額とする。
- (3) 初動期支援業務の総事業費は 300,000 千円を限度、交付期間は最初の交付決定のあった年度から15年間かつ通算10年間を限度とする。（ただし、権利変換計画認可を期限とする。）
- (4) 計画コーディネート業務に要する費用は1地区当たり 60,000 千円を限度とする。
また、当該業務は都市再生法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域内又は5ha以上の市街地総合再生計画地区内で行われるものとし、その最初の交付決定のあった年度から10年間及び市街地再開発事業の工事完了時点を含めた5年間を限度とする。
- (5) リノベーション及び空地の暫定利用に係る交付金の交付は、まちづくりの計画に位置付けられてから3年間を限度とする。

二 まちなみ形成の推進

良好なまちなみの形成方策等に係る検討に関し、事業主体が施行者に補助する費用の2分の1、又は当該検討等に要する費用の3分の1のいずれか低い額とする。

イー１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３-４-（４）の規定に基づく額（ただし、同第9項の規定に基づく都市・地域再生緊急促進事業に係る加算は適用しない。）とする。

イー１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は以下のとおりとする。

一 基本構想及びバリアフリー環境整備計画作成

事業主体が行う基本構想及びバリアフリー環境整備計画の作成（バリアフリー環境整備の促進のためのコーディネート業務並びにバリアフリー条例の制定及び改正に必要な基礎調査等を含む。）に要する費用の3分の1の額

二 バリアフリー環境整備計画に基づく移動システム等の整備

① 事業主体が行う移動システム等の整備

次に掲げる移動システム等の整備に要する費用の3分の1

(1) 屋外の移動システムの整備

(2) 建築物の新築又は改修に伴い整備される屋内の移動システム（市街地における

移動ネットワークの一部を形成するものに限る。)の整備

(3) 移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

(4) 移動ネットワークの一部を形成する身体障害者用駐車施設の整備（ただし、補助対象は身体障害者用駐車施設の整備により追加して必要となる費用に限る。）

② 移動システム等の整備を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の2分の1、又は、前号に示す費用の3分の1のいずれか低い額

三 認定特定建築物の移動システム等の整備

事業主体が施行者に補助する額の2分の1で、又は、次に掲げる移動システム等の高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるよう配慮した部分の整備に要する費用の3分の1のいずれか低い額

(1) 屋外の移動システム（平面通路に限る。）の整備

(2) 屋内の移動システム（認定特定建築物内における特別特定建築物の用途（ただし、店舗、飲食店、ホテル等専ら商業用に供するものを除く。）に至る経路に係るものに限る。）の整備

(3) 移動システムと一体的に整備される広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等の公衆のために公開された空間の整備

四 既存建築物のバリアフリー改修

① 事業主体が行うバリアフリー改修

バリアフリー改修に要する費用の3分の1の額

② バリアフリー改修を行う施行者に対する事業主体の補助

事業主体が施行者に補助する額の2分の1で、又は、バリアフリー改修に要する費用の3分の1のいずれか低い額

イー１６－（７）都市再生総合整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３-４-（５）の規定に基づく額とする。

イー１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額

1 本事業の基礎額は、次のとおりとする。

一 整備計画策定等事業

次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。

（イ）	（ロ）	（ハ）
整備計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあっては、2分の1）（注1）
事業計画作成	地方公共団体	費用の3分の1（密集住宅市

		街地整備型重点整備地区及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、２分の１）（注２）
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１（注２）のいずれか低い額
推進事業	地方公共団体	費用の３分の１（都市・居住環境整備重点地域、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業及び地域住宅団地再生事業を実施する区域にあつては、２分の１）（注３）（注４）
	地元住民協議会等、民間事業者等（ＮＰＯ法人等を含む。）、防災街区計画整備組合、防災街区整備事業組合、防災街区整備推進機構等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１（注３）（注５）のいずれか低い額
地域防災力向上事業	地方公共団体	費用の２分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額
都市・居住環境整備基本計画作成		
事業推進コーディネート	都市・居住環境整備基本計画作成	地方公共団体
	事業推進コーディネート	地方公共団体
		費用の２分の１（注６）
		費用の２分の１
		地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額

（注１）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業のうち公共施設整備を伴う事業にあつては年 21,630 千円／地区、公共施設整備を伴わない事業にあつては、年 12,360 千円／地区。ただし、５年間を限度とする。
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、210 千円／ha。ただし、210 千円／ha に対象区域面積を乗じて得た額が 10,000 千円に満たない場合にあつては、10,000 千円／地区。

（注２）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては、1,917 千円／ha（事業計画において、住宅街区防災コミュニティ整備プログラムを作成する場合 3,834 千円／ha。）。
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては、5,000 千円／ha。

（注３）費用は次に掲げる額の合計を限度とする。助成期間は、住宅市街地整備計画承認前を含み、住宅市街地整備計画（変更を含む。）承認後 10 年間までとする。

- ①拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業にあつては年 12,360 千円／地区
- ②密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業にあつては年 3,000 千円／ha（防災再開発促

進地区においては年 6,000 千円/ha)

(注 4) 表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものを除き、費用の 3 分の 1 以内とする。

(注 5) 表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の③、④、⑤については密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限るものとし、表イ－１６－(８)－４ハの欄の推進事業に係る説明欄の④のうち GIS や規制誘導手法等を活用するものについては、地方公共団体の補助に要する費用の 2 分の 1 以内、かつ、当該補助事業費の合計額の 2 分の 1 以内とする。

(注 6) 費用は、20,000 千円/地域を限度とする。

二 市街地住宅等整備事業

次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。

イ 共同施設整備等（調査設計計画、土地整備及び共同施設整備）

住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目（平成 12 年 3 月 24 日付け建設省住備発第 42 号、建設省住整発第 27 号、建設省住防発第 19 号、建設省住街発第 29 号、建設省住市発第 12 号）第 2 に定めるもののうち、次に掲げる額の合計とする。

(1) 住宅市街地整備計画に適合して実施される事業に係る場合

地方公共団体が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用の 3 分の 1 とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該事業費の合計額の 3 分の 1 のうちいずれか低い額（密集市街地整備法第 5 条第 1 項の規定に基づく建替計画の認定を受けた建替え、又は密集市街地整備法第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに規定する基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村の長が認定する建替えにおける公開空地用地取得費については、地方公共団体の補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該事業費の 10 分の 1 のうちいずれか低い額）とする。なお当該費用は、表イ－１６－(８)－５の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。ただし、住宅団地ストック活用型重点整備地区において行う高齢者支援施設及び子育て支援施設の整備については、国の交付限度額は 10,000 千円/施設を限度とする。

(2) 都心共同住宅供給事業に係る場合

認定事業者である地方公共団体が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用の合計額の 3 分の 1 とし、その他の認定事業者が施行する事業については、共同施設整備等に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の 2 分の 1 又は当該事業費の合計額の 3 分の 1 のうちいずれか低い額とする。なお当該費用は、表イ－１６－(８)－５の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

(3) 共同施設整備の乗率算定方式

以上の規定に関わらず、共同施設整備について、事業対象建築物が階数 3 以上の耐火建築物等で、延べ面積の大部分を住宅の用に供する場合は、原則として次に定める方法により共同施設整備に要する費用を算定するものとする（ただし、

住宅団地ストック活用型重点整備地区に係る事業を除く。）。なお、超高層建築物、公益施設や商業・業務施設等との合築、あるいは、熱供給施設の設置等により次に定める方法によりがたい場合には、個別積算により積算することができる。

共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１０に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ－１６－(８)－１１に掲げる数値を乗じて得た額とする。

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１０に掲げる施設以外の整備に要する費用

表イ－１６－(８)－１０

供給処理施設、共用通行部分、機械室（電気室を含む。）、集会所及び管理事務所、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置
--

表イ－１６－(８)－１１

階 数	主体工事等に要する費用に乘じる数値
３～５階	１００分の１５ (ただし、階段室型住棟にあつては１００分の１０)
６～１３階	１００分の１８
１４～１９階	１００分の２１
２０階以上	１００分の２６

ロ 循環利用住宅整備

地方公共団体が施行する事業については、循環利用住宅の整備に要する費用の３分の１とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、循環利用住宅の整備に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のうちいずれか低い額とする。ただし、国の交付限度額は１,０００千円／戸とする。

ハ 公共空間等整備

次の表の（ロ）欄に掲げる者が行う（イ）欄に掲げる事業に要する費用（他の制度により国から補助等を受けて整備される施設等がある場合は、その整備等に要する費用を除く。）の（ハ）欄に掲げる額の合計とする。なお、当該費用は表イ－１６－(８)－５の（ア）欄に掲げる区分に応じ、（イ）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。

(イ)	(ロ)	(ハ)
公共空間整備	地方公共団体	３分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の３分の１のいずれか低い額
公開空地整備	地方公共団体	３分の１
	地方住宅供給公社 民間事業者等	地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該補助事業費の３分の１のいずれか低い額
駅施設整備	地方公共団体	２分の１

① 鉄道整備負担費	地方住宅供給公社	地方公共団体の補助に要する費用の2分の1又は当
② 用地費差額負担費	民間事業者等	該補助事業費の3分の1のいずれか低い額

三 居住環境形成施設整備事業

次に掲げる額（ただし、地域医療介護総合確保基金の対象となっている施設に係る費用を除く。）の合計とする。ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る事業の費用については、その費用の（附帯工事費を含む。）が、「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和7年3月31日付け国住備第599号、国住整第222号国住市第101号国土交通事務次官通知。）に定める不良住宅等除却費、土地整備費及び一時収容施設等設置費の額を超える場合においては、原則として当該額を限度とし、イにおいてがけ地や狭小敷地、無接道敷地等に立地し、通常とは異なる工法により除却する場合又は㎡あたりの除却単価の算出が困難な付属物や工作物等がある場合に限り、当該限度額を超える費用を含む。

イ 老朽建築物等除却

a 次の表の（イ）欄に掲げる老朽建築物等に対して、（ハ）欄に掲げる者が行う事業の（ロ）欄に掲げる費用について（ニ）欄に掲げる額の合計とする。

	（イ）	（ロ）	（ハ）	（ニ）
（1）	不良住宅 空き家住宅 空き建築物 特定空家等	除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2 （ロ）欄に掲げる費用の合計額の5分の2又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額
（2）	（イ）欄（1）以外の老朽建築物等	買収費用 除却工事費 通常損失補償費（運用益損失額を含む。）	地方公共団体 地方住宅供給公社 民間事業者等	（ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1 （GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）、老朽建築物等の除却跡地を都市再生住宅、公営住宅、地区公共施設その他の公共的施設の用に供する場合又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあつては、2分の1） （ロ）欄に掲げる費用の合計額の3分の1（GISを活用する場合（危険密集市街地において、令和9年3月31日までに着手するものに限る。）又は公的セクターが無接道敷地を対象とする場合にあつては2分の1）又は、地方公共団体が補助する額の2分の1のい

				いずれか低い額
--	--	--	--	---------

- ｂ 老朽建築物等の除却により著しく利益を受ける者に除却に要する費用の全部又は一部を負担させるときは、その負担金の額を老朽建築物等の除却に要する費用から控除するものとする。
- ｃ 老朽建築物等の除却により隣接する建物及び土地にその発生が確実に予見される損害等が、社会生活上受忍すべき限度を超えるものである場合には、これらの補償に要する費用を老朽建築物等除却費に算入することは差し支えないものとする。
- ロ 地区公共施設等整備
- 地方公共団体が施行する事業については、市街地景観形成施設、環境共生施設、福祉空間形成施設、地域生活基盤施設、地区公共施設及びその他の施設の整備（以下「地区公共施設の整備等」という。）に要する費用（設計費を含む。）の合計額の３分の１（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業（防災街区整備事業において、組合等が実施する地区公共施設の整備について、地方公共団体が費用負担する場合を含む。）にあつては、２分の１（公開空地整備を除く。））とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、地区公共施設の整備等に要する費用（設計費等を含む。）に関する地方公共団体の補助に要する費用の合計額の２分の１又は当該事業費の３分の１（密集住宅市街地整備型重点整備地区で施行する事業であつて、民間事業者等が地方公共団体と協定等を結び、敷地の全部を広場、緑地、公園などの公共的な用途として整備し、管理を行う場合にあっては、２分の１）のいずれか低い額とする。ただし、拠点開発型重点整備地区、街なか居住再生型重点整備地区又は住宅団地ストック活用型重点整備地区のみに係る事業については、地区面積に１ha 当たり 120,000 千円を乗じて得た額の３分の１を限度とし、このうち集会所に係る交付対象額は 50,000 千円を限度とする。また、地域生活基盤施設のうち生活支援施設については、国の交付限度額は 10,000 千円／施設とする。なお、当該費用は表イ－１６－(８)－６の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。
- ハ 仮設住宅等設置
- 地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の３分の１とし、地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については地方公共団体の補助に要する費用の合計額の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。ただし、15. 第１項第３号ただし書きに係るもので、国土交通大臣が定める額に１．５を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該額の３分の１とする。なお、a、b、cの工事費には、給水工事、排水工事、ガス工事等の工事のうち、その管理を他に移管する部分の工事に要する費用及びこれらの工事の負担金として要する費用を含むものとする。
- a 建設工事費
 - b 移設工事費
 - c 補修工事費
 - d その他の経費

四 延焼遮断帯形成事業

地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。なお当該費用は調査設計計画（基本設計、建築設計）、土地整備（建築物除却費、補償費等）、耐火建築物等・準耐火建築物等の外壁、開口部、屋根等の整備に要する費用の合計額とする。

五 住宅・建築物耐震改修等事業

次のイ及びロに掲げる事業ごとに定める額の合計とする。

イ イー１６-(１２)-①-第１項から第４項までに掲げる事業の基礎額。

ロ 住宅の防火改修又は建替えに関する事業

a 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火性能の向上のための計画の策定及び防火改修又は建替えを総合的に行う事業

(1) 本事業の基礎額は、住宅の防火性能の向上を総合的に行う事業に要する費用（防火改修設計等費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあつては防火改修設計等及び防火改修に要する費用相当分とする。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

(2) 基礎額は、250,000 円／戸又防火改修工事費の額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。

b 住宅（マンションを除き、延焼の危険性が高い住宅に限る。）の防火改修又は建替えに関する事業

(1) 本事業の基礎額は、防火改修に要する費用（防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあつては防火改修に要する費用相当分とする。）の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

(2) 住宅の防火改修工事費は、17,100 円／㎡を限度とする。

六 民間賃貸住宅等家賃対策補助事業

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱（平成 18 年 3 月 27 日付け国土交通省住備発第 132 号）第 6 に定める額とする。

七 防災街区整備事業

イ 基礎額

地方公共団体が施行する事業については、次に掲げる費用の合計額の３分の１とし、防災街区整備事業組合等が施行する事業については、地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の３分の１のいずれか低い額とする。なお当該費用は表イー１６-(８)-５及び表イー１６-(８)-６の（あ）欄に掲げる区分に応じ、（い）欄に掲げる項目のうち○を付したものの費用を合計した額とする。また、急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援にあつては、当該交付金の額にロに基づき算出した額を加えた額とする。

ロ 急激な工事費高騰など想定外の事態が発生した場合の工事費増加分に対する支援に係る基礎額は、a の各号の要件を満たす事業に限り、b に定める額とする。

a 事業の要件

(1) 事業認可がされており、工事費高騰を踏まえた事業計画（資金計画含む）の変更を実施することが確実と見込まれること

(2) 耐火建築物（十分な耐震性能を有さない建築物を除く）が、建築面積又は宅地面積ベースで３分の１以下であり、災害時に市街地火災や建物倒壊の

恐れの高い、市街地改善の必要性・緊急性が特に高い地区であること

(3) 資金計画及び施設計画を徹底的に見直してもなお事業施行が困難であること

(4) 事業当初及び見直し時点における工事費、保留床処分単価が市場の工事費動向（見込みを含む。）や市場価格と比較して適切な価格であること

b 基礎額

変更される事業計画に基づく建設工事費（建築主体工事、屋内設備工事及び屋外付帯工事に要する費用。ただし、現に施工された建設工事に係る費用及び後年度の建設工事に対し、国及び地方公共団体から交付される補助金又は交付金の限度額（国の要綱に基づき算定される額）を除く。なお、地方公共団体が施行する事業の場合、当該補助対象事業費に国費率の２倍の数値を乗じて得た額を除く。以下この号において同じ。）の増加額から、変更前の事業計画の建設工事費に次表イ－１６－(８)－１２に掲げる率を乗じた額を除いた額のうち、地方公共団体が施行する事業にあつては、３分の１に相当する額、防災街区整備事業組合等が施行する事業にあつては、地方公共団体の補助に要する費用の額（当該額が増加額（変更前の事業計画の建設工事費に次表イ－１６－(８)－１２に掲げる率を乗じた額を除いた額）の３分の２を超えるときは、その超える部分の額を控除するものとする。）の２分の１に相当する額とする。なお、次に掲げるいずれかのうち、少ない額の２分の１に相当する額を限度とする。

(1) 共同施設整備費（ただし、現に施工された建設工事のうち、共同施設整備費に係る費用を除く。）の３分の１

(2) 変更される事業計画に基づく建設工事費に対し、１００分の２３を乗じて得た額

表イ－１６－(８)－１２

事業計画認可から竣工までの期間	施行者が負担する一定率
３年未満	１００分の３
５年未満	１００分の５
５年以上	１００分の７

ハ 共同施設整備の算定方法の特例

共同施設整備に要する費用は、次の a に b を加えた額とする。

a 包括積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１３に掲げる施設の整備等に係る主体工事、付帯工事及び外構工事に要する費用に階数の区分に応じ、それぞれ次表イ－１６－(８)－１４に掲げる数値を乗じて得た額

b 個別積算施設の整備に要する費用

共同施設整備のうち次表イ－１６－(８)－１３に掲げる施設以外の整備に要する費用

表イ－１６－(８)－１３

供給処理施設、共用通行部分（分譲共同住宅の保留床に係る部分を除く）、機械室（電気室を含む。）、集会所及び管理事務所、避難設備、消火設備及び警報設備、監視装置、空地等、電波障害防除設備、避雷設備
--

表イー１６-(８)- １４

階 数	主体工事等に要する費用に乗じる数値
３～５階	１００分の２２
６～１３階	１００分の２４
１４～１９階	１００分の２４
２０階以上	１００分の２６

八 都市再生住宅等整備事業

イ 民間建設型都市再生住宅等整備事業

a 共同施設整備等

共同施設整備等に要する費用の算出は、２．号イの規定を準用する。

b 住宅改良等

地方住宅供給公社又は民間事業者等が施行する事業については、既存建築物を都市再生住宅等に用途転用する場合の改良（以下イー１６-(８) 関係部分において「住宅改良」という。）に要する費用に関する地方公共団体の補助に要する費用の２分の１又は当該事業費の合計額の３分の１のいずれか低い額とする。

c 家賃対策補助

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第６に定めるところによる。

ロ 公共建設型都市再生住宅等整備事業

a 公共建設型都市再生住宅の整備

地方公共団体が施行する事業については次に掲げる費用（国土交通大臣の定める額を超える場合には、当該限度額をその費用とする。以下この号において同じ。）の合計額の２分の１とする。ただし、特定公共建設型都市再生住宅等の整備にあつては、次に掲げる費用の合計額の３分の２、建替等対象団地の建替事業等に係る都市再生住宅等の整備にあつては、次に掲げる費用の合計額３分の１、分譲するための都市再生住宅等の整備にあつては、イの規定を準用するものとする。

(１) 従前居住者用の住宅の整備費

従前居住者用の住宅の建設又は改良（購入を含む。以下同じ。）に要する費用の額

(２) 従前営業者用の店舗等の施設の整備費

従前営業者用の店舗等の施設の整備に要する費用の額

(３) 用地費

従前居住者用の住宅等の整備に伴う土地に関する権利の取得（特定公共建設型都市再生住宅に限る。）及びその土地の整備に要する費用の額

(４) 調査設計計画

従前居住者用の住宅等の整備に必要な調査設計計画に要する費用とする。なお当該費用は表イー１６-(８)-５及び住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目第２に基づき算出すること。

(５) 従前居住者用の宅地の整備に要する費用（基盤の整備費に限る。）

施行者が整備地区外の従前居住者用の宅地を整備するために設置する道路・通路、主要な下排水施設、公園・緑地等の整備に要する費用を対象とする。た

だし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係る場合に限り、用地の取得に要する費用を含む。

b 家賃対策補助

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第６に定めるところによる。

九 公共建設型都市再生住宅の整備費の特例

イ 次の（１）から（１３）までに該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、従前居住者用の住宅の整備費は、前号ロの規定により算出した額に、国土交通大臣の定める額を超えない範囲で加算した額とする。

- （１）特殊基礎工事費
- （２）特別規模増工事費
- （３）エレベーター設置工事費
- （４）消防用設備設置工事費
- （５）緊急通報システム設置工事費
- （６）高齢者等向け特別設備等工事費
- （７）雪害防除工事費
- （８）特殊屋外附帯工事費
- （９）店舗等併設工事費
- （１０）ピロティ等設置工事費
- （１１）２１世紀都市居住緊急促進事業工事費
- （１２）その他特別工事費
- （１３）施設併存構造費（ただし、密集住宅市街地整備型重点整備地区に係るものに限る。）

施設併存構造費は、都市再生住宅等と他の施設が併存することにより明らかに増加したと判断される都市再生住宅等又は併存施設（都市再生住宅等と併存する地区施設、店舗、作業場等の施設又は都市再生住宅等以外の住宅、人工地盤、ピロティ等をいう。）の構造費の増加分の一部を施行者が負担する必要がある場合における当該費用とし、基礎額は次の式により算出した額とする。

$$T = T1 + T2\beta$$

T：施設併存構造費

T1：都市再生住宅等部分の交付対象構造費

T2：併存施設部分の交付対象構造費

β：併存構造率

ロ この号イに規定する（１）、（２）又は（１２）に該当する場合において、国土交通大臣が特に必要と認めるときは、従前営業者用の店舗等の整備費は、前号ロの規定により算出した額に、国土交通大臣の定める額を超えない範囲で加算した額とする。

十 関連公共施設整備

同種の公共施設の整備に関する事業に係る基礎額とする。

十一 街なみ環境整備事業

イ－１６－（９）に規定する街なみ環境整備事業の要件に適合するもので、この要綱に定められた基礎額とする。

十二 公営住宅整備事業等

公営住宅整備事業等補助要領等の要件に適合するものごとに、それぞれ当該要領等に定められた事業費に国の補助割合を乗じて得た額とする。

十三 住宅地区改良事業等

イー 16-(8) 2. 第 2 項第 34 号に規定された住宅地区改良事業等について、住宅地区改良事業等対象要綱（平成 17 年 8 月 1 日付け国住整第 38-3 号）の要件に適合するもので、同要綱第 4 に定められた額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

十四 優良建築物等整備事業

イー 16-(2) に規定する優良建築物等整備事業の要件に適合するもので、この要綱に定められた基礎額とする。

十五 住宅の新築に係る特例

1 に規定する二号、三号、八号、十四号に掲げる以下のイかつロに該当する区域における住宅の新築については、補助対象外とする。ただし、密集住宅市街地整備型（附属第Ⅱ編イー 16-(8) 4. 第二号ロ）に掲げる要件に該当する区域は除く。

イ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域
ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づく土砂災害警戒区域又は浸水想定区域（水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第 14 条の 3 第 1 項の規定に基づく高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ 3 m 以上の区域をいう。）

2 阪神・淡路大震災の被災地域において、阪神・淡路大震災に関連して実施される住宅市街地総合整備事業については、次の特例を適用することができる。

一 1. 第 2 号イ(1)及びロ中「3 分の 1」を「5 分の 2」とする。

二 1. 第 3 号ロ中「3 分の 1」を「5 分の 2」と、「50,000 千円」を「60,000 千円」とする。

三 1. 第 3 号イ中「3 分の 1」を「2 分の 1」以内とする。

四 1. 第 4 号中「費用の 3 分の 1 以内」を「費用の 3 分の 1 以内（ただし、共同建替えの場合の除却等費、調査設計計画費及び共同施設整備費については 5 分の 2 以内）」とする。

五 1. 第 3 号ハ仮設住宅等設置に阪神・淡路大震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修に要する費用を加える。

六 1. 第 9 号イ(12)の適用に際しては、同号イ中「国土交通大臣の定める額」を「国土交通大臣が認める額」と読み替えるものとする。

3 附属第Ⅱ編イー 16-(8) 2. 2 第 9 号ホに規定する「耐火建築物等」及び「準耐火建築物等」に関する規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）の施行の日から適用する。

4 防災街区整備事業のうち令和 8 年度末までに着手しているものについては、なお従前の例によることができる。ただし、第 1 項第 7 号ロを適用する場合、附属第Ⅱ編イー 16-(8) 15. 第 5 項第 8 号の要件を満たすものに限る。

イー 16-(9) 街なみ環境整備事業に係る基礎額

交付対象事業及び本事業の基礎額は以下のとおりとする。

1 交付対象事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 表イ－１６-(９)-２の(ロ)欄に掲げる事業主体が行う(イ)欄に掲げる事業
- 二 表イ－１６-(９)-２の(ハ)欄に掲げる施行者及び協議会が行う(イ)欄に掲げる事業に対する事業主体の補助事業

２ 基礎額は、次に掲げるとおりとする。

表イ－１６-(９)-２の(ロ)欄又は(ハ)欄に掲げる者が行う(イ)欄に掲げる事業に要する費用の(ニ)欄に掲げる額の合計とする。

表イ－１６-(９)-２

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
１ 協議会活動助成事業		協議会	事業主体の補助に要する費用の ２分の１
２ 整備方針策定事業 一 現況調査費 二 物件等調査費 三 整備方針策定費	市町村等		費用の２分の１（注１）
３ 街なみ整備事業			
一 事業計画策定費	市町村等		費用の２分の１（注２）
二 地区施設整備費 イ 道路整備費 ロ 通路整備費 ハ 小公園及び緑地等整備費 ニ 下排水工事費 ホ 測量・調査・設計費	市町村等		費用の２分の１（注３）
三 地区防災施設整備費	市町村等		費用の２分の１
四 生活環境施設整備費			
五 空家住宅等除却費	市町村等		費用の２分の１
		除却を行う 者	事業主体の補助に要する費用の ２分の１
六 景観重要建造物整備費	市町村等		費用の３分の１
七 歴史的風致形成建造物整備費	市町村等		費用の２分の１
八 その他国土交通大臣が必要と認める費用	市町村等		費用の２分の１
４ 街なみ整備助成事業		施行者	事業主体の補助に要する費用の ２分の１又は当該補助事業費の ３分の１のいずれか低い額
一 門、塀等移設費 二 分筆登記費 三 修景施設整備費 四 共同建替等共同施設整備費 イ 調査設計計画			

イ－１６ 住環境整備事業

ロ 土地整備			
ハ 共同施設整備			
五 景観重要建造物整備費			
六 歴史的風致形成建造物整備費			

(注１) 費用は、一から三までのそれぞれについて表イ－１６-(９)-３に掲げる費用を合計した額とする。ただし、一から三までのそれぞれについて、街なみ環境整備促進区域の面積に１ヘクタール当たり770,000円を乗じて得た額を限度とする。

(注２) 費用は、表イ－１６-(９)-３に掲げる費用を合計した額とする。

(注３) 道路整備費については、イ－１６-(９)第４第１号に該当する区域のみを対象とする。

表イ－１６-(９) - ３

項 目	説 明
給 料	事業執行のため直接必要な一般職員の給料。
職 員 手 当	事業執行のため直接必要な一般職員に対する諸手当。
共 済 費	職員に係る地方公務員共済組合に対する負担金並びに報酬、給料及び賃金に係る社会保険料。
賃 金	事業執行に直接必要な補助員等の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事するものを除く。）。
報 償 費	謝礼金等。
旅 費	事業執行のための他県への出張、関係機関等との連絡等に必要な普通旅費及び非常勤職員の費用弁償。
需 用 費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、会議用茶菓子賄料等食糧費、設計費、図面、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費並びに事務用器具及び自動車、自転車等備品の修繕料。
役 務 費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、試験料、宅地の取得に要する手数料等の手数料、設計書報告書等の筆耕料並びに自動車損害保険料等。
委 託 料	設計、試験、調査等の委託料。
使用量及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。
備 品 購 入 費	事務用器具、機械、図書等の購入費で原型のまま比較的長期の反覆使用に耐える物品の購入費。（昭和34年３月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通知「補助事業等における残存物件の取り扱いについて」参照）。
負担金、補助金 及び交付金	事業執行のために必要な負担金等。ただし経常的会費等は含まない。

イ－１６－（１０）住宅市街地盤整備事業に係る基礎額

１． 地方公共団体に対する国の交付

本事業の基礎額は、附属第Ⅱ編第４のイ－１６－（１０）の４の第１号、第２号イ、第３号イ、第４号又は第５号イの規定により交付対象となる地方公共団体に対しては、次の各号に掲げる金額とする。

一 公共施設整備費

交付対象事業費に、同種の公共施設の整備に関する事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額

二 居住環境基盤施設整備費

交付対象事業費の１０分の４

ただし、一の住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係る居住環境基盤施設整備の基礎額（一の住宅宅地事業に係る居住環境基盤施設整備の補助事業者が２以上ある場合においては、各補助事業者が申請することができる補助金の合計額の総計）は、一の住宅宅地事業の総計画戸数若しくは区画数（総計画戸数又は区画数を変更した場合にあっては、変更後の総計画戸数又は区画数）又は一の住宅ストック改善事業において効果の及ぶ戸数に１６０万円（都市・居住環境整備重点地域にあっては２４０万円）を乗じた額を限度とする。

三 鉄道施設整備費

交付対象事業費の２分の１

四 公共施設用地取得費

交付対象事業費の２分の１

ただし、公共施設用地取得の実施中に申請することができる交付金の合計額（一の住宅宅地事業に係る公共施設用地取得の補助事業者が２以上ある場合においては、各補助事業者が申請することができる補助金の合計額の総計）は、国土交通省住宅局長が毎年度定める額に一の住宅宅地事業の総計画戸数又は区画数（総計画戸数又は区画数を変更した場合にあっては、変更後の総計画戸数又は区画数）を乗じた額を限度とする。

五 住宅宅地事業推進費

交付対象事業費の３分の１

２． 地方公共団体の補助に対する国の交付

本事業の基礎額は、附属第Ⅱ編第４のイ－１６－（１０）の４の第２号ロ若しくはハ、第３号ロ若しくはハ又は第５号ロの規定により交付対象となる地方公共団体に対しては、次の各号に掲げる金額又は当該地方公共団体が交付する補助金の額の２分の１のいずれか低い額とする。

一 居住環境基盤施設整備費

交付対象事業費（地方住宅供給公社等が行う事業に要する費用又はその他の住宅宅地事業者等が電線類の地下埋設のために要する費用に限る。）の１０分の４

ただし、一の住宅宅地事業又は住宅ストック改善事業に係る居住環境基盤施設整備の基礎額については、１．第１号のただし書きを適用する。

二 鉄道施設整備費

交付対象事業費（地方住宅供給公社及び民間事業者等が負担する費用に限る。）の
3分の1

三 住宅宅地事業推進費

地方住宅供給公社等が行う事業化推進調査に要する費用の3分の1

イー１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

イー１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額

イー１６－（１２）-①住宅・建築物耐震改修事業に係る基礎額

1 住宅の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 住宅の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 住宅の耐震診断に要する費用

ロ 住宅の擁壁の耐震診断に要する費用

ハ 住宅に係る耐震化のための計画の策定に要する費用

ニ 住宅の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用

ホ 死亡時一括償還型融資（住宅の耐震改修に係るものに限る。）を活用する際に必要な不動産鑑定費用、事務手数料その他必要な費用（保証料を除く。）

三 前号イに要する費用は、一戸建て住宅については136,000円／戸以内（診断を簡易に行う場合は31,500円／戸）を限度とし、一戸建て住宅以外の住宅については次に定める費用を限度とする。ただし、一戸建て住宅以外の住宅について設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内

四 第2号ロに要する費用は31,500円／件以内を限度とする。

2 建築物（住宅を除く。）の耐震化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1（次号ニについては2分の1）、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 建築物の耐震化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

- イ 建築物の耐震診断に要する費用
- ロ 建築物の擁壁の耐震診断に要する費用
- ハ 建築物に係る耐震化のための計画の策定に要する費用
- ニ 建築物の耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用
- 三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第３者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。
 - イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内
 - ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内
 - ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内
- 四 第２号ロに要する費用は31,500円／件以内を限度とする。
- 3 住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業
 - 一 住宅（マンション並びに密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅であつて防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業
 - イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等及び耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度（独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度をいう。以下同じ。）を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
 - ロ 基礎額は、575,000円／戸（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第２項に基づき特定行政庁が規則で指定した区域（以下「多雪区域」という。）で当該事業を行う場合は700,000円／戸）又は耐震改修工事費の５分の２のいずれか低い額を限度とする。
 - ハ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：575,000円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の５分の２

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

- 二 住宅（マンションを除き、密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものに限る。）の耐震化等のための計画の策定及び耐震改修等又は建替えを総合的に行う事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用（補強設計等費並びに耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては補強設計等並びに耐震改修及び防火改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の耐震化等を総合的に行う事業に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
- ロ 基礎額は、875,000 円／戸又は耐震改修工事費及び防火改修工事費を合算した額の５分の２のいずれか低い額を限度とする。
- ハ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イ及びロにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：575,000円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の５分の２

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

三 住宅（マンションは除く。）の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１（利子補給制度を利用する住宅については、地方公共団体が補助する額）のいずれか低い額とする。
- ロ 一戸建て住宅（密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものは除く。）については、基礎額は、489,300 円／戸（多雪区域で当該事業を行う場合は 586,600 円／戸）を限度とし、次号の規定は適用しない。
- ハ 住宅（マンションを除く。）の耐震改修工事費及び防火改修工事費の合計は、39,900 円／㎡（多雪区域で当該事業を行う場合は 47,800 円／㎡）を限度とする。ただし、特に倒壊の危険性が高い建物のうち平成 23 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したもの及び密集市街地又は大規模火災危険地域内の延焼の危険性が高い住宅で防火改修工事と併せた耐震改修工事を行うものにあっては、59,800 円／㎡を限度とする。
- ニ 擁壁の耐震改修工事費は、見付面積に対し、50,300 円／㎡を限度とする。（第 3 項第 4 号、第 4 項及び第 5 項までにおいて同じ。）
- ホ 一戸建て住宅については、イ中「耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額」とあるのは「耐震改修工事費が 100 万円未満の場合は 204,000

円／戸、100 万円以上 200 万円未満の場合は 306,000 円／戸、200 万円以上 300 万円未満の場合は 509,000 円／戸、300 万円以上の場合は 713,000 円／戸」と読み替えて適用することができるものとし（物件ごとに適用する場合を除く）、この場合において、ロ及びハの規定は適用しない。

- へ 利子補給制度を利用する場合の基礎額は、イからハまでにより算出される額から、利子補給制度を利用する住宅に応じて、以下の算式により算定した額を減ずる。

$$\sum_{i=1}^n \min(A, B_i, C_i)$$

n ：利子補給制度を利用する住宅戸数

A ：489,300円

B_i ：利子補給制度を利用する住宅 i における耐震改修工事費の5分の2

C_i ：利子補給制度を利用する住宅 i に地方公共団体が補助する額

四 マンションの耐震改修等、建替え又は除却に関する事業

- イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費に3分の1を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- ロ マンションの耐震改修工事費は、51,700 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 56,900 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 86,400 円／㎡を限度とする。

4 建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業

- 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

- 二 建築物の耐震改修工事費は、次に掲げる額を限度とする。

- イ 建築物の耐震改修工事費（天井の耐震改修工事費を除く。）については、57,000 円／㎡（耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 62,700 円／㎡）を限度とする。ただし、免震工法等特殊な工法による場合又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保することが必要であると地方公共団体が認める建築物について通常よりも高い耐震性を確保する場合は 93,300 円／㎡を限度とする。（ただし、地震発生後に防災拠点としての機能継続ができるよう建築設備の耐震性を確保する場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに耐震改修工事に着手したものに限り、6,620 円／㎡（天井の耐震改修とあわせて行う場合は 5,300

円／㎡)を加算した額を限度とする。)(次項において同じ。)

ロ 建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))については、次に掲げる額を限度とする。

(1) 固定された客席を有する劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場等(以下「劇場等」という。)の用に供する建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))は、400,000円(ネット等による落下防止措置で、ワイヤーの設置による場合は160,000円、それ以外の場合は64,700円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。))に天井面積を乗じた額を限度とする。(次項及び第6項において同じ。)

(2) 劇場等以外の用に供する建築物の耐震改修工事費(天井の耐震改修工事費に限る。))は、80,000円(ネット等による落下防止措置を行う場合は13,600円、構造計算が必要な天井の耐震改修を行う場合は90,000円とし、平均天井高が10mを超える場合にあっては、高さ3m毎に3,150円を加算し、屋根面の耐震改修工事と併せて実施する場合にあっては、9,460円を減ずる。))に天井面積を乗じた額を限度とする。(次項及び第6項において同じ。)

5 避難所等の耐震改修又は建替えに関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費(建替えを行う場合にあっては耐震改修工事費相当分とする。以下この号において同じ。))の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

6 天井の耐震改修に関する事業(天井の除去を含む。)

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用(天井の耐震改修工事費(除却を行う場合にあっては除却費))に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。))の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 前号の規定に関わらず、次に掲げる要件に該当する建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、天井の耐震改修工事費(除却を行う場合にあっては除却費。以下この号において同じ。))の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、天井の耐震改修工事費の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

(1) 避難所等として地域防災計画に位置付けられているか又は位置付けられることが確実であること。

(2) 10年間以上避難所等として活用されるものであること。

(3) 災害時に速やかに避難所等として開設可能となる措置が講じられていること。

7 エレベーターの防災対策改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用(エレベーターの防災対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。))の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の

2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エレベーターの防災対策改修に係る工事費は、次に掲げる額を限度とする。

イ 地震時管制運転装置の設置、エレベーターの耐震補強措置、戸開走行保護装置の設置、釣合おもりの脱落防止対策又は主要な支持部分の構造に係る工事を実施する場合にあっては、9,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

ロ リスタート運転機能又は自動診断・仮復旧運転機能の追加を実施する場合にあっては、3,000,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。ただし、当該工事を地震時管制運転装置の設置に併せて実施する場合には、2,500,000円に当該工事を行うエレベーターの台数を乗じた額を限度とする。

8 エスカレーターの脱落防止措置に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費は2,620,000円に当該工事を行うエスカレーターの台数を乗じた額を限度とする。

9 住宅・建築物の土砂災害対策改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する費用（住宅・建築物の土砂災害対策改修に係る工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の土砂災害対策改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 住宅・建築物の土砂災害対策改修に係る工事費は3,360,000円を限度とする。

10 建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号イ及びロに掲げる費用を合算した額の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号イ及びロに掲げる費用を合算した額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 建築物の耐雪診断及び耐雪改修に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 建築物の耐雪診断に要する費用

ロ 建築物の耐雪改修に要する費用

三 前号イに要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐雪診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

イ 面積1,000㎡以内の部分は3,670円／㎡以内

ロ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円／㎡以内

ハ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円／㎡以内

四 第2号ロに要する費用は、51,200円／㎡以内を限度とする

11 屋根の耐風診断及び耐風改修に関する事業

一 住宅・建築物の耐風診断に関する事業

イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風診断に要する費用の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

ロ 住宅・建築物の耐風診断に要する費用は、31,500円/棟以内を限度とする。

二 住宅・建築物の耐風改修に関する事業

イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風改修に要する費用（住宅・建築物の耐風改修工事費に23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の2分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅・建築物の耐風改修に要する費用の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

ロ 住宅・建築物の耐風改修工事費は、24,000円/m²に屋根面積(m²)を乗じた額又は2,400,000円のいずれか低い額を限度とする。

12 ブロック塀等の安全確保に関する事業

一 ブロック塀等の耐震診断に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震診断に要する費用の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震診断に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 ブロック塀等の耐震改修、建替え又は除却に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修、建替え又は除却に要する費用（建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修、建替え又は除却に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

三 第一号及び第二号に要する費用の合計額は、80,000円/mに安全確保に関する事業を行うブロック塀等の総延長(m)を乗じた額を限度とする。

13 耐震改修等と併せて行う省エネ化に関する事業

本事業の基礎額は、イー16-(20)の規定に基づく額とする。

14 住宅・建築物耐震改修事業に係る事務事業

本事業の基礎額は、第1項から第13項までにより算出した基礎額（地方公共団体が当該事業を行う場合の基礎額を除く。）のうち、事業主体が事務事業者に対して交付する額とする。ただし、附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第14号イの事業に係る基礎額の算出にあっては、第1項から第13項まで及び第15項において、「民間事業者等」を「民間事業者等（事務事業者を除く。）」に、「地方公共団体が補助する額」を「事務事業者が補助するために必要な費用として地方公共団体が事務事業者に交付する額」に読み替え、附属第Ⅱ編イー16-(12)-①3.第14号ロの事業に係る基礎額の算出にあっては、第1項第1号及び第2項第1号を次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。

一 第1項第1号は次のように読み替える。

「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号二に掲げる経費の額の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。」

二 第2項第1号は次のように読み替える。

- 「一 本事業の基礎額は、当該事業における次号ニに掲げる経費の額の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 15 第３項第３号、第４項及び第６項から第８項までの事業であって、令和８年４月１日以降に着手する事業については、それぞれ、次のように読み替えて、本要綱の規定を適用することとする。
- 一 第３項第３号イは次のように読み替える。
- 「イ 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用（耐震改修工事費及び防火改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修等に要する費用相当分とする。以下この項において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修等に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 二 第４項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（耐震改修工事費に 23.0%を乗じて得た額とし、建替え又は除却を行う場合にあっては耐震改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 三 第６項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用（天井の耐震改修工事費（除却を行う場合にあっては除却費）に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、耐震改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 四 第７項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用（エレベーターの防災対策改修に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エレベーターの防災対策改修に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」
- 五 第８項第１号は次のように読み替える。
- 「一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用（エスカレーターの脱落防止措置に係る工事費に 23.0%を乗じて得た額とする。以下この号において同じ。）の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、エスカレーターの脱落防止措置に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。」

イー１６－（１２）－②住宅・建築物アスベスト改修事業の基礎額

- 1 住宅・建築物のアスベスト対策の計画的実施の誘導に関する事業及びこれに附帯する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

２ アスベスト含有調査等に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用（アスベスト対策に係る建築物のデータベース作成費用を含む。また、耐震診断を一体的に実施する場合にあっては、耐震診断と共通して必要となる費用を含む。以下同じ。）又は国土交通大臣が認める額のいずれか低い額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト含有調査等に要する費用、国土交通大臣が認める額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。

３ アスベスト除去等に関する事業

- 一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用（調査設計計画費を含み、特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあっては、補償費を含む。また、耐震改修等を一体的に実施する場合にあっては、耐震改修等と共通して必要となる費用を含む。住宅・建築物の除却を行う場合にあってはアスベスト除去等に要する費用相当分とする。以下イ－１６－（１２）関係部分において同じ。）の３分の１、民間事業者が当該事業を行う場合にあっては、アスベスト除去等に要する費用の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。
- 二 調査設計計画費には、アスベスト除去等のための複数の施設を含む地域単位の事業計画策定を行う費用を含む。

イ－１６－（１２）－③がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

- １ 本事業の基礎額等は、表イ－１６－（１２）－１に掲げるとおりとする。ただし、この要綱の施行（令和７年４月１日）の際、現に改正前の要綱に基づき事業着手しているものについては、なお従前の例による。

表イ－１６－（１２）－１ がけ地近接等危険住宅移転事業に係る基礎額等

経費	施行者	交付対象事業の内容	限度額	交付率
危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除却に要する費用については１戸当たり「令和７年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（令和７年３月３１日付け国住備第５９９号、国住整第２２２号、国住市第１０１号国土交通事務次官通知）第９により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）	２分の１

			については1戸当たり 975 千円を限度とする。	
危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）及び改修に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設、購入（これに必要な土地の取得を含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり 4,210 千円（建物 3,250 千円、土地 960 千円）を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家 10 戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり 7,318 千円（建物 4,650 千円、土地 2,060 千円、敷地造成 608 千円）を限度とする。	2分の1
事業推進経費	地方公共団体	事業計画の策定、対象地域の調査等	—	2分の1

イ－１６－（１２）-④災害危険区域等建築物防災改修等事業に係る基礎額

- 1 災害危険区域等の指定等に関する計画策定に関する事業
本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅については計画策定に要する費用の 2 分の 1、建築物については計画策定に要する費用の 3 分の 1 とする。
- 2 災害危険区域等内の住宅及び建築物の基準適合調査に関する事業
 - 一 住宅に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 2 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 二 建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、基準適合調査に要する費用の 3 分の 1 又は地方公共団体が補助する額の 2 分の 1 のいずれか低い額とする。
 - 三 基礎額は 45,000 円／棟を限度とする。
- 3 特定既存不適格建築物の防災改修等に関する事業（住宅の重点支援）
 - 一 イ又はロのいずれかの区域に存する住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用（居室の持上げ、ピロティ化その他の改修等により居室の床面の持上げにかかる工事等に要する費用とし、建替えを行う場合にあっては防災改修等に要する費用相当分とする。以下、次

項において同じ。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

イ 令和3年度以降に新たに災害危険区域に指定された区域等

ロ 立地適正化計画における防災指針又は流域治水プロジェクト等(土地利用等に関する対策を記載するものに限る。)を定めている地方公共団体における既存の災害危険区域等

二 基礎額は500,000円/戸又はイからハまでの工事費の5分の2のうち最も低い額を限度とする。

イ プロテ化等の建築構造に係る対応により居室の持上げを図った場合に持上げに要する増工分

ロ 地盤に係る対応による居室の持上げに要する増工分

ハ 避難空間整備による場合は避難空間の整備を行う費用

4 特定既存不適格建築物等の防災改修等に関する事業(住宅の重点支援以外の場合)

一 前項以外の住宅に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

二 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において防災拠点(避難所等)と指定されている建築物に係る本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費とする。)の3分の1、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

三 災害対策基本法に基づき地方公共団体が策定する地域防災計画において一時集合場所等に指定された建築物及び集合住宅の共同利用施設に係る本事業の基礎額は、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、防災改修等に要する費用(防災改修等工事費に23.0%を乗じて得た額とする。)の2分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

四 防災改修等工事費は2,800,000円/棟又はイから二までのうち最も低い額を限度とする。

イ 建築制限へ適合させるための居室の持上げ、プロテ化その他の改修等により居室の床面を上げた高さに建築面積を乗じ、さらに28,000円/m²を乗じた額

ロ プロテ化等の建築構造に係る対応により居室の持上げを図った場合に持上げに要する増工分

ハ 地盤に係る対応による居室の持上げに要する増工分

ニ 避難空間整備による場合は避難空間の整備を行う費用

イー１６－(１２)－⑤火災安全改修事業に係る基礎額

1 建築物の火災安全改修の実施に向けた環境整備に関する事業

一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあっては、次号に定める費用の2分の1、民間事業者等である場合にあっては、次号に定める費用の3分の

- 1 又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
- 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 建築物の火災安全改修のための計画の策定に要する費用
 - ロ 建築物の火災安全改修の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業に要する費用
- 2 建築物の火災安全改修に関する事業
 - 一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあつては、次号に定める費用の3分の1、民間事業者等である場合にあつては、次号に定める費用の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。
 - 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 建築物の火災安全改修に関する調査設計計画に要する費用
 - ロ 次に掲げる建築物の火災安全改修工事に要する費用
 - (1) 直通階段の増設又は避難上有効なバルコニーの設置に要する費用
 - (2) 直通階段と一定離隔した室等の退避区画化（開口部、避難設備の設置等を含む。）に要する費用
 - (3) 直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画化に要する費用
- 3 建築物の火災安全改修に関するモデル事業
 - 一 本事業の基礎額は、施行者が地方公共団体である場合にあつては、次号に定める費用の額とし、民間事業者等である場合にあつては、次号に定める費用の額又は地方公共団体が補助する額のいずれか低い額とする。
 - 二 本事業に要する費用は次に掲げる費用を合算した額とする。
 - イ 第1項第二号に掲げる費用
 - ロ 前項第二号に掲げる費用

イー１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- 1 狭あい道路情報整備等事業

地方公共団体が行う当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の2分の1の額とする。

 - イ 狭あい道路に係る調査又は測量に要する費用
 - ロ 狭あい道路に係る分筆又は登記に要する費用
 - ハ 指定道路図、指定道路調書その他狭あい道路に関する図書の作成に要する費用
 - ニ ハに係るデータベースの構築、運営又は公開に要する費用
 - ホ 狭あい道路拡幅等整備促進計画その他狭あい道路の拡幅整備に係る計画の策定に要する費用
 - ヘ 狭あい道路の拡幅整備に係る普及啓発に要する費用
- 2 狭あい道路拡幅等整備事業

地方公共団体が当該事業を行う場合にあつては、当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の2分の1の額、民間事業者等が当該事業を行う場合にあつては、当該事業について次の各号に掲げる費用を合算した額の合計額の3分の1又は地方公共団体が補助する額の2分の1のいずれか低い額とする。

 - イ 狭あい道路の拡幅整備のために必要な道路の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要

する費用

ロ 狭あい道路の拡幅整備のために必要となる土地を供出するための門、塀、電柱等の工作物又は樹木等（以下「門、塀等」という。）について通常適当と認められる方法による除却又は移設に要する費用

ハ 門、塀等の新設に要する費用（ただし、既存の門、塀等の移設に要する費用を上限とする。）

ニ 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要な敷地の測量、調査若しくは設計、分筆若しくは登記、用地の取得、築造、舗装又はこれにより通常生ずる損失の補償に要する費用（ただし、他の接道敷地との共同化若しくは敷地の路地状部分の拡幅等のための用地の取得費用については利子相当分に限る。）

ホ 他の接道敷地との共同化、敷地の一部道路化及び敷地の路地状部分の拡幅等のために必要となる土地を供出するための門、塀等について通常適当と認められる方法による除却又は移設及び老朽建築物について通常適当と認められる方法による除却に要する費用

イー１６－（１４）削除

イー１６－（１５）削除

イー１６－（１６）削除

イー１６－（１７）削除

イー１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イー１３－（１０）の規定に基づく額とする。

イー１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、認定集約都市開発事業については附属第Ⅱ編イー１６－（１９）により準用する附属第Ⅱ編イー１３－（１１）４．１の(1)から(5)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額、関連事業については附属第Ⅱ編イー１６－（１９）により準用する附属第Ⅱ編イー１３－（１１）４．２の(1)から(8)に掲げる各事業の規定に基づき算出された額とする。ただし、関連事業である都市再生整備計画事業の基礎額に係るイー１０－（１）１．イの４）式の適用にあたっては、ii）又はiv）に該当する場合に限るものとする。

イー１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額

１ 住宅の省エネ診断に関する事業

本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について住宅の省エネ診断に要する費用の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について住宅の省エネ診断に要する費用の３分の１又は地方公

共同体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

２ 建築物（住宅を除く。）の省エネ化の支援に関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、当該事業について次号に掲げる経費を合算した額の３分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 建築物の省エネ化の支援に関する事業に要する次に掲げる費用

イ 建築物の省エネ診断に要する費用

ロ 建築物に係る省エネ化のための計画の策定に要する費用

３ 住宅に係る省エネ化のための計画の策定及び省エネ改修又は建替えを総合的に行う事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用（省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修工事費（改修後の住宅が ZEH 水準となる省エネ改修と併せて実施する構造補強工事に要する費用を含む。）を合算した額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ化のための計画の策定に要する費用及び省エネ改修に要する費用相当分とする。以下同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用に地方公共団体が補助する額の２分の１とする。

二 基礎額は、省エネ基準の場合は 150,000 円／戸又は住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用の５分の１のいずれか低い額、ZEH 水準の場合は 350,000 円／戸又は住宅の省エネ化を総合的に行う事業に要する費用の５分の２のいずれか低い額を限度とする。

４ 建築物の省エネ改修、建替えに関する事業

一 本事業の基礎額は、地方公共団体が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用（省エネ改修工事費に 23.0% を乗じて得た額とし、建替えを行う場合にあっては省エネ改修に要する費用相当分とする。以下この号において同じ。）の２分の１、民間事業者等が当該事業を行う場合にあっては、省エネ改修に要する費用の２分の１又は地方公共団体が補助する額の２分の１のいずれか低い額とする。

二 建築物の基礎額は、省エネ基準水準の場合は 2,800 円／㎡、ZEB 水準の場合は 4,800 円／㎡ を限度とする。

イ－１７ 地域公共交通再構築事業に係る基礎額

イ－１７－（１）地域公共交通再構築事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、次に定める事業の実施に要する費用（東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社若しくは西日本旅客鉄道株式会社又は大手民鉄が運行する路線に係る鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合にあつては、当該費用に３分の２を乗じた額とする。以下１．本文において同じ。）の２分の１とし、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１又は次に定める事業の実施に要する費用の２分の１のいずれか低い額とする。

一 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第１号の地域公共交通特定事業の実施計画に定められた鉄道施設の整備に関する事業

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第２４条第２項の規定による鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該鉄道施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該鉄道施設の実実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該鉄道施設の整備に要する費用

二 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第２号の鉄道からＢＲＴ、バス若しくは軌道に転換する場合又は軌道からＢＲＴ若しくはバスに転換する場合における地域公共交通特定事業の実施計画に定められた施設の整備に関する事業

同法第９条第３項、第１４条第３項又は第２７条の１５第２項の認定に係る軌道運送高度化実施計画、道路運送高度化実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画に基づき当該施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該施設の実実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該施設の整備に要する費用

三 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第３号の地域公共交通特定事業の実施計画に定められたバス施設の整備に関する事業

同法第１４条第３項、第２７条の３第２項又は第２７条の１５第２項の認定に係る道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画に基づきバス施設を整備する場合における当該整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。

イ 設計費

（１）基本設計費

当該バス施設の基本設計に要する費用

（２）実施設計費

当該バス施設の実施設計に要する費用

ロ 施設整備費

当該バス施設の整備に要する費用

四 附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第４号の整備計画の作成等に関する事業

現況調査、地域公共交通に関する利用促進施策に関する事項及び当該地域公共交通の活用についての実効性ある取組等についての総合的な計画の立案、整備手法の調査、整備計画策定の一環として行う交通・情報実験（附属第Ⅱ編イ－１７－（１）の３．の第１号から第３号までの規定により整備を行う施設の位置、規模等を検討するものに限る。）に要する費用とする。

ロ 防災・安全交付金事業

ロ－１ 道路事業

ロ－１－（１）道路事業に係る基礎額

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）第 9 条に規定される事業	水源地域対策特別措置法別表（第 9 条関係）及び附則第 3 項、第 5 項、第 6 項、並びに水源地域対策特別措置法施行令（昭和 49 年政令第 27 号）第 6 条及び附則第 2 項に定める負担又は補助の割合
成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 45 年法律第 7 号）第 3 条に規定される事業	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律別表（第 3 条関係）、並びに成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 45 年政令第 28 号）第 3 条及び第 4 条に定める負担又は補助の割合
明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和 55 年法律第 60 号）第 5 条に規定される事業	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和 55 年政令第 156 号）第 5 条に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に定める負担又は補助の割合

ロ－１ 道路事業

活動火山対策特別措置法第２２条に規定される事業	活動火山対策特別措置法施行令（昭和５３年政令第２７４号）第４条第１項及び第２項に定める補助の割合
道路法施行令第３４条の２の３第１項第１号及び第２項に規定される事業	道路法施行令第３４条の２の３第１項及び第２項に定める補助の割合
道路法施行令第３４条の２の３第３項に規定される事業	道路法施行令第３４条の２の３第３項に定める補助の割合
沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第１０５条に規定される事業	沖縄振興特別措置法施行令（平成１４年政令第１０２号）別表（第３２条関係）に定める負担又は補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第４項に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第１条第４項に定める負担の割合
離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第７条に規定される事業	離島振興法別表（第７条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第６条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和２９年政令第２３９号）別表（第１条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和３８年法律第８１号）第２２条第２項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第３９号）第２２条第２項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第２２条第２項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第１２１条に規定される事業	土地区画整理法第１２１条に定める負担の割合

改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表１-(１)-２に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成１３年３月３０日付け国道総第５８９号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成２１年１１月１１日付け国都市第２５－２号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表１-(１)-１の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表 １-(１)-２

	地方公共団体	引上率 δ		
		１．００	１．０１～１．０９	１．１０～

一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕	9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間国道の改築 指定区間国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕	8.0/10 (※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10	5.5/10 × δ
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.0/10 × δ (※4)
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10 (※5)
		その他	5/10
			5.5/10 × δ 5/10 × δ

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注1）防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては6.0/10 × δ、市町村が行うものにあつては6.0/10、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業にあつては2/3、活動火山対策特別措置法第22条に規定する降灰の除去事業にあつては5/10（活動火山対策特別措置法施行令第4条第2項に規定する道路に係る降灰の除去事業にあつては2/3）とする。

注2）δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

ロ－１ 道路事業

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和２５年法律第２１１号）第１４条の規定により算定した基準財政収入額を同法第１１条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去３年度内の各年度に係るものを合算したものの３分の１の数値とする。

ロ－２ 港湾事業

ロ－２－（１）港湾改修事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編ロ－２－（１）の２．の①～④に掲げる施設ごとに、当該施設の整備費用及びこれらの施設と一体で整備される同⑤に掲げる施設の整備費用の額に次の表に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]	5/10, 4/10 [※]
重要港湾	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]	5/10, 5.5/10 4/10 [※]
地方港湾	4/10	4/10	4/10	4/10
避難港	5/10	5/10		

※ 水深-5.5m以下の係留施設と一体で整備されるもの

離島

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
重要港湾 地方港湾	8/10	8/10	6/10	6/10, 2/3 [※]

※ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの。

奄美

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10

北海道

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	7.5/10	6/10	6/10	6/10

沖縄

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10

ただし、陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用することを目的として、地方公共団体等が行う以下の①～⑤に掲げる事業（1件当たりの事業規模が5億円を超えないものであり、かつ都道府県及び指定都市が港湾管理者にあつては2億円以上、市町村が港湾管理者にあつては90百万円以上に限る。）については、基礎額を算定する場合に用いる国費率は次のとおりとする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地、奄美、北海道、沖縄 1/3 離島 5/10

①既存施設の利用転換：民間の既存バース等を公共施設へ利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。

②港湾空間の再開発・高度利用化

③利便性向上のための改良：係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良、安全上必要なさくの設定、津波避難施設※の整備その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良事業。港湾管理者情報システムの整備。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第13条第1項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される津波避難施設の整備については2/3とする。

④既存施設の延命化のための改良：埋没浚渫

⑤放置小型艇収容緊急整備：係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管等施設の整備。

ロー 2 - (2) 緑地等施設整備事業に係る基礎額

基礎額は、港湾環境整備施設及びそれと一体で整備される用地の建設又は改良に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

緑地：内地、離島、奄美、北海道 5/10

用地：内地、離島、奄美、北海道 1/3

ロー 2 - (3) 海域環境創造・自然再生等事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編ロー 2 - (3) 2. の①～④に掲げる事業に要する費用の額に次に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

・基礎額を算定する場合に用いる国費率

水質浄化施設 内地、離島、奄美、北海道 5/10

ロ－2 港湾事業

施設改良	内地、離島、奄美	4/10	北海道	6/10
沈廃船等処理		1/3		
汚泥等の浚渫		1/2		

ロ－3 河川事業

(国費率) 事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
広域河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
施設機能向上事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
地震高潮対策河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
削除						
調節池整備事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4
流域貯留浸透事業	1/3 (民間企業等が施行する場合は、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2)					—
削除						
土地利用一体型水防災事業	1/2	—	—	—	—	—
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—

河川・下水道一体型豪雨対策事業						
削除						
削除						
総合内水対策緊急事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—
都市基盤河川改修事業	1/3 (東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県知事が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
流域貯留浸透事業	1/3					—
総合流域防災事業 河川事業 ①、②	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
総合流域防災事業 河川事業 ③	1/3					—

※大規模：河川法 60 条第 1 項の政令で定める大規模な工事

※明日香法：明日香における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
第 5 条

※水特法：水源地域対策特別措置法第 9 条

- ロ－４ 砂防事業
- ロ－５ 地すべり対策事業
- ロ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

ロ－４ 砂防事業

ロ－５ 地すべり対策事業

ロ－６ 急傾斜地崩壊対策事業

(国費率)

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
通常砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	9/10	水特法： 3/4、2/3、 6/10、 5.5/10
火山砂防事業	5.5/10	5.5/10	5.5/10	2/3	9/10	水特法： 6/10
火山噴火緊急減災対策事業	1/2				—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	溪流：8/10 その他：6/10	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2					—

※水特法：水源地域対策特別措置法第9条

ロー 7 水道・下水道事業

ロー 7 - (1) - ①水道未普及地域解消事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ①の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

1 簡易水道施設

(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4

但し、

ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10

イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3

ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3

但し、

ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10

イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10

(4) (1)、(2) 及び (3) にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

2 飲料水供給施設

(1) 4/10

(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

ロー 7 - (1) - ②簡易水道再編推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ②の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

1 簡易水道施設

(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4

但し、

ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10

イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3

ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3

但し、

ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10

イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10

(4) (1)、(2) 及び (3) にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

2 飲料水供給施設

(1) 4/10

(2) (1) にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

ロー 7 - (1) - ③生活基盤近代化事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ③の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

1 簡易水道施設

(1) 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4

但し、

ア 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10

イ 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3

ウ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(2) 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3

但し、

ア 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10

イ 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10

(3) (1) 及び (2) にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10

(4) (1)、(2) 及び (3) にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4

(5) (1)、(2)、(3) 及び (4) にかかわらず、離島振興法（昭和 23 年法律第 72 号）第

2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

2 飲料水供給施設

(1) 4/10

(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）

ロー 7 - (1) - ④高度浄水施設等整備費に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ④の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 1/4

（ただし、平成 27 年度以前に水道水源開発等施設整備費国庫補助において採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては 1/3）

(2) (1)にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1/2）

ロー 7 - (1) - ⑤水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑤の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 導水管・送水管耐震化事業

① 1/3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1/2

(2) 基幹水道構造物の耐震化事業

① 1/3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1/2

(3) 緊急遮断弁

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(4) 導水管・送水管複線化事業

1 / 3

(5) 重要施設配水管

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(6) 貯留施設（耐震性貯水槽）

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(7) 給水車

① 1 / 4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(8) 配水池

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(9) 緊急時用連絡管

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振

興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(10) 大容量送水管

① 1 / 4

（ただし、平成 27 年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1 / 3）

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(11) 浄水場の防災拠点化

① 1 / 4

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

ロー 7 - (1) - ⑥緊急時給水拠点確保等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑥の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 取水施設耐災害性強化事業

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

(2) 水道施設耐災害性強化事業

① 1 / 3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1 / 2

ロー 7 - (1) - ⑦水道施設アセットマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (1) - ⑦の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

(1) 老朽管更新事業

1 / 4

(2) 水道管路緊急改善事業

①附属第Ⅱ編ロ－7－(1)－⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業のうち①に掲げる事業 1／3

②附属第Ⅱ編ロ－7－(1)－⑦の3.(2)に掲げる交付対象事業のうち②に掲げる事業

ア 1／4

イ アにかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2

(3) 管路近代化事業

①1／4

(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3)

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2

(4) 鉛管更新事業

①1／4

(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／3)

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2

(5) 基幹管路耐震化整備事業

①1／3

(ただし、平成27年度以前に採択された事業及び財政再建団体が行う事業にあつては、1／2)

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2

(6) 海底送・配水管更新事業

①1／3

②①にかかわらず、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条の規定による奄美群島において行う事業にあつては1／2

(7) 水管橋耐震化等事業

① 1／3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

ロ－７－（１）－⑧水道事業運営基盤強化推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）－⑧の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

（１）広域化事業 1／3

（２）運営基盤強化等事業 1／3

（３）水道施設共同化事業 1／3

（４）水道施設再編推進事業

① 1／3

②①にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島において行う事業にあつては 1／2

（５）水道施設 D X 推進事業 1／3

（６）特定広域化施設整備費 1／3

（７）一般広域化施設整備費 1／4

（８）広域化促進地域上水道施設整備費 1／3

（９）水道広域化促進事業費 1／3

（１０）水道基盤強化計画策定事業 1／2

ロ－７－（１）－⑨水道水源自動監視施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（１）－⑨の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

1／4

ロ－７－（２）－①通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の２．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－②下水道浸水被害軽減総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）①から⑤まで並びにイ）（2）については、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の イ）（1）については 2 分の 1、附属第Ⅱ編イ－７－（２）の 4．の ア）⑥については 3 分の 1、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）については、交付金の額が地方公共団体による助成額の 2 分の 1 となる率。ただし、附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－②の 4．の ア）⑦及び⑧並びにイ）（3）に係る交付金の額は総費用の 3 分の 1 を限度とする。

ロ－７－（２）－③下水道総合地震対策事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－③の 3．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－④特定水域合流式下水道改善事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ．基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロ－７－（２）－④の 2．に掲げる交付対象事業。

ロ．国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の特例が規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

ロ－７－（２）－⑤都市水害対策共同事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ．に係る費用に、ロ．の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑤の 2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。これらの法令において、附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑤の 2. ②に該当する施設は公共下水道の主要な管渠又は主要な補完施設若しくは都市下水路又は流域下水道の一部として取り扱うものとする。

ロー 7 - (2) - ⑦下水道ストックマネジメント支援制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑦の 3. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 「下水道ストックマネジメント計画」の策定

公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の 2 分の 1、都市下水路として実施する場合は 10 分の 4 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

② 計画的な改築

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率に基づく国費率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

ロー 7 - (2) - ⑧下水道広域化推進総合事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑧の 2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

① 計画策定等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

② 施設整備

下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の 2 分の 1。

なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 (ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。

③ 撤去等

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする（ただし、災害復旧に伴う浄化槽区域への転換の場合は、3分の2又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第4条の規定に基づく、交付申請年度の前年度に通知される国庫負担率を適用した費用とする。なお、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第4条又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令四百三号）第6条の規定に基づく特別財政援助額により国庫負担率の嵩上げをする場合は、交付申請年度の前年度に通知される当該負担率を適用した費用とする）

ロー 7 - (2) - ⑨下水道リノベーション推進総合事業に係る基礎額

① 下水道リノベーションに係る計画策定

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。

② 未利用エネルギー活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の2. ②(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。

a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。

b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(c) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

(d) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

③ 積雪対策推進事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

④ 再生資源活用事業

(a) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の3. ④(a)に該当するものは2分の1。

(b) 附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑨の3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

⑤ 防災拠点化施設整備事業

下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。

その他、附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑧2. の交付対象事業に該当するものは、ロー 7 - (2) - ⑧に定める国費率。

ロー 7 - (2) - ⑩新世代下水道支援事業制度に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編ロー 7 - (2) - ⑩の3. に掲げる交付対象事

業。

ロ. 国費率

次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

① 水環境創造事業

（ア）水循環再生型

（c） 附属第Ⅱ編ロー 7－（2）－⑩の 3. ①（ア）に掲げる事業のうち（b）a）に該当するものは 3 分の 1、（b）b）に該当するものは地方公共団体による助成額の 2 分の 1（ただし総費用の 3 分の 1 を限度とする）。

ロー 7－（2）－⑫下水道民間活力導入促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロー 7－（2）－⑬内水浸水リスクマネジメント推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロー 7－（2）－⑭下水道情報デジタル化支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロー 7－（2）－⑮下水道温室効果ガス削減推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。

ロ－８ その他総合的な治水事業

ロ－８－（１）総合流域防災事業に係る基礎額

（国費率）

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロ－８－（１）における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業						
①	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 一級河川 二級河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
② 準用河川	1/3					—
③	1/3					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—
土砂・洪水氾濫対策のための計画の策定又は変更	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—

ロ－８ その他総合的な治水事業

	急傾斜地	1/2	—	—
砂防基礎調査		1/3	—	—
急傾斜地基礎調査		1/3	—	—
水害リスク情報整備推進事業		1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3以上を補助する場合に限る。)	—	—

ロ－８－（２）津波防護施設整備事業

津波防護施設整備事業に係る国費率は、1/2 とする。

ロ－9 海岸事業

ロ－9－（１）高潮対策事業に係る基礎額

高潮対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2（市街地、都市 2/5）
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（２）侵食対策事業に係る基礎額

侵食対策事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（３）海岸耐震対策緊急事業に係る基礎額

海岸耐震対策緊急事業に係る国費率は、以下のとおりとする。

（国費率）

内地	1/2
北海道	11/20
離島	11/20
奄美	2/3
沖縄	9/10

ロ－9－（４）削除

ロ－9－（５）津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る基礎額

津波・高潮危機管理対策緊急事業に係る国費率は、1/2 とする。

※ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 13 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 12 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難対策としての管理用通路の整備及び避難用通路の設置（堤防スロープ等）については、2/3 とする。

ロ－9－（６）海岸環境整備事業に係る基礎額

海岸環境整備事業に係る国費率は、1/3 とする。

ロ－ 9 －（ 7 ） 海域浄化対策事業に係る基礎額

（国費率）

海域浄化対策事業の国費率は、1/3 とする。

（義務者への求償）

該当する事業については、地方公共団体は、船舶所有者等より、放置座礁船の処理に要した費用の全部又は一部の納付を受けた場合には、その費用の納付の内容に関する証拠書類を添えて速やかに地方整備局長等（北海道においては北海道開発局長、沖縄については沖縄総合事務局長。）に報告するとともに、船舶所有者等から納付を受けた額に上記国費率を乗じて得た額を国に納付しなければならない。

ロー 10 都市再生整備計画事業

ロー 10－(1) 都市再生整備計画事業に係る基礎額

イー 10－(1) の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー 10」とあるのは、「ロー 10」と読み替え、2. 雑則については、以下の通りとする。

2. 雑則

- 1 本要綱の施行（令和 5 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱（イー 10－(1) 都市再生整備計画事業）に基づき支援が受けられるものとする。
- 2 附属第Ⅱ編ロー 10－(1) 5. 1において、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表していることを要件としていることについては、令和 6 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 3 表 10-(1) の 12. 高次都市施設において、新築の建築物は原則として省エネ基準に適合することを要件としていること、及び地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構が新築する建築物について原則として ZEB 水準に適合することを要件としていることについては、令和 6 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 4 本要綱の施行（令和 6 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。
- 5 附属第Ⅱ編ロー 10－(1) 5. 2において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域であることを要件としていることについては、令和 7 年度末までに事前復興まちづくり計画等に防災拠点を位置付けることが確実と見込まれる場合には、この限りでない。
- 6 附属第Ⅱ編ロー 10－(1) 4. 1において、交付対象事業から除くこととしていることについては、令和 8 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 7 附属第Ⅱ編ロー 10－(1) 4. 2～4において、交付対象事業から除くこととしていること、及び表 10-(1) の 3. 地域創造支援事業、5. 公園、12. 高次都市施設、14. 既存建造物活用事業において、水防法第 14 条第 1 項に規定する洪水浸水想定区域、同法第 14 条の 2 に規定する雨水出水浸水想定区域及び同法第 14 条の 3 に規定する高潮浸水想定区域においては利用者の安全を確保するための対策が実施されることを要件としていることについては、令和 9 年度末までに国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業はこの限りでない。
- 8 本改正要綱の施行（令和 7 年 4 月 1 日）の際、現に国に提出されている都市再生整備計画に基づく事業は、改正前の要綱に基づき支援が受けられるものとする。

ロー 12 都市公園・緑地等事業

ロー 12－（１）都市公園等事業に係る基礎額

I 都市公園事業

イー 12－（１）の I の規定は、本事業について準用する。

II 防災緑地緊急整備事業

イー 12－（１）の II の規定は、本事業について準用する。

III 特定地区公園事業

イー 12－（３）の規定は、本事業について準用する。

IV 官民連携型公園計画策定調査

イー 12－（１）の IV の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（２）都市公園安全・安心対策事業に係る基礎額

I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

イー 12－（２）の I の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー 12－（１）に定める」とあるのは、「ロー 12－（１）に定める」と読み替えるものとする。

II 公園施設長寿命化対策支援事業

イー 12－（２）の II の規定は、本事業について準用する。

III 公園施設長寿命化計画策定調査

イー 12－（２）の III の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（３）都市公園ストック再編事業に係る基礎額

イー 12－（３）の規定は、本事業について準用する。

ロー 12－（５）緑地環境事業に係る基礎額

I グリーンインフラ活用型都市構築支援事業

イー 12－（５）の I の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３ 市街地整備事業

ロ－１３－（１）都市防災推進事業に係る基礎額

ロ－１３－（１）①都市防災総合推進事業に係る基礎額

イー１３－（１）①の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）①」とあるのは、「ロ－１３－（１）①」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）②宅地耐震化推進事業に係る基礎額

イー１３－（１）②の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）②関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）②関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（１）③盛土緊急対策事業に係る基礎額

イー１３－（１）③の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（１）③関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（１）③関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（２）市街地再開発事業等に係る基礎額

イー１３－（２）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（２）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（２）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（４）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

イー１３－（４）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３－（４）関係部分」とあるのは、「ロ－１３－（４）関係部分」と読み替えるものとする。

ロ－１３－（６）都市再生区画整理事業に係る基礎額

イー１３－（６）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（８）都市・地域交通戦略推進事業に係る基礎額

イー１３－（８）の規定は、本事業について準用する。この場合において、同規定中「イー１３」とあるのは、「ロ－１３」と読み替え、１．基礎額 １ 整備計画の作成に関する事業については以下の通りとする。

１．基礎額

１ 整備計画の作成等に関する事業

イ （略）

ロ （略）

ハ （略）

ニ 防災力の向上に資する整備計画の作成に関する事業
交通結節点等における防災力向上に資する整備計画に係る現況調査、計画立案及び計画作成の一環として実施する実証等に要する費用とする。

ロ－１３－（９）津波防災拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次に定めるところによる。

- ・津波防災拠点整備計画策定支援、津波防災拠点のための公共施設等整備、津波防災拠点のための用地取得造成に要する費用の２分の１

ロ－１３－（１０）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

イ－１３－（１０）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（１１）集約都市開発支援事業に係る基礎額

イ－１３－（１１）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１３－（１２）都市安全確保拠点整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、地方公共団体が実施する事業にあつては、交付対象事業に要する費用の２分の１とし、地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し補助する場合は、当該地方公共団体が当該交付金事業者に交付する補助金の額の２分の１とする。

ロ－１３－（１３）無電柱化まちづくり促進事業に係る基礎額

イ－１３－（１２）の規定は、本事業について準用する。

ロ－１４ 都市水環境整備事業

ロ－１４－（１）都市水環境整備下水道事業

基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲及び国費率は以下のとおりとする。

イ．新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業に係る事業

本事業の基礎額は、ロー７－（１１）新世代下水道支援事業制度水環境創造事業の交付対象事業の範囲及び国費率による。

ロ．清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業

清流ルネッサンスⅡの計画に位置付けられた下水道事業に対しては、ロー７－（１）からロー７－（５）まで、ロー７－（７）からロー７－（１１）まで、又はロー７－（１３）による。

ハ．上記イ、ロと一体的に実施される下水道事業

新世代下水道支援事業制度水環境創造事業及び清流ルネッサンスⅡに位置付けられた下水道事業と一体的に整備する必要がある下水道事業に対しては、ロー７－（１）からロー７－（５）まで、ロー７－（７）からロー７－（１１）まで、又はロー７－（１３）による。

ロ－１４－（２）統合河川環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のとおりとする。

- ・内地、北海道、離島（公害財特法失効後の財政措置対象事業） 1/2
- ・内地、北海道、離島（その他） 1/3
- ・沖縄 1/2

- （１）国は、都道府県知事が施行主体である場合には、交付対象額の３分の１（公害財特法失効後の財政措置対象事業として行う浚渫及び導水事業にあっては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

ただし、一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている準用河川についての浄化事業において、国は、対象事業について、都道府県と指定都市又は市区町村がそれぞれ事業費の３分の１（公害防止対策事業として行う事業にあっては４分の１）を負担する旨の費用負担協定（指定都市又は市区町村負担については地方財政法（昭和２３年法律第１０９号）第２７条第１項の手続きによる。）を締結している時に、事業費の３分の１（公害防止対策事業として行う事業にあっては２分の１）を都道府県に対して交付するものとする。

- （２）国は、指定都市の長又は市区町村長が施行主体である場合には、都道府県が指定都市又は市区町村に対し事業費の３分の１を補助する時に、当該指定都市又は市区町村に対し３分の１を交付するものとする。

ロ－１４－（３）下水道関連特定治水施設整備事業に係る基礎額

下水道関連特定治水施設整備事業と同種の治水施設の整備等に関する事業に係る交付割合と同じ割合とする。

ロ－１５ 地域住宅計画に基づく事業

ロ－１５－（１）地域住宅計画に基づく事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１５－（１）の規定に基づく額とする。

ロ－１６ 住環境整備事業

ロ－１６－（１）市街地再開発事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（２）優良建築物等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（２）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（３）市街地総合再生施設整備に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（３）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（４）基本計画等作成等事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（４）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（５）暮らし・にぎわい再生事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（５）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（６）バリアフリー環境整備促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（６）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（８）住宅市街地総合整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（８）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（９）街なみ環境整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（９）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１０）住宅市街地基盤整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１０）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１１）住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、特定事業ごとに算出される交付対象事業費に、当該特定事業と同種の治水施設等の整備事業に係る国の補助割合又は負担割合と同じ割合の国費率を乗じて得た額とする。

ロ－１６－（１２）住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１２）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１３）狭あい道路整備等促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１３）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１４）削除

ロ－１６－（１７）削除

ロ－１６－（１８）防災・省エネまちづくり緊急促進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１８）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（１９）集約都市開発支援事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（１９）の規定に基づく額とする。

ロ－１６－（２０）住宅・建築物省エネ改修推進事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、イ－１６－（２０）の規定に基づく額とする。

第2章 関連事業

第1 関連社会資本整備事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該関連社会資本整備事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

(2) 国費率

イ 社会資本整備重点計画法第2条第2項各号（第2号、第4号及び第6号を除く。）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業
第1章と同じとする。

ロ イに掲げる事業以外の事業

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は、当該法令等に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

第2 効果促進事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の当該効果促進事業の事業費（事務費を除く。）とする。

なお、間接補助の場合、地方公共団体が交付金事業者に対し、交付対象事業に要する経費の一部を負担し、又は補助する場合においては、当該地方公共団体が負担し、又は補助する費用（事務費を除く。）の額の範囲内に限り、事業費として計上することができる。

ただし、要素事業である地域公共交通再構築事業により東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社若しくは西日本旅客鉄道株式会社又は大手民鉄が運行する路線に係る鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道施設を整備する場合にあっては、当該要素事業の事業費は、当該事業費に3分の2を乗じた額として、当該年度の当該効果促進事業の事業費を算定することとする。

第2章 関連事業

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担の割合又は補助の割合とする。

それ以外の場合は2分の1とする。

なお、道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、当該事業に係る国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率、国の負担又は補助について個別の法令に規定がない場合は、表1-(1)-4（1－（1）関係）に定める率を乗じて算定するものとする。

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定）3（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額について、国の負担又は補助の割合について個別の法令に規定がない場合は、表1-(1)-5（1－（1）関係）に定める率を乗じて算定するものとする。

ただし、表1-(1)-1（1－（1）関係）の右欄に掲げる率を適用する事業と一体となって実施される効果促進事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、2分の1（国の負担又は補助について個別の法令に規定がある場合は、当該法令に規定する負担率又は補助率）を乗じて算定するものとする。

表1-(1)-4

	地方公共団体		引上率 δ	
			1.00	1.01～
率	沖縄県の区域内、奄美群島の地域内、北海道の区域内、離島の地域内の地方公共団体		5.5/10	$5.5/10 \times \delta$
	その他の地方公共団体	重点計画(※1)	5.5/10(※2)	$5.5/10 \times \delta$
		その他	5/10	$5/10 \times \delta$

※1 重点配分対象事業に特化して策定される社会資本総合整備計画

※2 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

注） δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規

第2章 関連事業

定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

表 1-(1)-5

	引上率 δ			
	1.00	1.01～1.09	1.10～1.18	1.19～
率	5.5/10	6/10	6.5/10	7.0/10

注) δ は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

第3 社会資本整備円滑化地籍整備事業

(1) 事業費

基礎額算定に用いる事業費は、当該年度の社会資本整備円滑化地籍整備事業において実施する地籍調査に係る作業のうち、国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）第14条に規定する以下の作業区分に要する費用とし、各作業区分の費用は表1に定める基準によって算定するものとする。

- 一 一筆地調査
- 二 地籍図根三角測量
- 三 地籍図根多角測量
- 四 地籍細部測量
- 五 空中写真の撮影
- 六 空中写真の図化
- 七 地積測定
- 八 地籍図及び地籍簿の作成
- 九 街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成

表1 作業区分毎の算定基準

作業区分	算定基準
一筆地調査	調査地域の傾斜度、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図根三角測量	調査地域の縮尺区分及び傾斜度等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図根多角測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍細部測量	調査地域の縮尺区分、精度区分、傾斜度、視通の難易、毎筆の土地の広狭及び毎筆の土地の形状等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の撮影	調査地域の縮尺区分、傾斜度、視通の難易及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
空中写真の図化	調査地域の縮尺区分、傾斜度及び視通の難易等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地積測定	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定
地籍図及び地籍簿の作成	調査地域の縮尺区分及び毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定 地籍集成図を作成する場合は、対象地域の地籍図の

	縮尺区分により定まる所要の経費及び作成面積を基準にして算定
街区境界調査図及び街区境界調査簿の作成	調査地域の縮尺区分及び街区内の毎筆の土地の広狭等により定まる所要の経費並びに調査面積を基準にして算定

(2) 国費率

基礎額の算定に用いる国費率は、国土調査法第9条の2の規定に基づき表2のとおりとする。

表2 交付対象の経費と国費率

経費	国費率
都道府県が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費	当該調査に要する経費の2分の1以内
市町村が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する経費	都道府県が負担に要する経費の3分の2以内
土地改良区等が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費に対して、国土調査法第9条の2第1項の規定により都道府県が負担する経費	都道府県が負担に要する経費の10分の8以内